

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて

我が国の年間の出生数は、平成 29 年に 100 万人を割り込み減少傾向が続いています。このような急速な少子化の進行に伴い、総人口も減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和 35 年には総人口が 1 億人を割り込むものと見込まれています。

本市におきましても、出生数が減少し、少子高齢化がいつそう進行することにより、総人口についても近い将来減少に転じるものと予測されています。

また、子育て世帯の核家族化や地域とのつながりの希薄化など、子育てに不安や孤立感を感じる家庭や、さまざまな理由から支援を必要とする家庭も少なくはない状況にあり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いております。

本市では、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「川越市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」を策定し、幼児期の教育・保育の充実や待機児童の解消などに取り組んでまいりました。5 年間の計画期間の満了に伴い、令和元年 10 月から新たに開始された幼児教育・保育の無償化、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の努力義務化など、計画期間中の社会状況の変化を考慮するとともに、子育ての不安や孤立感を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指して「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて、歴史と文化に育まれた川越で、すべての子どもが夢と希望をもって成長でき、また、子どもを安心して生み育てることができるよう、子ども・子育て支援施策の更なる充実を図ってまいりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）の皆様にご尽力いただいたほか、多くの市民の皆様、関係機関、事業所等の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。



令和 2 年 3 月

川越市長 川合善明

目次

第1章 計画の策定 にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	本計画の目的	2
2	計画の位置づけ	3
(1)	本計画の位置づけ	3
(2)	計画の対象	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
(1)	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）	4
(2)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	5
(3)	子どもの生活に関する実態調査	6
(4)	意見公募（パブリックコメント）	6
5	計画の推進体制	7
(1)	推進体制	7
(2)	P D C Aサイクル	7

第2章 川越市の 現状

第2章 川越市の現状

1	川越市の子どもを取り巻く状況	8
(1)	少子高齢化	8
(2)	児童数の将来予測	9
(3)	婚姻の状況及び合計特殊出生率の推移	10
(4)	世帯の状況	15
(5)	就労の状況	17
(6)	保育施設等の状況	18
2	ニーズ調査に基づく市民の意向	20
(1)	子どもと家族の状況	20
(2)	子どもの育ちをめぐる環境	20
(3)	保護者の就労状況	21
(4)	教育・保育事業の利用	22
(5)	放課後の過ごし方	27
(6)	育児休業の取得状況	29
3	子どもの貧困対策の現状	30
(1)	これまでの本市の取組	30
(2)	子どもの生活に関する状況	30

4	第1期計画の達成状況	41
(1)	基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	42
(2)	基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	42
(3)	基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	43
(4)	基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進	43
(5)	基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	44

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	45
2	計画の視点	46
(1)	ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得	46
(2)	地域社会全体による子育て・親育ちへの支援	46
(3)	すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援	46
3	基本目標	47
4	計画の体系	51

第4章 子ども・子育て支援の取組・事業

第4章 子ども・子育て 支援の取組・事業

基本目標1	妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実	52
施策目標(1)	切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進	52
施策目標(2)	愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	55
基本目標2	幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	57
施策目標(1)	教育・保育の充実と質的向上	57
施策目標(2)	多様な保育事業の推進	59
施策目標(3)	子育て支援サービスの充実	61
基本目標3	心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	63
施策目標(1)	学校教育の充実	63
施策目標(2)	健やかな成長のための保健対策の推進	64
施策目標(3)	家庭や地域による教育力の向上	65
施策目標(4)	放課後の子どもの居場所づくり	67
基本目標4	地域と社会で子育てを支える環境づくり	68
施策目標(1)	少子化対策の推進と次代の親の育成	68
施策目標(2)	子どもの健全育成の取組と若者への支援	70
施策目標(3)	安全・安心なまちづくり	71
施策目標(4)	多文化共生の推進	72

基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	73
施策目標(1) 子育て家庭の自立等への支援	73
施策目標(2) 子どもの可能性を支える取組の推進	75
施策目標(3) 子どもを虐待から守る取組の推進	77
施策目標(4) 障害児施策の充実と支援体制整備の推進	79

第5章
教育・保育、
地域子ども・
子育て支援事業

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育等提供区域の設定	81
2 教育・保育	82
3 地域子ども・子育て支援事業	89
(1) 利用者支援事業	90
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	91
(3) 放課後児童健全育成事業	93
(4) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業、ショートステイ事業)	101
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)	102
(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	103
(7) 地域子育て支援拠点事業	104
(8) 一時預かり事業	107
(9) 病児保育事業等	109
(10) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	110
(11) 妊婦健康診査	111
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	112
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	112

参考資料

参考資料

1 策定経過	113
2 答申書	114
3 子ども・子育て会議委員名簿	115
4 意見聴取の実施概要	116
5 子ども・子育て支援新制度	118
6 用語解説	122

※本文中の組織名の表記は令和2年3月現在のものです。



第 1 章



計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の推進体制

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子育て世帯の核家族化、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、AI、ビッグデータといった新たな技術の進展が、学校や学びのあり方などに新たな局面を生み出しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援施策の量の拡充や質の向上を図るため『子ども・子育て支援新制度』が開始されました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、全国の待機児童数は減少傾向で推移しているものの、平成 31 年 4 月時点で 1 万 6,772 人にのぼり、保育を必要とするすべての子どもが入所できていない状況です。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、国は令和 2 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月に国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

更に、これまで段階的に進められてきた幼児教育の段階的無償化の取組を加速化するものとして、令和元年 10 月からは、幼稚園・保育所・認定こども園等を中心に利用料を無償化する幼児教育・保育無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育に関する各種取組が進められています。

(2) 本計画の目的

これまで、本市では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」や、子ども・子育て新制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」（以下、「第 1 期計画」といいます。）を策定して子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

本計画は、第 1 期計画策定以降の国・県等の動向や子ども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みに対する提供体制の確保方策等を定め、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

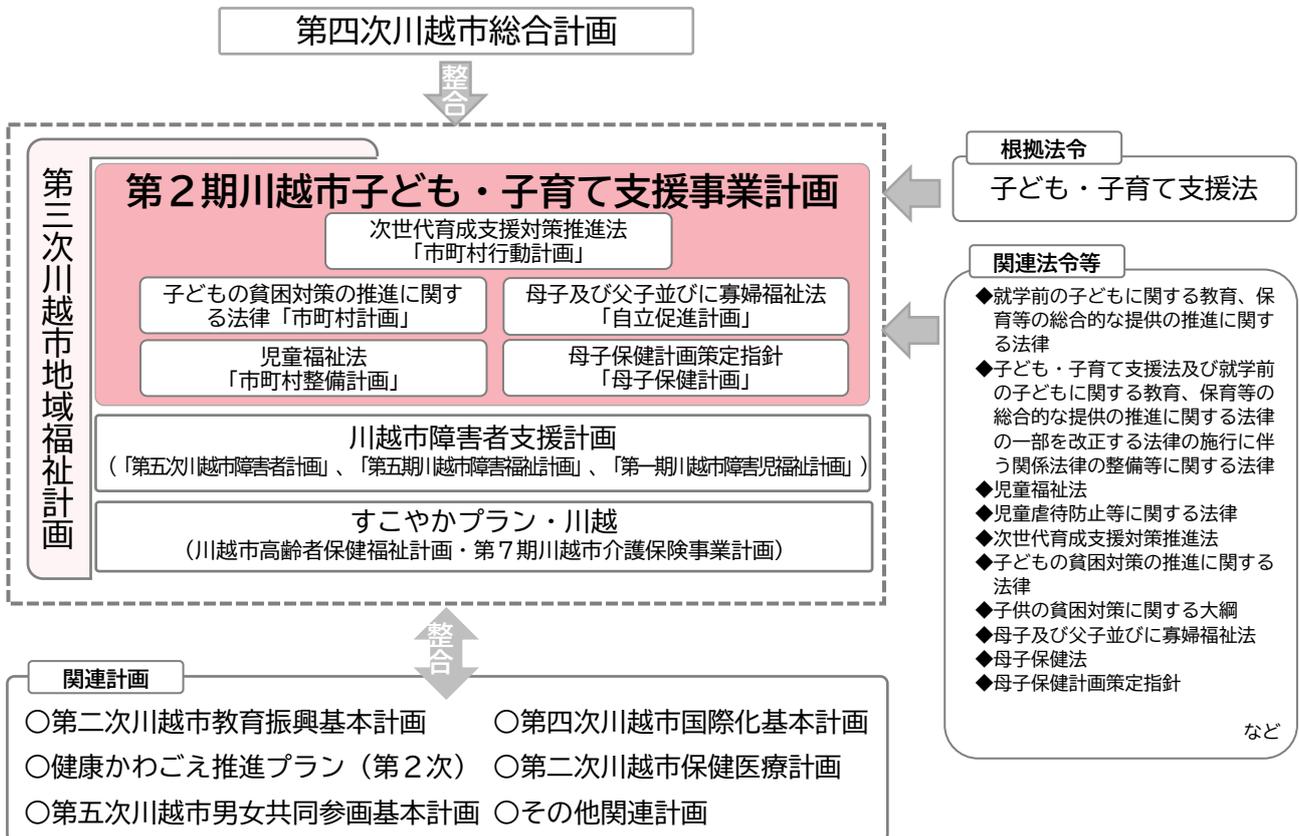
2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」を包含した計画として策定しました。

また、第四次川越市総合計画を上位計画とし、川越市地域福祉計画のもと、保健・福祉・教育分野等の関連する計画との整合を図っています。

【第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】



(2) 計画の対象

本計画は、妊娠期を含め、0 歳から概ね 18 歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間中に制度変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

平成 27年度 2015	平成 28年度 2016	平成 29年度 2017	平成 30年度 2018	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025
第四次川越市総合計画										
第三次川越市地域福祉計画					第四次川越市地域福祉計画					
川越市子ども・子育て支援事業計画					第2期川越市子ども・子育て支援事業計画					
 中間年見直し					 中間年見直し					

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催、二一ズ調査の実施などにより、市民や関係機関等の意見を聴きながら策定を行いました。

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）

学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）において、計画内容の審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

教育・保育施設、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業等について、利用状況や利用希望を把握することを目的として、平成30年度に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

○調査の種類・対象者

種類	対象者	対象者数
1 就学前児童保護者用アンケート	就学前児童がいる家庭の保護者	2,300 世帯
2 放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	学童保育を利用している児童の保護者	2,247 世帯
3 幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	幼稚園・認定こども園を利用している幼児の保護者	5,613 世帯
4 商工会議所会員事業所用アンケート	市内の事業所の事業主	599 事業所
5 休日就労保護者用アンケート	4の事業所で休日就労している就学前児童の保護者	176 世帯

○回収結果

種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1 就学前児童保護者用アンケート	2,300	1,295	56.3%
2 放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	2,247	1,618	72.0%
3 幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	5,613	5,034	89.7%
4 商工会議所会員事業所用アンケート	599	141	23.5%
5 休日就労保護者用アンケート	176	55	31.3%

(3) 子どもの生活に関する実態調査

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援施策の充実や改善につなげることを目的として、平成30年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

○調査の種類・対象者

	種類	対象者	対象者数
1	小学5年生の家庭用アンケート	公立小学校に通う小学5年生とその保護者	2,221世帯
2	中学2年生の家庭用アンケート	公立中学校に通う中学2年生とその保護者	2,066世帯
3	16-17歳の家庭用アンケート	16~17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子どもを含む）とその保護者	1,999世帯

○回収結果

	種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1	小学5年生子ども用アンケート	2,221	2,010	90.5%
2	小学5年生保護者用アンケート	2,221	2,015	90.7%
3	中学2年生子ども用アンケート	2,066	1,914	92.6%
4	中学2年生保護者用アンケート	2,066	1,919	92.9%
5	16-17歳子ども用アンケート	1,999	675	33.8%
6	16-17歳保護者用アンケート	1,999	687	34.4%

(4) 意見公募（パブリックコメント）

計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

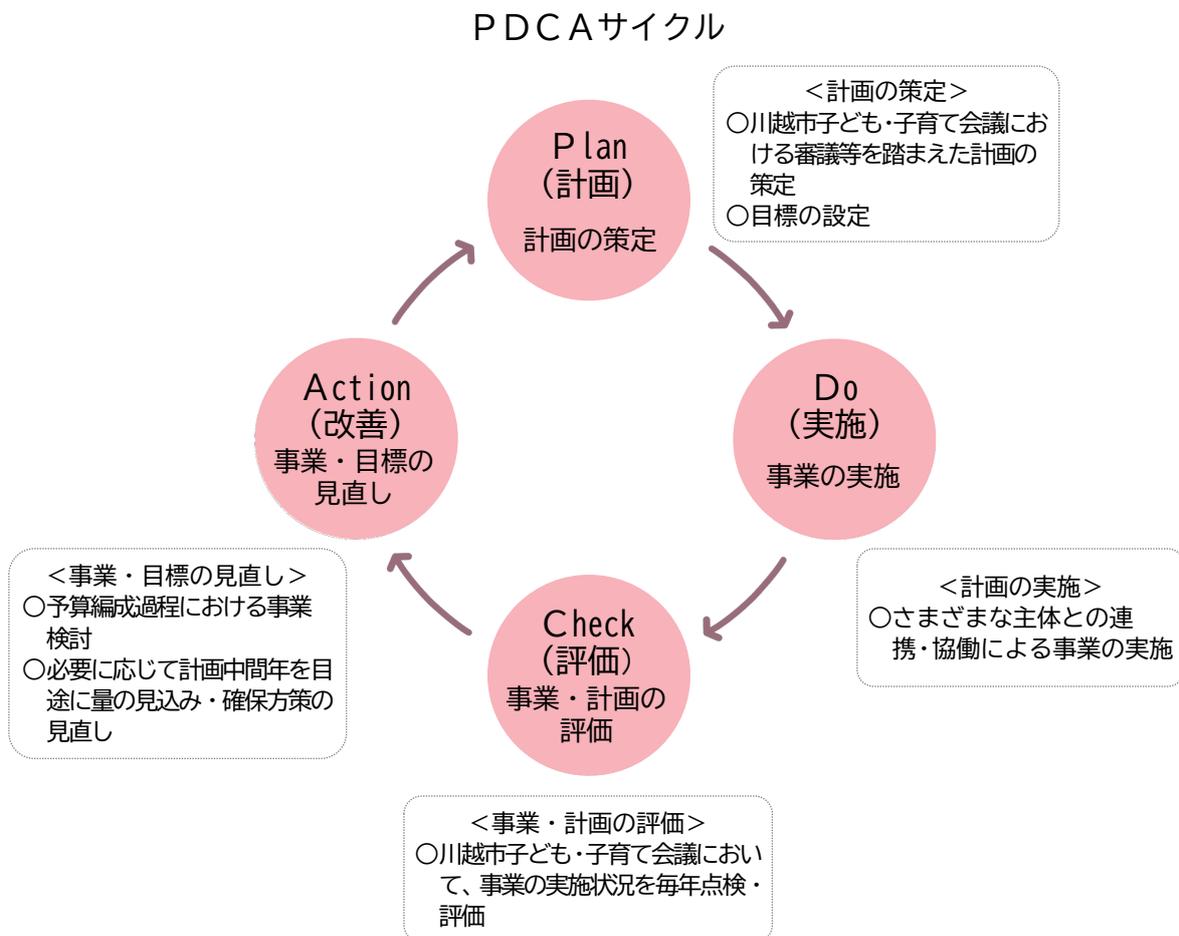
本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、市民・事業者・民間団体等との協働や、教育・保育関係者等の子ども・子育て支援事業者をはじめとする多様な主体の連携・協力による施策の推進に努めます。

また、社会状況の変化や新たな課題等に対応するため、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会等で意見を伺い適切に事業に反映させていきます。

(2) PDCAサイクル

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。

また、進捗状況については、「川越市子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行います。





第 2 章



川越市の現状

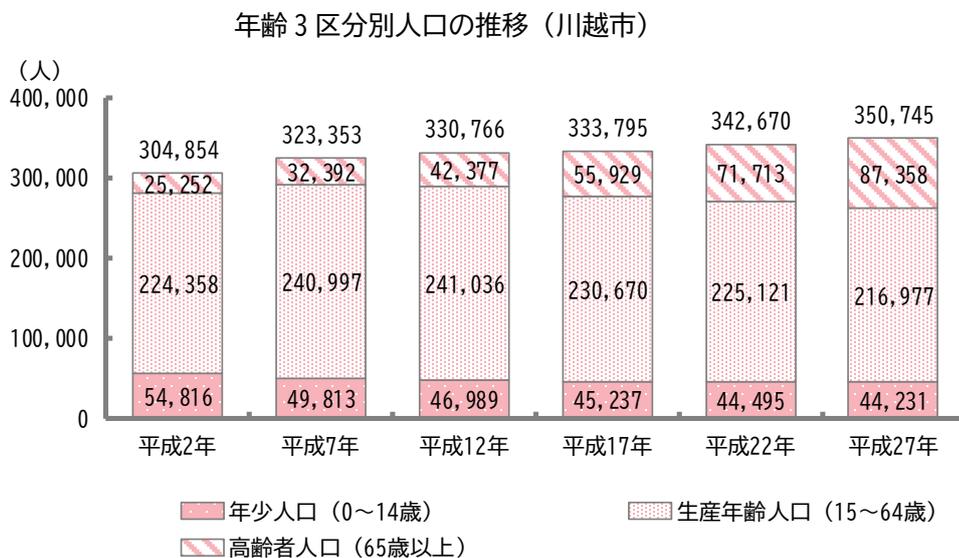
- 1 川越市の子どもを取り巻く状況
- 2 ニーズ調査に基づく市民の意向
- 3 子どもの貧困対策の現状
- 4 第1期計画の達成状況

1 川越市の子どもを取り巻く状況

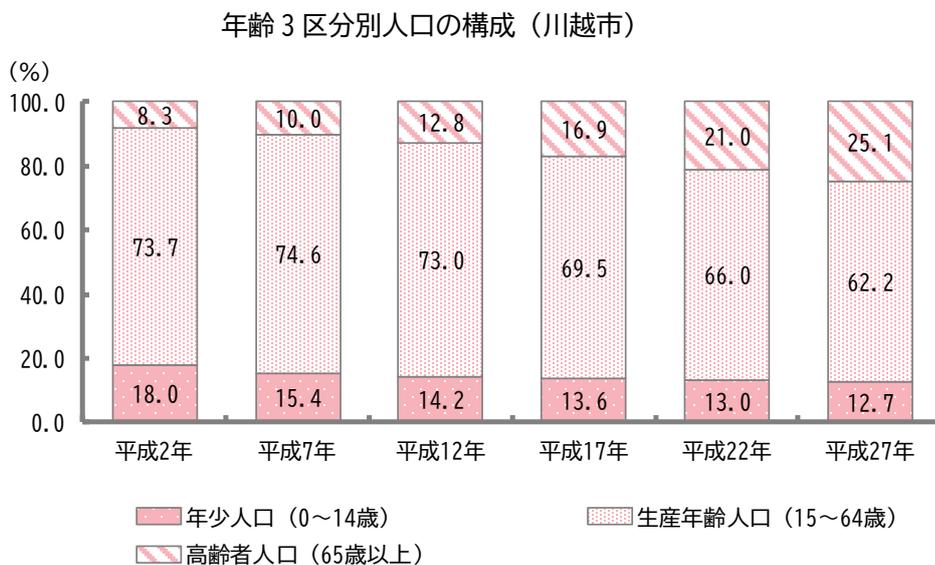
(1) 少子高齢化

年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成27年で350,745人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



※総人口数には年齢不詳を含む



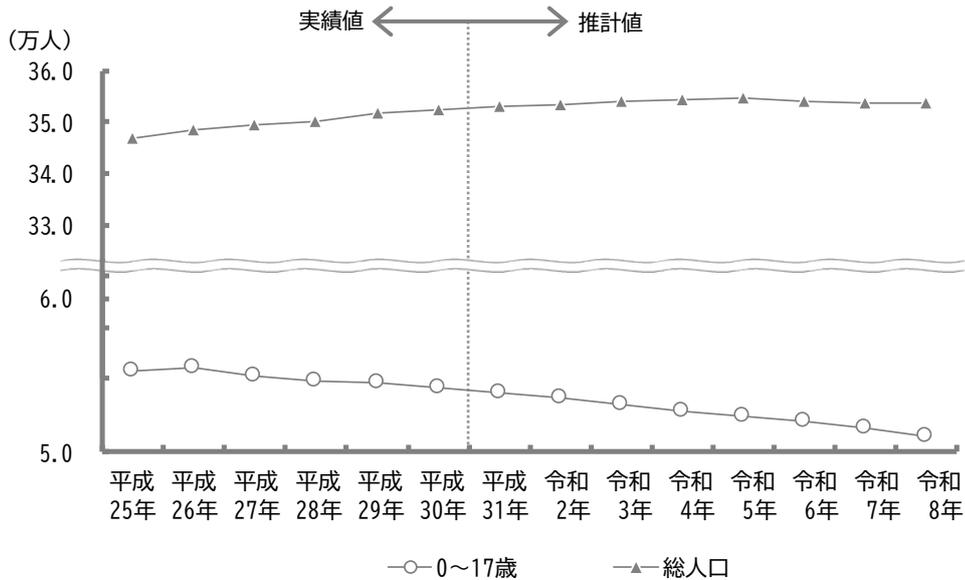
資料：国勢調査

(2) 児童数の将来予測

児童数の推移と将来予測

本市の児童数の推移をみると、平成26年以降減少傾向となっています。今後も児童数は減少することが見込まれています。

児童数の推移と将来予測（川越市）



単位：人

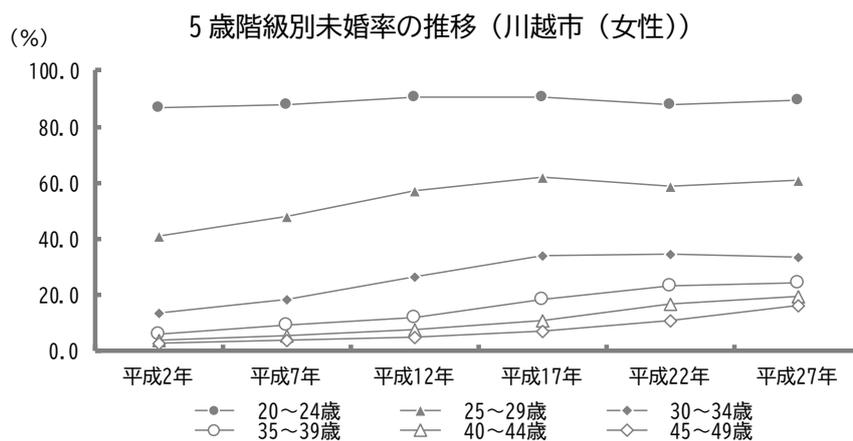
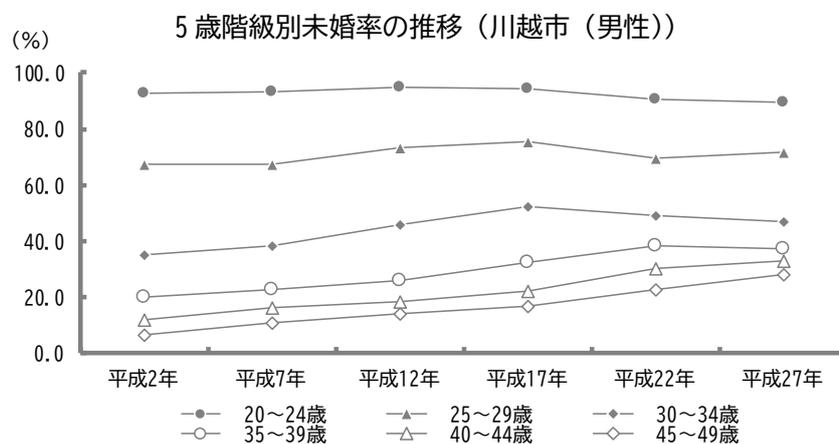
	実績値						推計値							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総人口	346,739	348,595	349,378	350,223	351,654	352,433	353,070	353,475	353,995	354,310	354,538	354,166	353,729	353,808
0歳	2,873	2,976	2,760	2,658	2,723	2,647	2,601	2,561	2,527	2,505	2,495	2,484	2,472	2,472
1・2歳	6,109	6,071	6,052	5,888	5,635	5,568	5,549	5,435	5,345	5,267	5,209	5,177	5,156	5,133
3～5歳	9,239	9,286	9,270	9,221	9,149	8,973	8,728	8,482	8,367	8,299	8,142	8,016	7,916	7,848
小計	18,221	18,333	18,082	17,767	17,507	17,188	16,878	16,478	16,239	16,071	15,846	15,677	15,544	15,453
0～17歳	55,276	55,442	54,958	54,658	54,470	54,140	53,883	53,544	53,054	52,649	52,298	51,988	51,570	51,027
18歳以上	291,463	293,153	294,420	295,565	297,184	298,293	299,187	299,931	300,941	301,661	302,240	302,178	302,159	302,781

資料：実績値 住民基本台帳、埼玉県町字別人口調査（各年1月1日）
推計値 コーホート変化率法により、住民基本台帳人口を使用して算出

(3) 婚姻の状況及び合計特殊出生率の推移

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、35～39歳、40～44歳、45～49歳で増加傾向にあります。
女性の未婚率は、20～24歳を除き、増加傾向にあります。



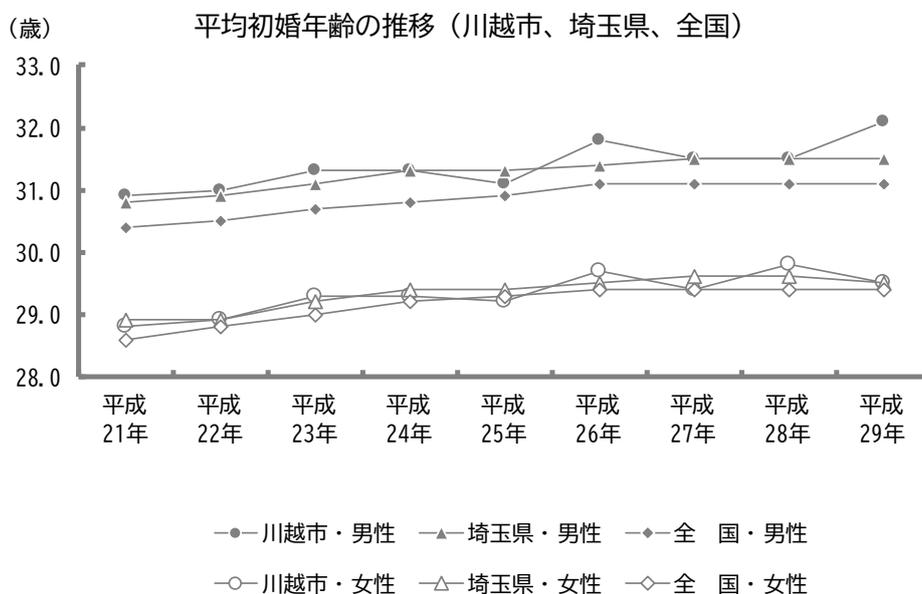
単位：％

		H2	H7	H12	H17	H22	H27
男性	20～24歳	92.8	93.2	94.6	94.1	90.6	89.3
	25～29歳	67.3	67.3	73.3	75.2	69.4	71.6
	30～34歳	35.2	38.3	45.6	52.1	48.9	46.7
	35～39歳	20.1	22.8	25.7	32.5	38.1	37.2
	40～44歳	11.5	16.3	18.0	22.2	30.3	32.8
	45～49歳	6.2	10.9	13.9	16.8	22.6	28.2
女性	20～24歳	86.7	87.6	90.6	90.3	87.7	89.2
	25～29歳	40.9	48.1	57.3	62.0	58.8	60.8
	30～34歳	13.5	18.1	26.4	34.1	34.7	33.5
	35～39歳	5.9	9.2	12.0	18.1	23.3	23.9
	40～44歳	3.8	5.3	7.3	10.6	16.6	19.2
	45～49歳	2.8	3.6	4.6	6.9	10.5	15.8

資料：国勢調査

② 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢の推移をみると、平成 21 年から平成 29 年にかけて概ね上昇傾向となっています。



単位：歳

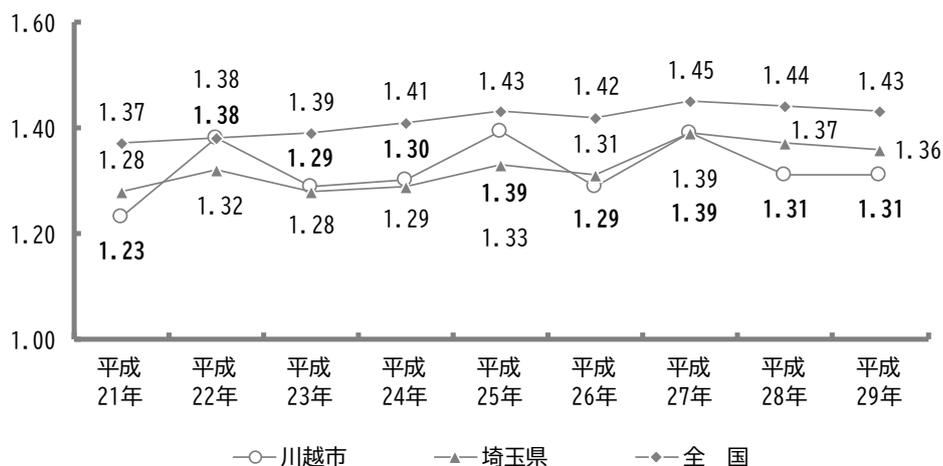
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
男性（川越市）	30.9	31.0	31.3	31.3	31.1	31.8	31.5	31.5	32.1
男性（埼玉県）	30.8	30.9	31.1	31.3	31.3	31.4	31.5	31.5	31.5
男性（全国）	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
女性（川越市）	28.8	28.9	29.3	29.3	29.2	29.7	29.4	29.8	29.5
女性（埼玉県）	28.9	28.9	29.2	29.4	29.4	29.5	29.6	29.6	29.5
女性（全国）	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

資料：埼玉県保健統計年報

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら、近年は横ばいで推移しており、平成 29 年で 1.31 となっています。また、全国、埼玉県と比較すると低い値となっています。

合計特殊出生率の推移（川越市、埼玉県、全国）

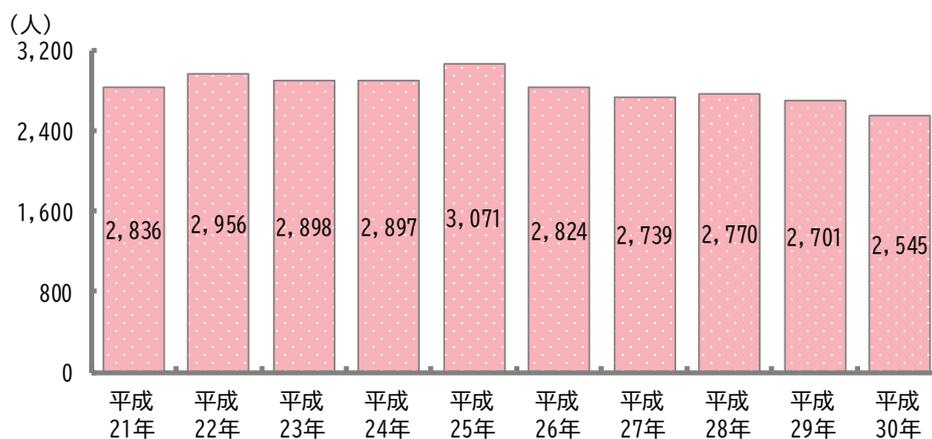


資料：埼玉県保健統計年報

④ 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返し、平成 30 年で 2,545 人と平成 21 年と比較すると約 1 割減少しています。

出生数の推移（川越市）

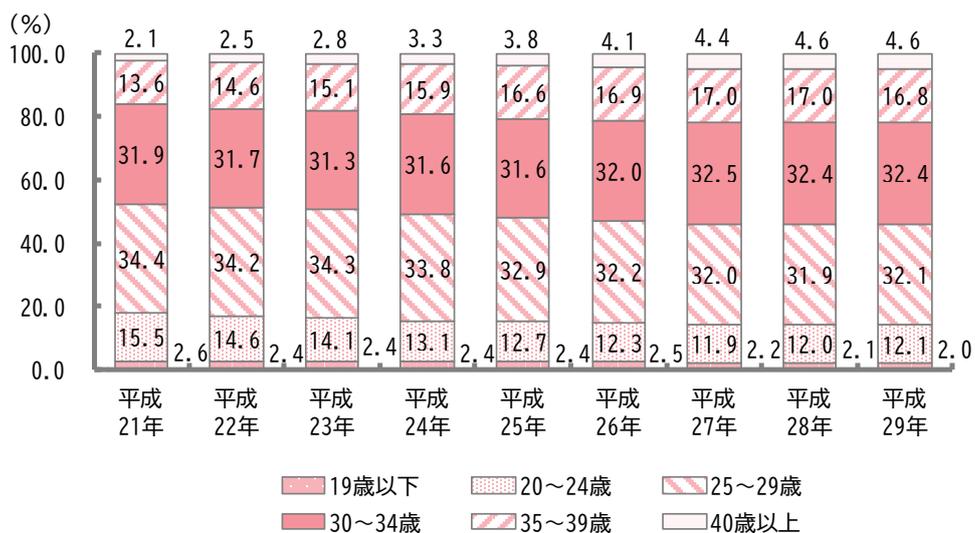


資料：統計かわごえ

⑤ 第一子出産時の母親の年齢

第一子出産時の母親の年齢構成の推移をみると、平成21年から平成29年にかけて29歳以下の年代は減少しているのに対し、30歳以上の割合が増加しています。

第一子出産時の母親の年齢の構成（全国）



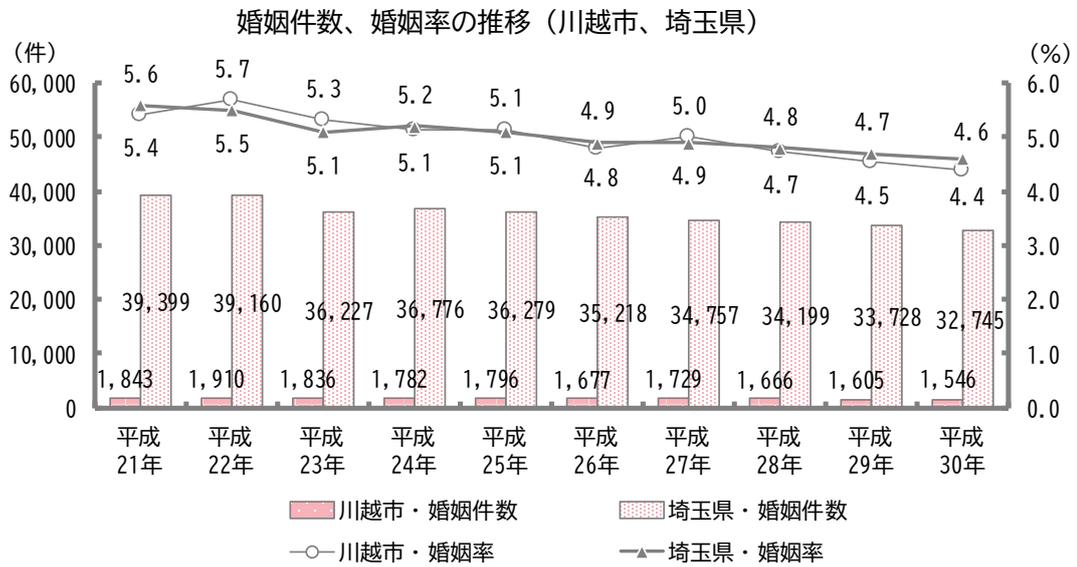
単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
19歳以下	13,169	12,102	11,900	11,417	11,660	11,618	10,548	9,760	8,690
20～24歳	79,224	74,635	69,536	63,625	61,033	58,556	57,000	55,273	52,981
25～29歳	176,222	174,264	169,533	163,841	158,323	152,493	153,005	146,621	141,039
30～34歳	163,474	161,537	154,997	153,147	152,245	151,727	155,201	148,836	142,367
35～39歳	69,866	74,576	74,945	76,849	80,051	80,142	81,256	78,107	74,003
40歳以上	10,782	12,618	13,798	15,826	18,105	19,659	21,071	21,152	20,177

資料：人口動態統計

⑥ 婚姻件数、婚姻率

婚姻件数、婚姻率の推移をみると、ともに減少傾向となっています。



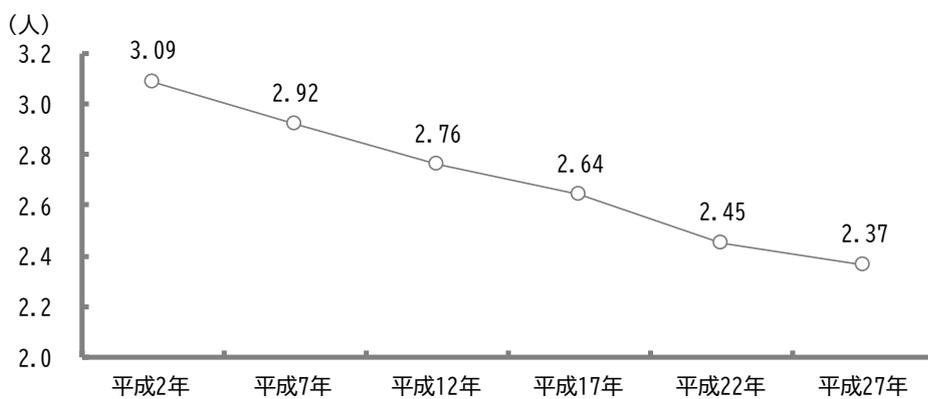
資料：埼玉県保健統計年報

(4) 世帯の状況

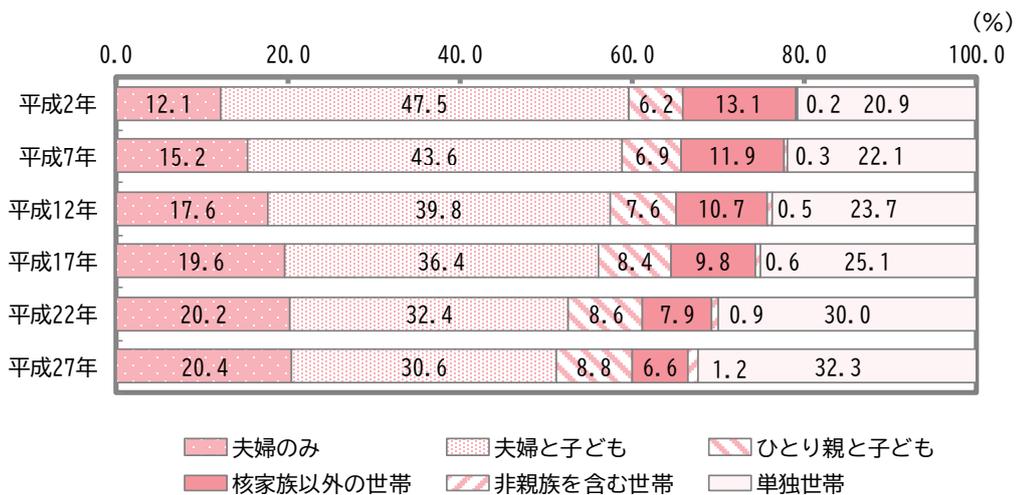
① 世帯の状況

世帯の状況を見ると、一世帯あたりの人数は減少傾向となっています。家族類型の推移においても、子どものいる世帯の割合が減少し、夫婦のみ、単独世帯の割合が増加しています。また、6歳未満及び18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

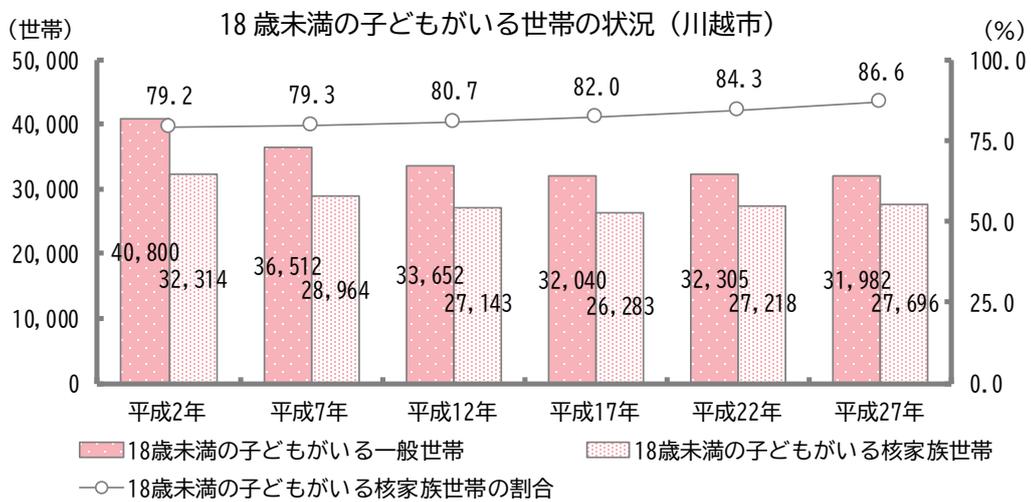
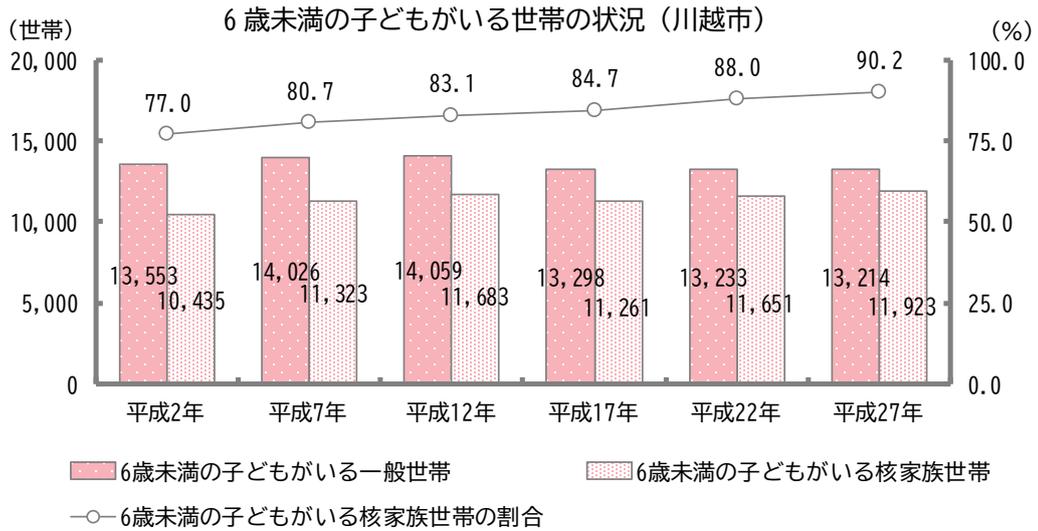
一世帯あたりの人数の推移（川越市）



一般世帯の家族類型の推移（川越市）



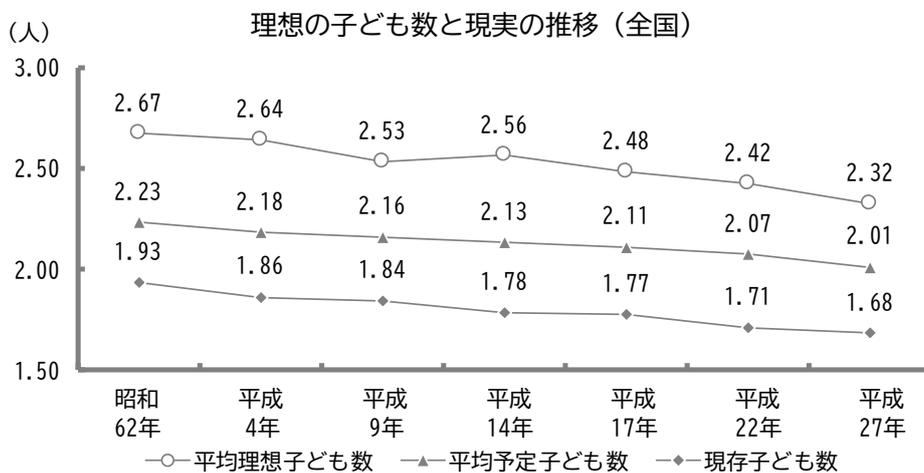
資料：国勢調査



資料：国勢調査

② 理想の子ども数と現実の推移

理想の子ども数と現実の推移をみると、ともに減少傾向となっています。



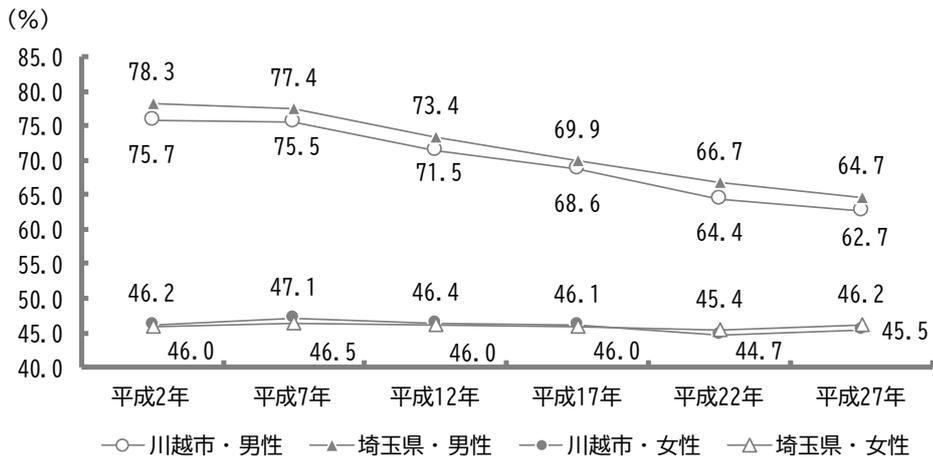
資料：出生動向基本調査

(5) 就労の状況

① 就業率の推移

就業率の推移をみると、女性は横ばいとなっていますが男性は減少傾向となっています。

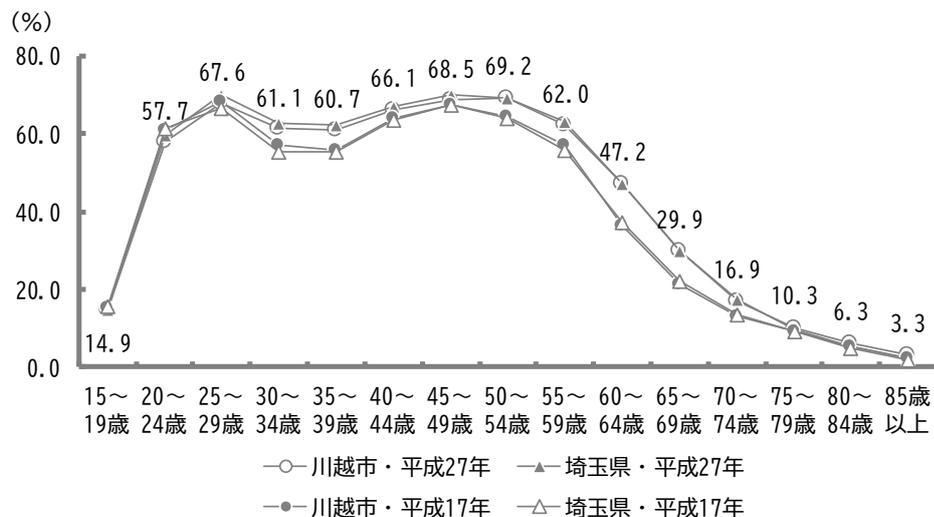
就業率の推移（川越市、埼玉県）



② 女性の年齢別就業状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成17年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移（川越市、埼玉県）

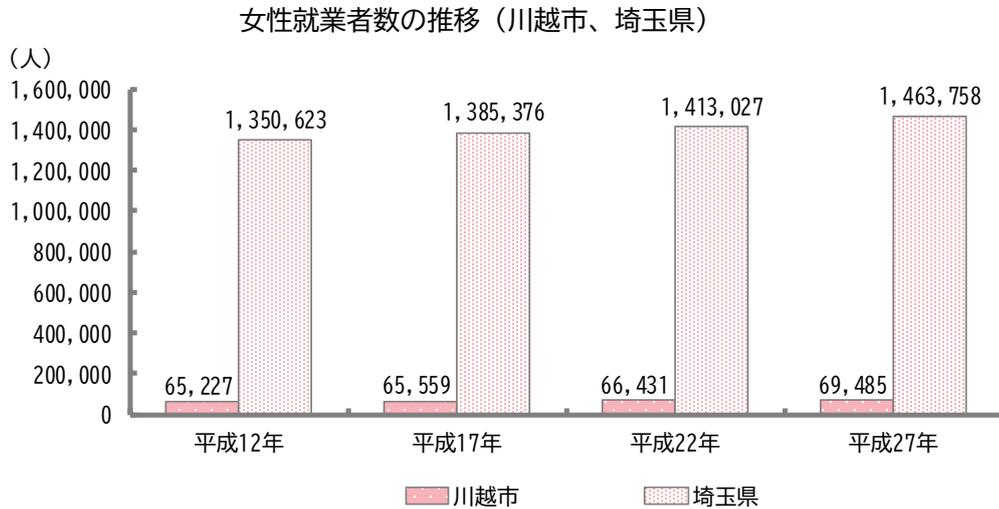


※グラフ中の数値は「川越市・平成27年」による
平成17年では15歳以上人口に労働力状態「不詳」を含む。

資料：国勢調査

③ 女性就業者数の推移

女性就業者数の推移をみると、増加傾向になっています。

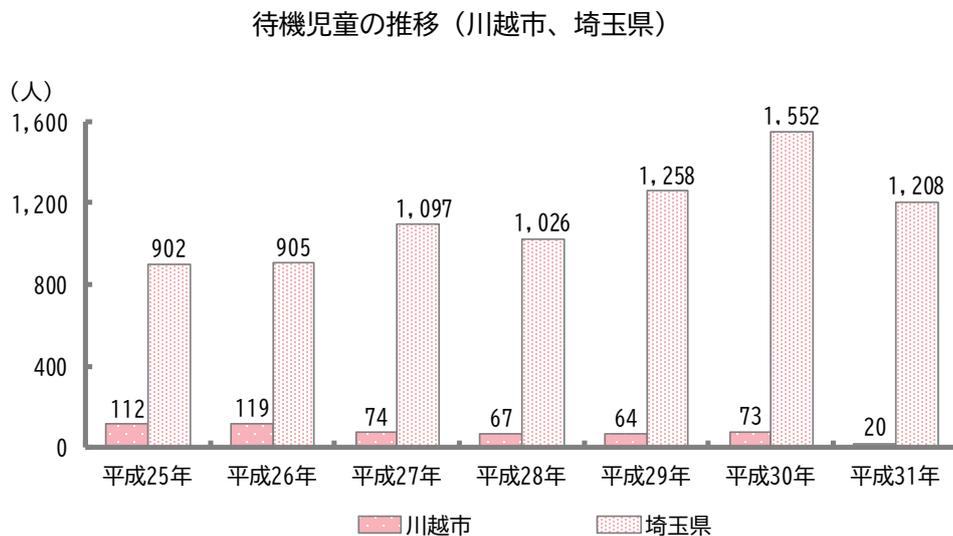


資料：国勢調査

（6）保育施設等の状況

① 待機児童の推移

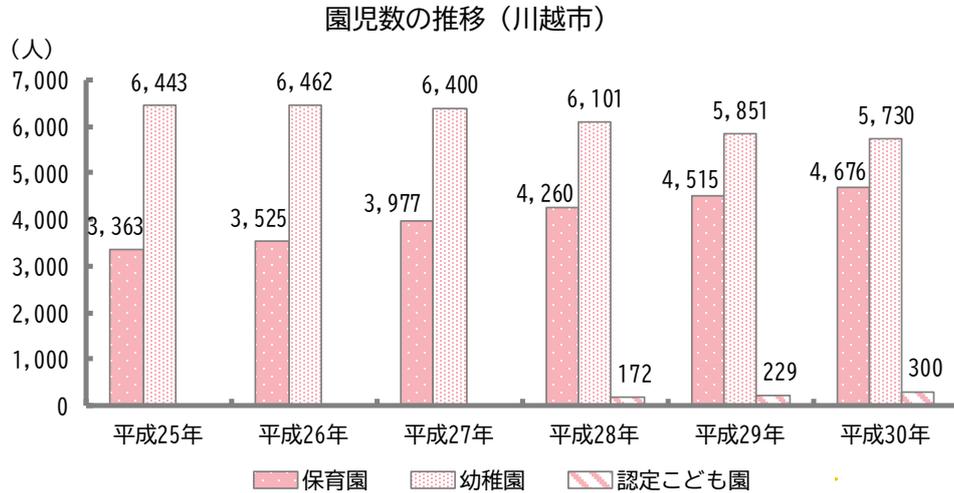
待機児童の推移をみると、埼玉県では平成30年までは増加傾向になっていましたが、平成31年では前年から344人減少しました。平成25年から平成31年にかけて川越市は減少傾向となっています。



資料：川越市 庁内資料、埼玉県 埼玉県ホームページ（各年4月1日現在）

② 保育所、幼稚園、認定こども園の状況

園児数の推移をみると、幼稚園では年度ごとに増減をしながら減少しているのに対し、保育所では、増加傾向となっています。また、認定こども園では幼稚園からの移行に伴い増加傾向となっています。

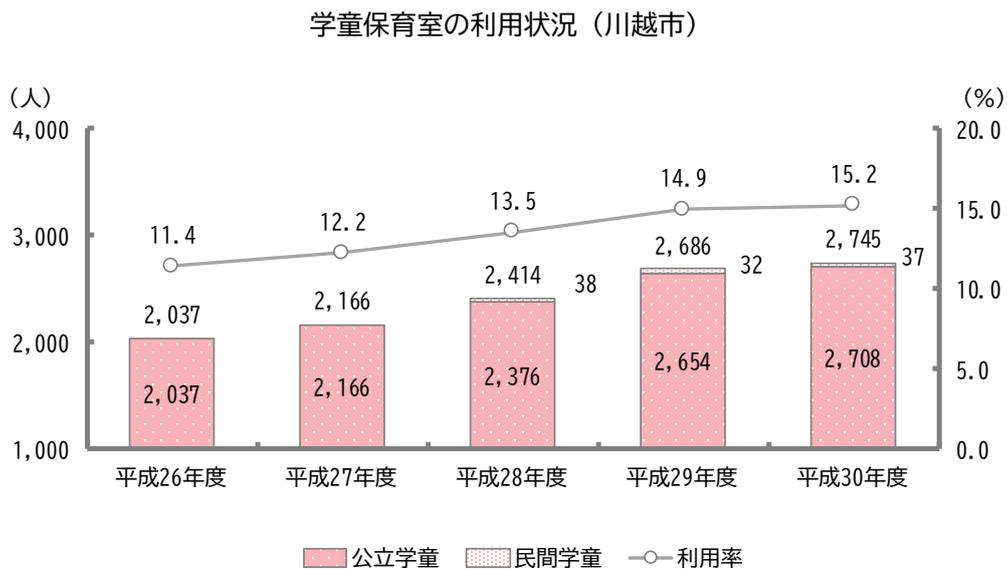


※保育所は各年12月1日時点、幼稚園・認定こども園は各年5月1日時点
保育所には地域型保育施設を含む

資料：統計かわごえ

③ 学童保育室の利用状況

学童保育室の利用状況をみると、利用者数、利用率ともに増加傾向となっています。



※利用者数は当初入室児童数

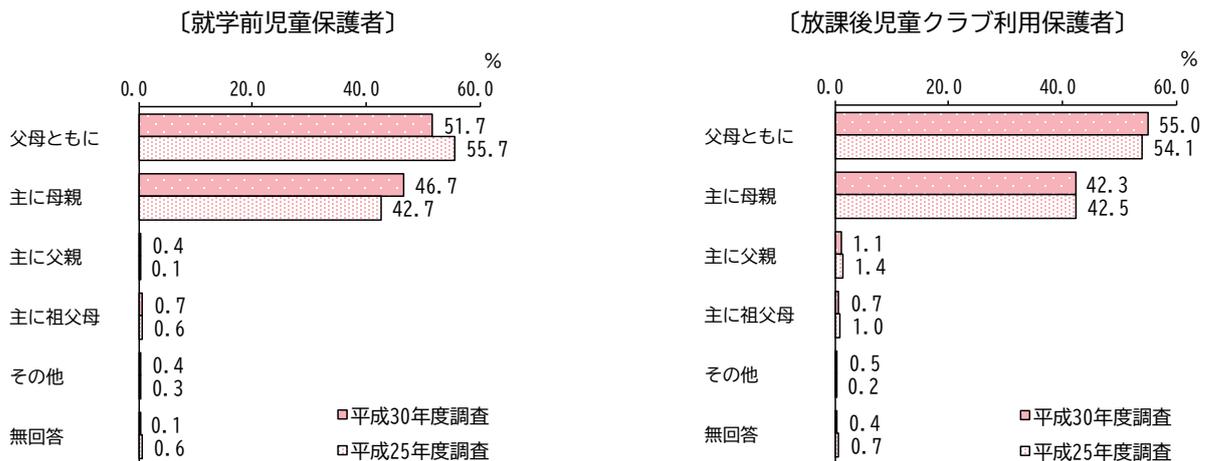
資料：庁内資料

2 ニーズ調査に基づく市民の意向

(1) 子どもと家族の状況

子育てを主に行っている人

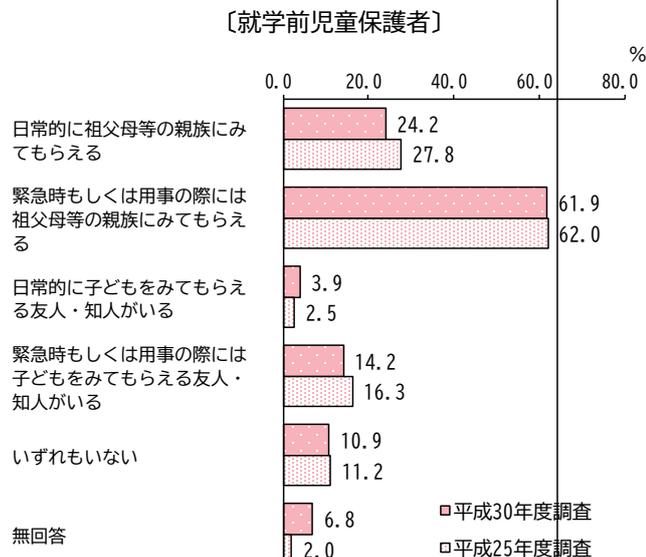
子育てを主に行っている人について、5年前と比べると就学前児童保護者では「父母ともに」が4.0ポイント減少し、「主に母親」が4.0ポイント増加となっています。放課後児童クラブ利用保護者では、5年前と比べ大きな変化はみられません。



(2) 子どもの育ちをめぐる環境

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

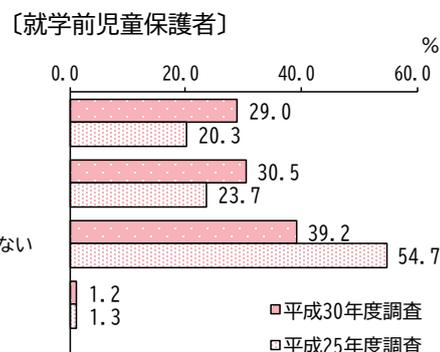
子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が24.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.9%となっているものの、「いずれもない」保護者が10.9%となっています。



(3) 保護者の就労状況

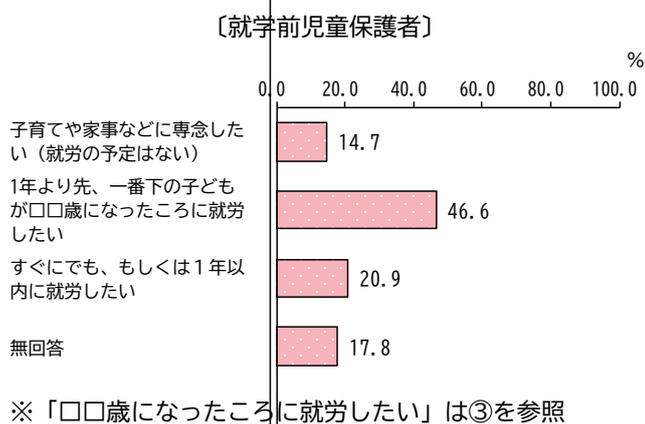
① 母親の就労状況

就学前児童保護者では、就労している母親の割合が「正規雇用」「非正規雇用」あわせて59.5%となっています。5年前と比べると、「就労していない」の割合が減少し、「正規雇用」「非正規雇用」の割合が増加しています。



② 現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち67.5%が今後の就労を希望しています。



③ 現在就労していない母親の就労希望時期

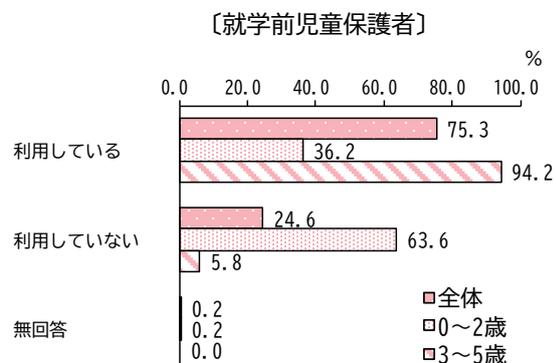
就労を希望する時期は、「7歳以上」が32.5%と最も高くなっており、次いで「3歳」が23.6%、「4歳」が21.7%となっています。



(4) 教育・保育事業の利用

① 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業を「利用している」が75.3%となっています。0～2歳に比べ、3～5歳で「利用している」の割合が高くなっています。



② 利用している事業（複数回答）

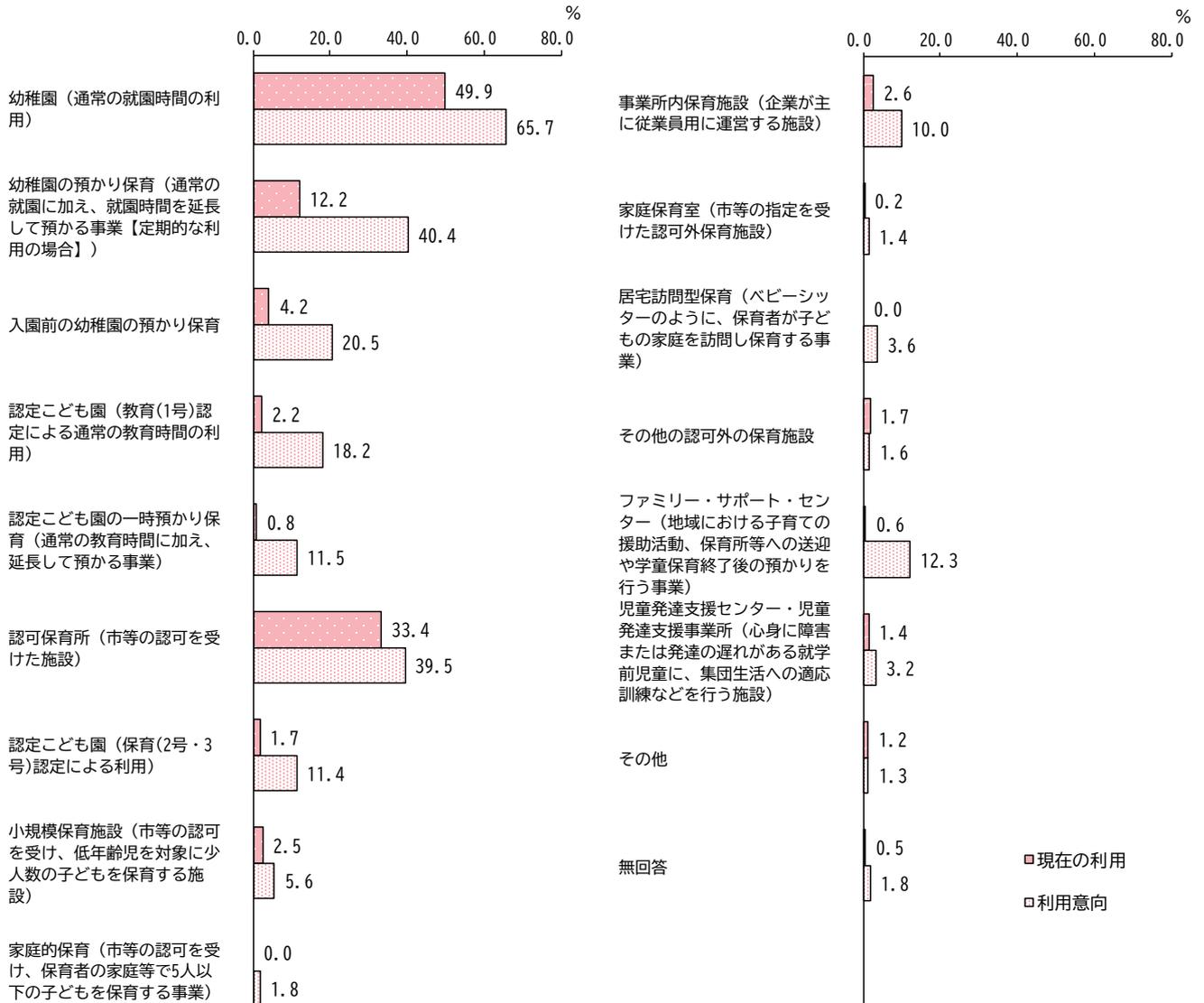
利用している事業は、「幼稚園」が49.9%、次いで「認可保育所」が33.4%となっています。0～2歳では「認可保育所」の割合が、3～5歳では「幼稚園」の割合が高くなっています。



③ 今後利用したい事業（複数回答）

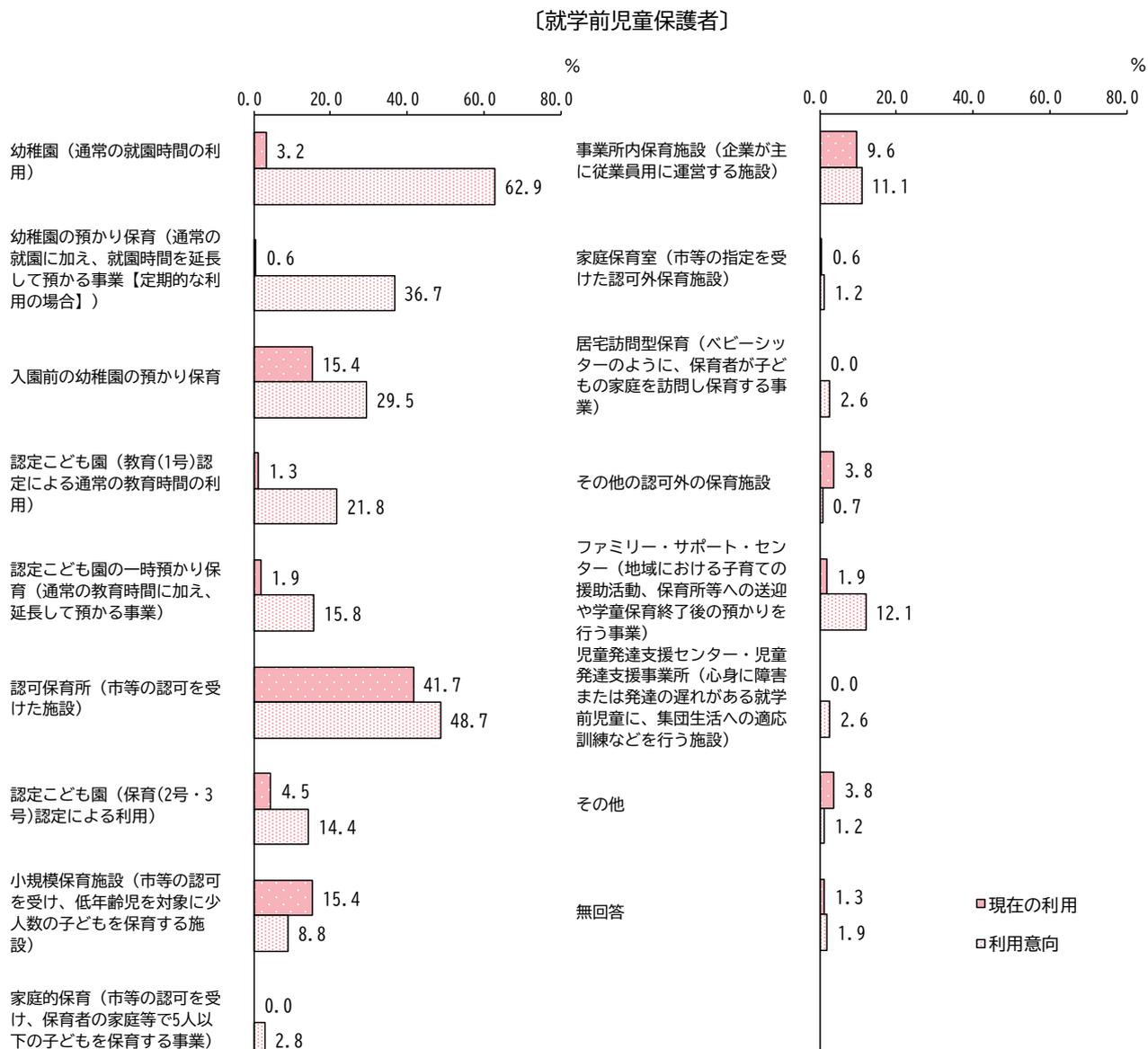
また、今後利用したい事業は、「幼稚園」が65.7%、次いで「幼稚園の預かり保育」が40.4%、「認可保育所」が39.5%となっています。

〔就学前児童保護者〕



④ 0～2歳の子どもがいる人の今後の利用したい事業（複数回答）

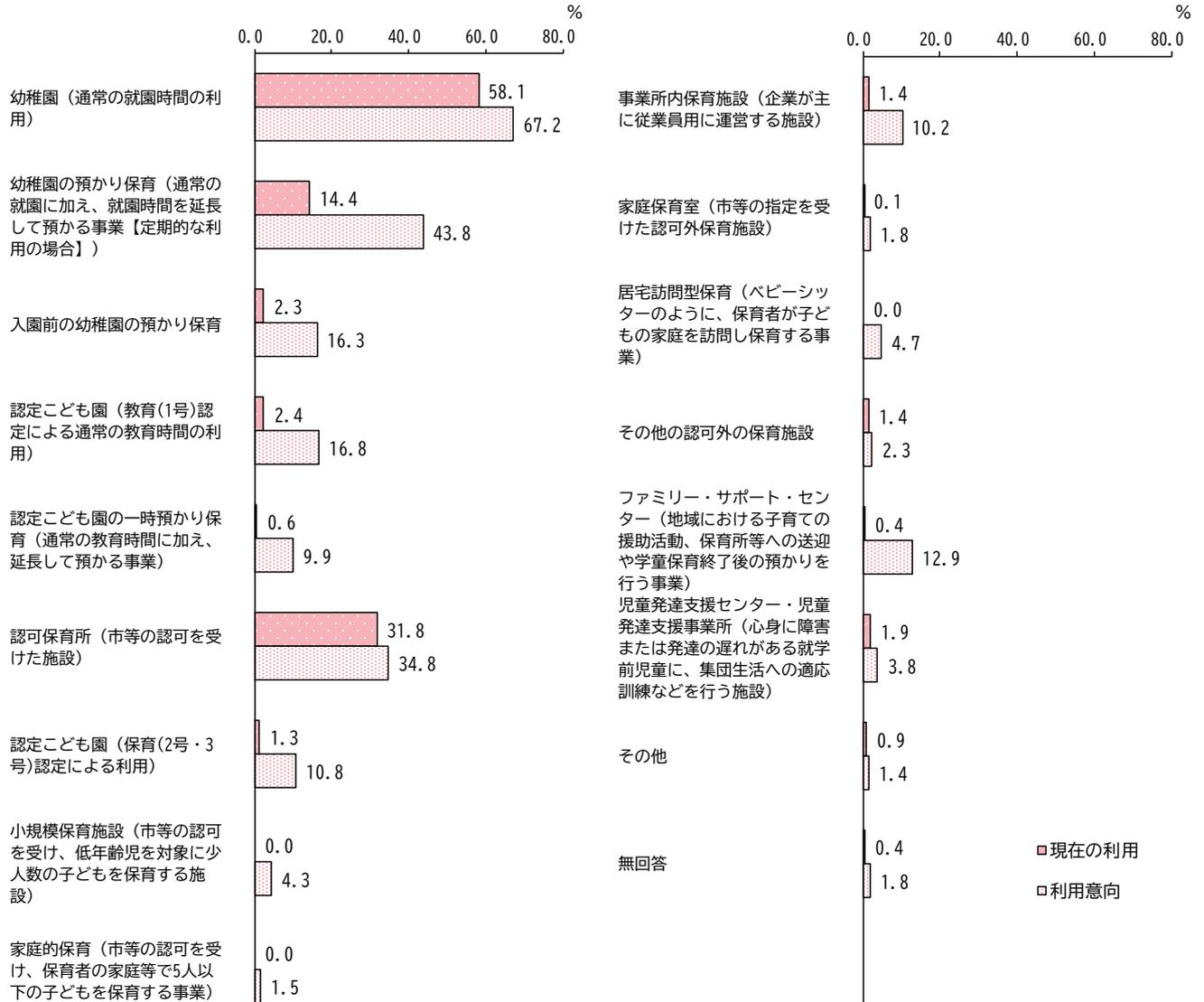
0～2歳の子どもがいる人の今後利用したい事業は、「幼稚園」が62.9%、「認可保育所」が48.7%となっています。



⑤ 3～5歳の子どもがいる人の今後の利用したい事業（複数回答）

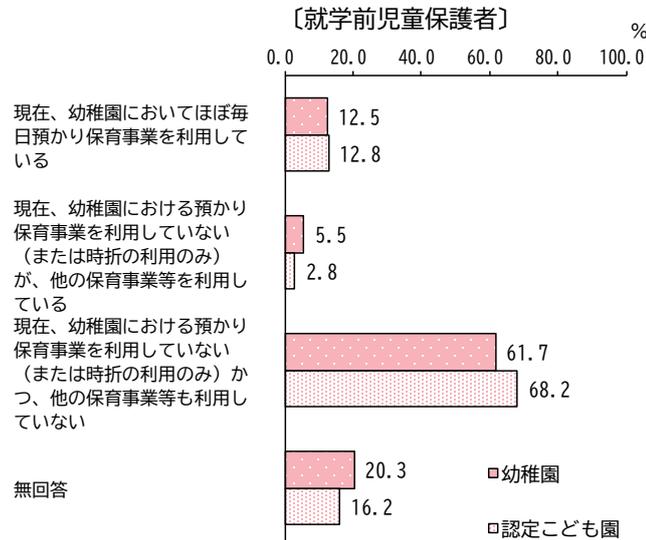
3～5歳の子どもがいる人の今後利用したい事業は、「幼稚園」が67.2%、「幼稚園の預かり保育」が43.8%となっています。

〔就学前児童保護者〕



⑥ 預かり保育事業の利用状況

幼稚園保護者、認定こども園1号認定保護者の預かり保育事業の利用状況は、「ほぼ毎日利用している」割合が、幼稚園保護者、認定こども園1号認定保護者でそれぞれ12.5%、12.8%となっており、「現在利用していない（または時折の利用のみ）かつ、他の保育事業等も利用していない」割合が、それぞれ61.7%、68.2%となっています。

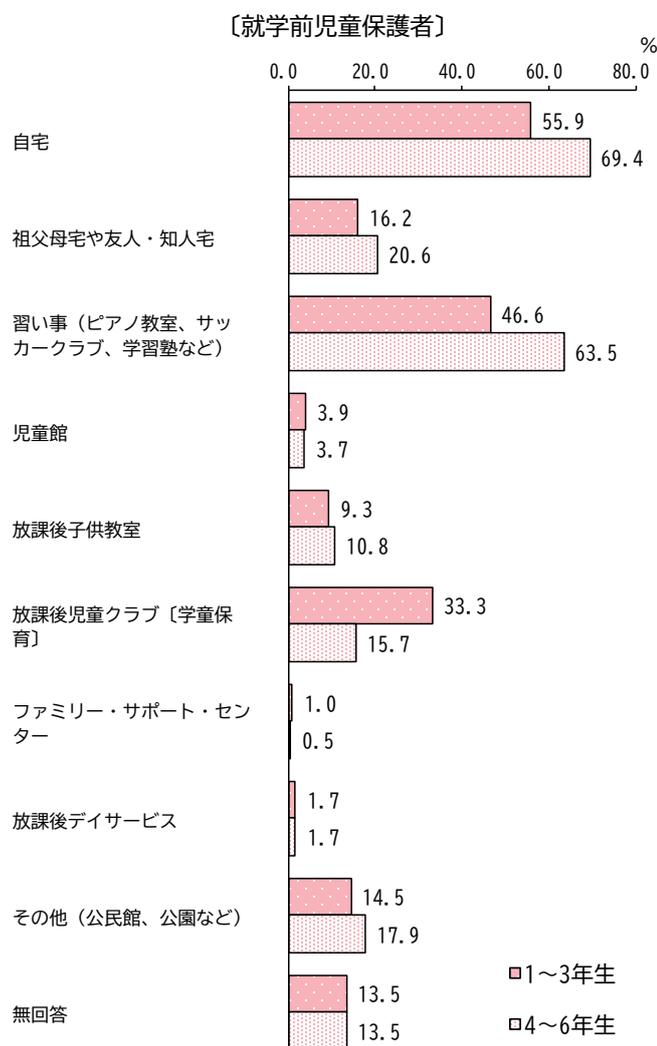


(5) 放課後の過ごし方

① 放課後の子どもの過ごし方（複数回答）

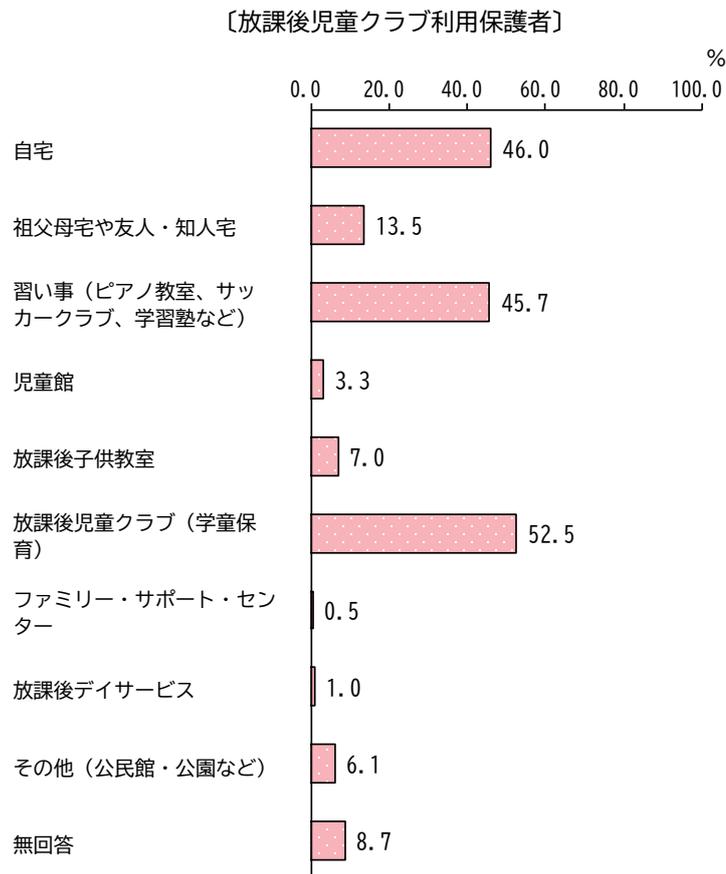
小学校就学後の希望する放課後の子どもの過ごし方は、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が55.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が46.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.3%となっていますが、小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が69.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が63.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.6%となっています。

なお、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、低学年から高学年になると減少し、15.7%となっています。



② 放課後児童クラブ（学童保育）を利用している人が希望する放課後の過ごし方（複数回答）

小学校 1～3 年生で放課後児童クラブ（学童保育）を利用している人が、小学校 4～6 年生になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 52.5%と最も高く、次いで「自宅」が 46.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 45.7%となっています。

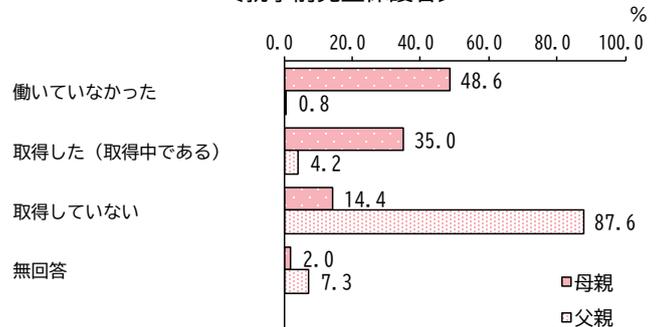


(6) 育児休業の取得状況

① 育児休業取得状況

育児休業を取得していない割合は父親が87.6%、母親が14.4%となっています。

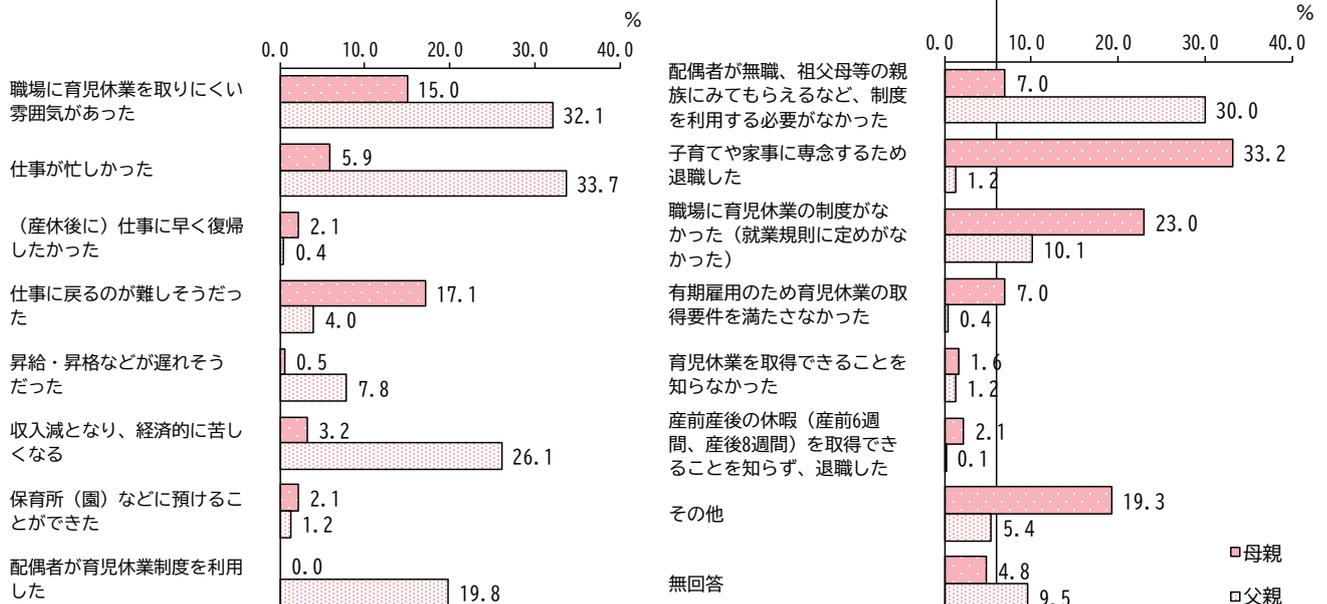
〔就学前児童保護者〕



② 育児休業を取得していない理由(複数回答)

育児休業を取得していない理由は、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が33.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が23.0%となっており、父親では、「仕事が忙しかった」が33.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.1%となっています。

〔就学前児童保護者〕



3 子どもの貧困対策の現状

(1) これまでの本市の取組

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や同年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を背景に、本市では、ひとり親世帯や生活困窮世帯等の児童を対象にした学習支援事業、就学援助の拡充やスクールソーシャルワーカーの増員などに取り組んできました。

このような中、平成 29 年 4 月に川越市子どもの貧困対策推進検討会議を設置し総合的な対策の検討を進めるとともに、平成 29 年度の第 1 期計画の中間年改定において、子どもの貧困対策に関する事項を位置づけ、子どもの貧困における実態把握や支援ニーズの把握を目的とする実態調査を実施し、効果の高い施策を進めることとしました。

(2) 子どもの生活に関する状況

【生活困難層について】

貧困の代表的な定義には、所得額が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、所得額が一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」があります。

平成 30 年度に本市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」（以下、「本調査」といいます。）では「平成 29 年国民生活基礎調査」から算出された平均的な生活水準未滿の低所得世帯、経済的理由から電話、電気、ガス、水道料金を滞納するなど家計が逼迫している世帯、あるいは子どもの体験や所有物の欠如が見られる世帯のいずれかに該当する世帯を生活困難層と定義しました。

なお、「平成 28 年国民生活基礎調査」で示された「子どもの貧困率」は、世帯所得の把握の方法などに違いがあるため、本調査との単純比較はできません。

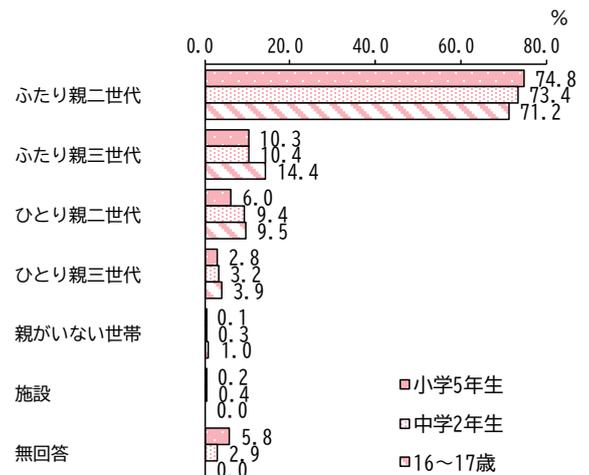
生活困難層（生活困窮層・周辺層）の定義

① 低所得		③ 子どもの体験や所有物の欠如	
◆世帯所得を世帯人数の平方根で割った値(=等価世帯所得)が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準(140.6万円)未滿の世帯		◆子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、3つ以上が該当している世帯 <主な項目>	
② 家計の逼迫		<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴、博物館、キャンプ、遊園地、家族旅行などに行く ・毎月のお小遣い、毎年新しい洋服・靴を買う ・習い事、学習塾に通わせる、自宅で勉強する場所 ・誕生日のお祝い、クリスマスプレゼント、お年玉をあげる ・子どもの本、スポーツ用品・おもちゃ など 	
◆過去1年間で経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、「家族が必要とする食料」、「家族が必要とする衣類」が買えなかったかの7項目中1つ以上が該当する世帯			
生活困難層（困窮層 + 周辺層）、一般層の分類について			
生活困難層	困窮層 + 周辺層		
困窮層	①～③の2つ以上に該当		
周辺層	①～③のいずれか1つに該当		
一般層	①～③のいずれにも該当しない		

① 支援が必要な世帯と子ども

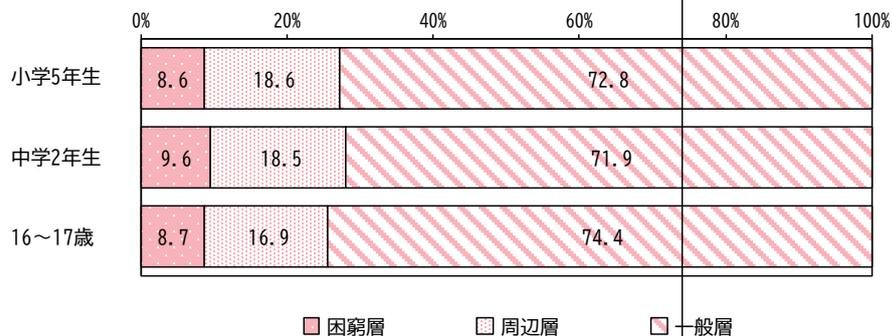
ア 世帯のタイプ

本調査における世帯のタイプについて、すべての年代で「ふたり親二世帯」の割合が高く、それぞれ74.8%、73.4%、71.2%となっています。また、ひとり親の世帯の割合は子どもの年齢が上がるほど高くなっています。



イ 支援が必要と思われる世帯

支援が必要と思われる世帯について、生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合が小学5年生で8.6%、中学2年生で9.6%、16~17歳で8.7%となっています。また、困窮しているとはまではいえないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合が小学5年生で18.6%、中学2年生で18.5%、16~17歳で16.9%となっています。



(世帯タイプ別生活困難層の内訳)

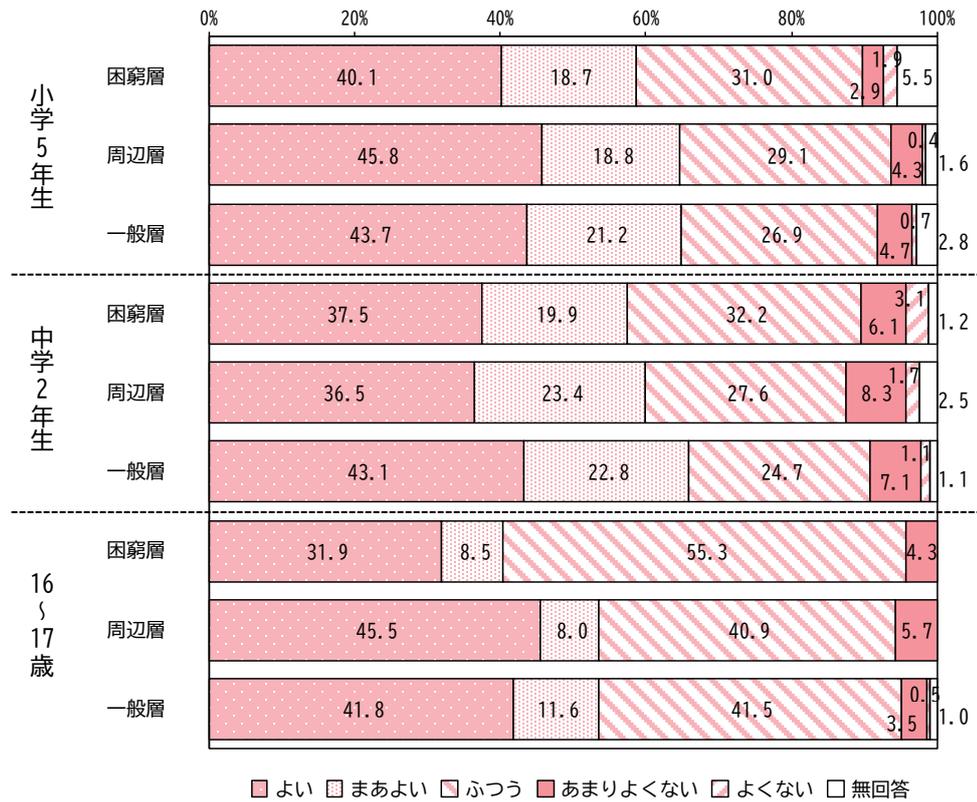
区分		年齢層	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)
生活困難層	困窮層	小学5年生	5.0%	5.1%	35.4%	35.0%
		中学2年生	7.1%	8.8%	24.5%	27.4%
		16-17歳	5.7%	5.4%	30.2%	25.0%
	周辺層	小学5年生	14.3%	12.1%	22.9%	24.8%
		中学2年生	14.0%	19.6%	33.5%	46.8%
		16-17歳	16.0%	12.2%	28.3%	20.0%
一般層	小学5年生	80.8%	82.8%	41.8%	40.2%	
	中学2年生	78.9%	71.5%	42.0%	25.8%	
	16-17歳	78.4%	82.4%	41.5%	55.0%	

※端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります

② 児童生徒についての課題

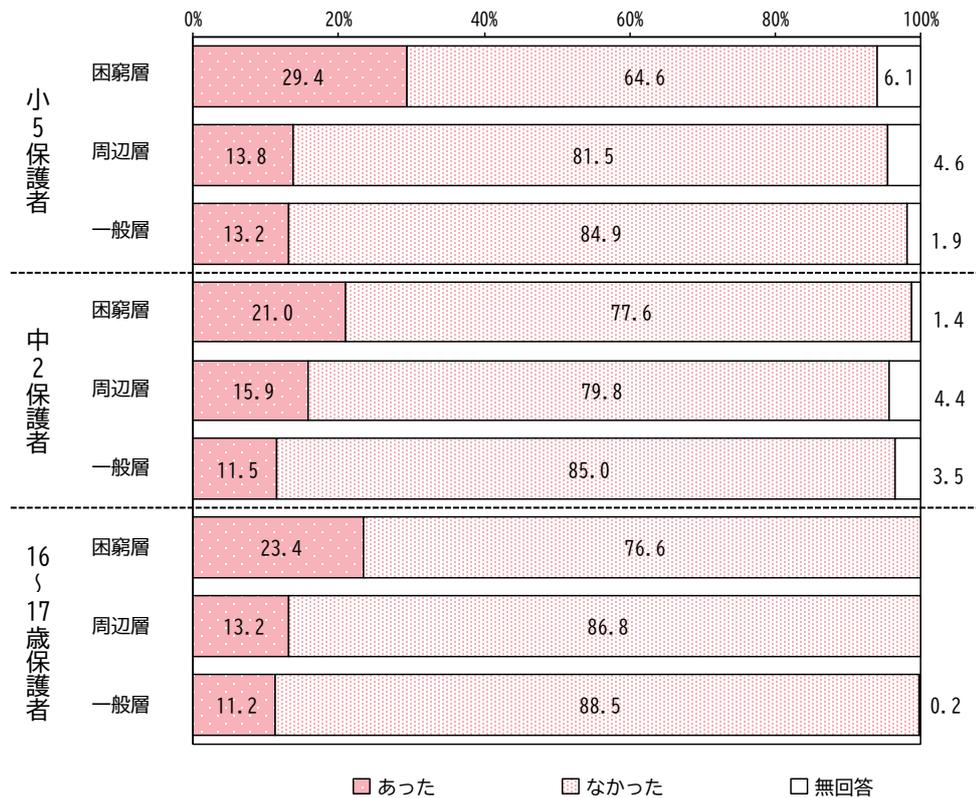
ア 自分の健康状態

自分の健康状態について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「よい」と「まあよい」をあわせた割合が低くなっており、小学5年生で58.8%、中学2年生で57.4%、16～17歳で40.4%となっています。



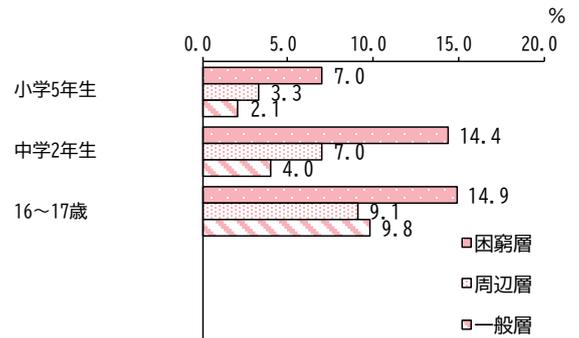
イ 医療機関に受診させなかった経験

医療機関に受診させなかった経験について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「あった」の割合が高くなっており、小学5年生保護者で29.4%、中学2年生保護者で21.0%、16～17歳保護者で23.4%となっています。



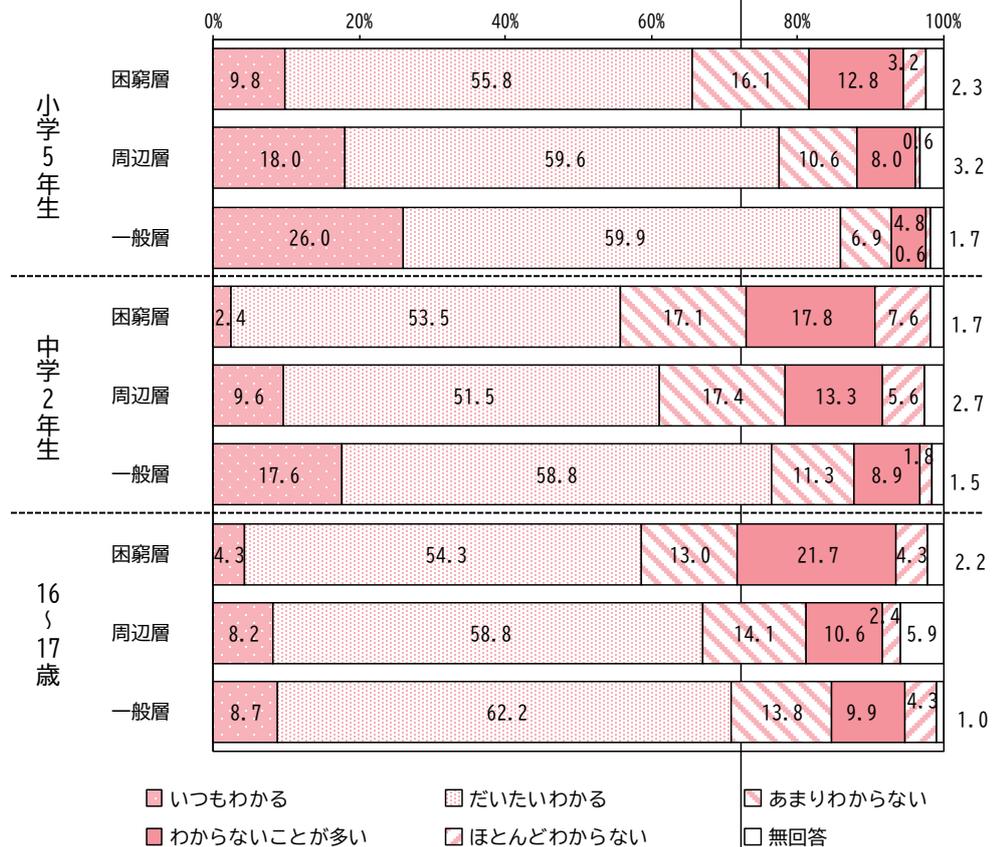
ウ 平日に朝食をとる頻度（「食べないほうが多い」と「いつも食べない」と答えた方）

平日に朝食をとる頻度について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「食べないほうが多い」と「いつも食べない」をあわせた割合が高くなっており、小学5年生で7.0%、中学2年生で14.4%、16～17歳で14.9%となっています。



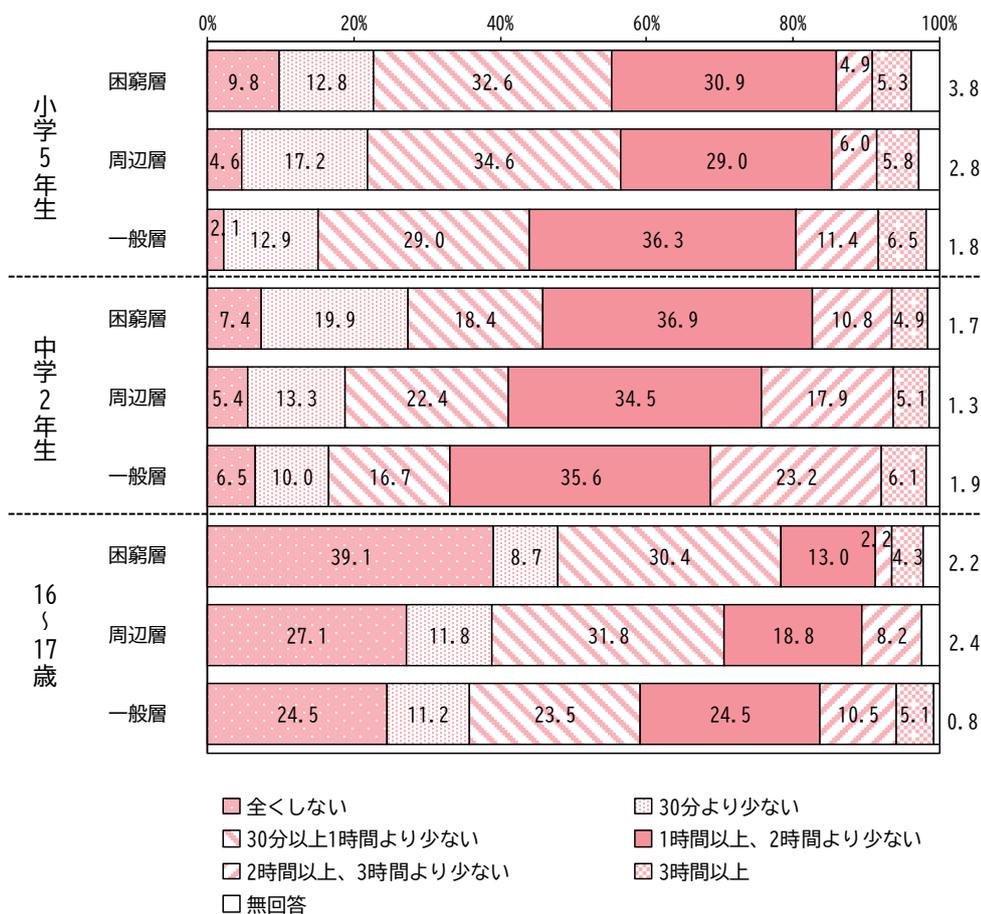
エ 学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「いつもわかる」と「だいたいわかる」をあわせた割合が低くなっており、小学5年生で65.6%、中学2年生で55.9%、16～17歳で58.6%となっています。



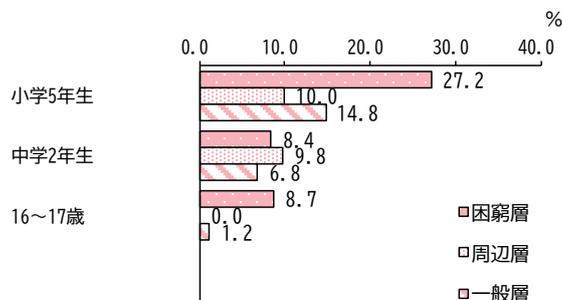
オ 学校の授業以外の勉強時間

学校の授業以外の勉強時間について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「全くしない」の割合が高くなっており、小学5年生で9.8%、中学2年生で7.4%、16～17歳で39.1%となっています。



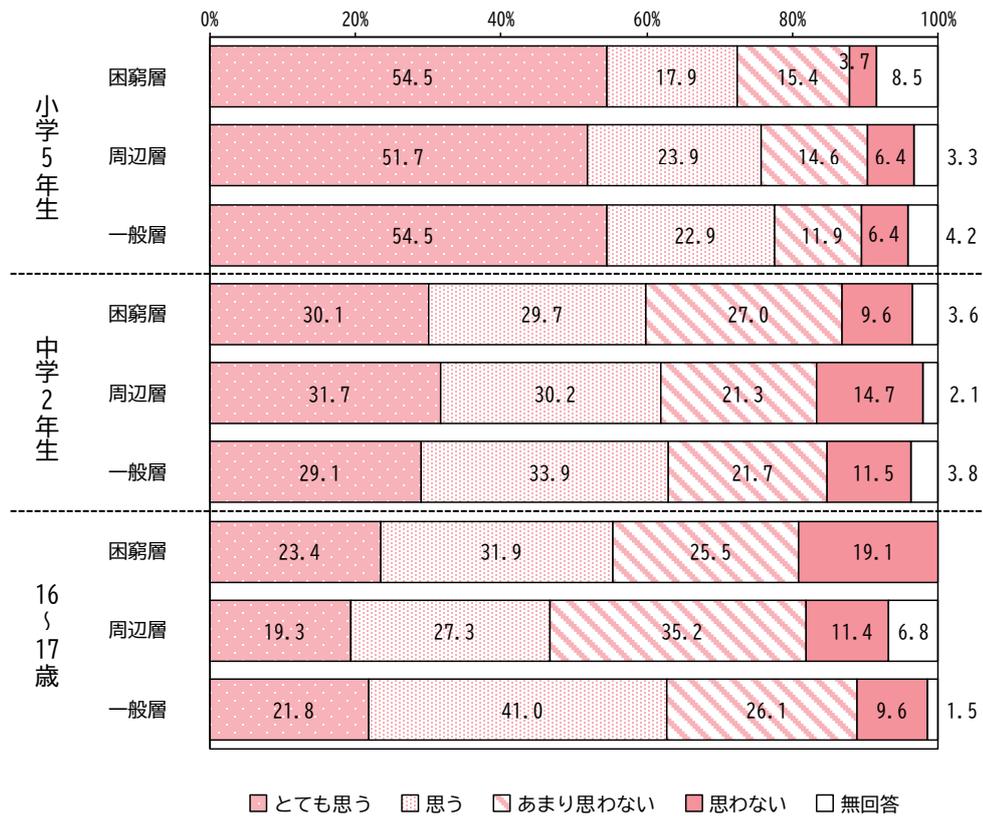
カ 夢がない理由（「夢がかなうのはむずかしいと思う」と「経済的に、なりたい職業になれないと思う」と答えた方）

夢がない理由について、「夢がかなうのはむずかしいと思う（小学校5年生・中学校2年生）」と「経済的に、なりたい職業になれないと思う（16～17歳）」と回答した『困窮層』の割合は、小学5年生で27.2%、中学2年生で8.4%、16～17歳で8.7%となっています。



キ 自分の将来が楽しみかどうかについて

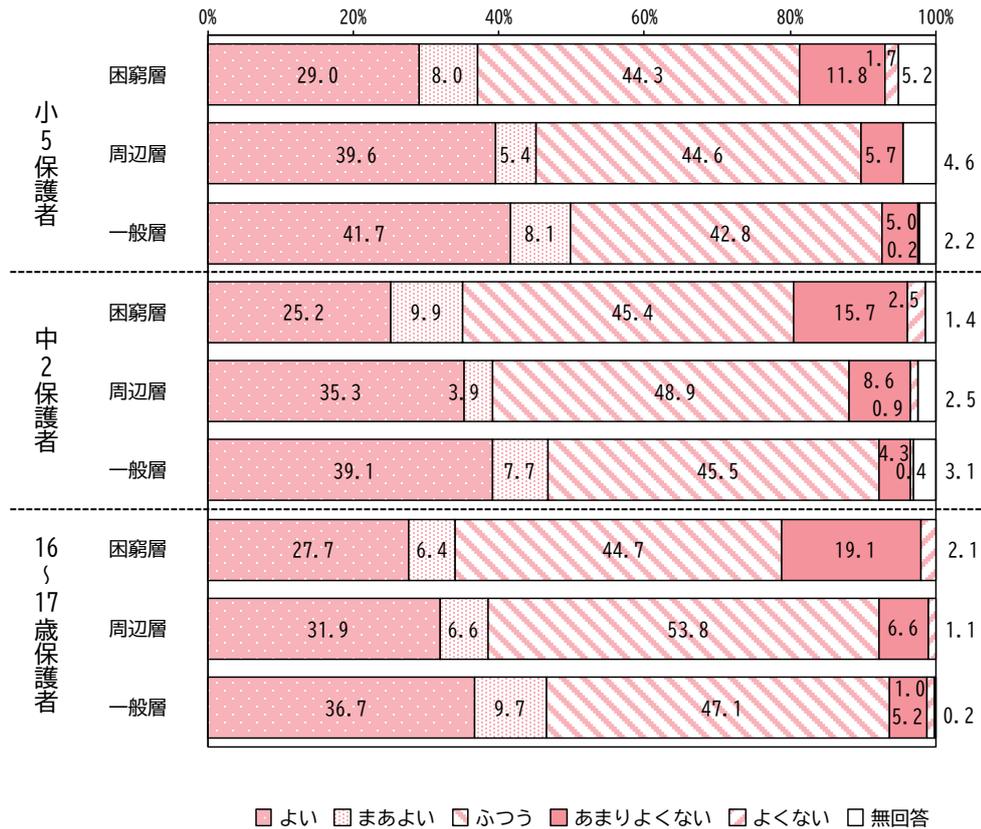
子どもの自己肯定感の一つとして、自分の将来が楽しみかどうかについて、「とても思う」「思う」を合わせた割合は、『困窮層』では小学5年生が72.4%、中学2年生が59.8%、16～17歳が55.3%となっており、年齢が上がるにつれ、割合が低くなっています。



③ 保護者についての課題

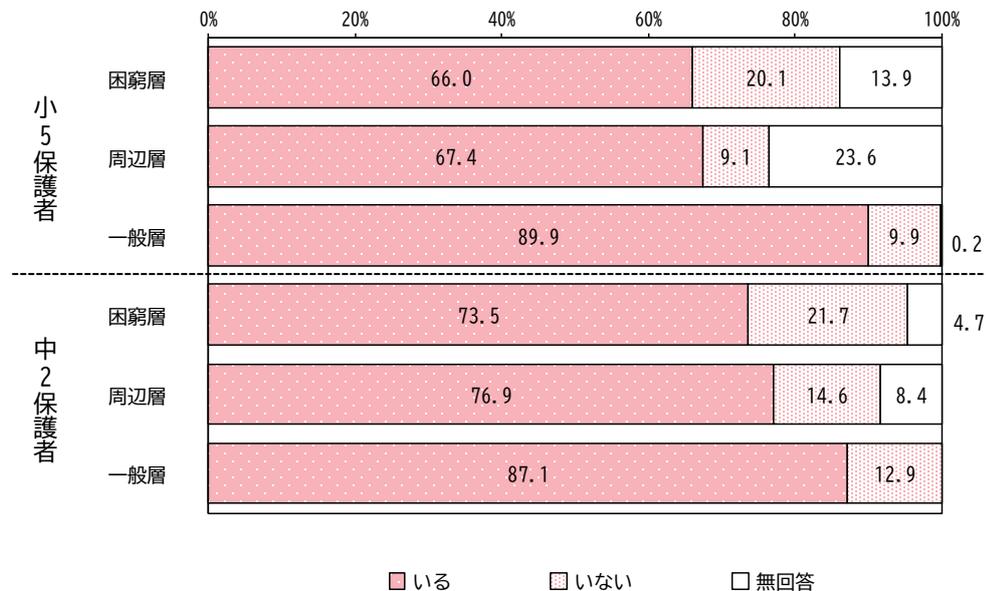
ア 自分の健康状態

自分の健康状態について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「よい」と「まあよい」をあわせた割合が低くなっており、小学5年生保護者で37.0%、中学2年生保護者で35.1%、16～17歳保護者で34.1%となっています。



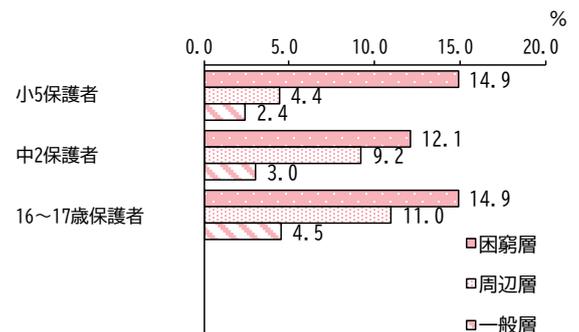
イ 子どもの病気や用事の際などに頼れる親族や友人の有無

子どもの病気や用事の際などに頼れる親族や友人の有無について、それぞれの子どもの年齢の『困窮層』で「いる」の割合が低くなっており、小学5年生保護者で66.0%、中学2年生保護者で73.5%となっています。



ウ 生活の状況別（「困ったときや悩みがある時の相談相手」が「いない」と答えた方）

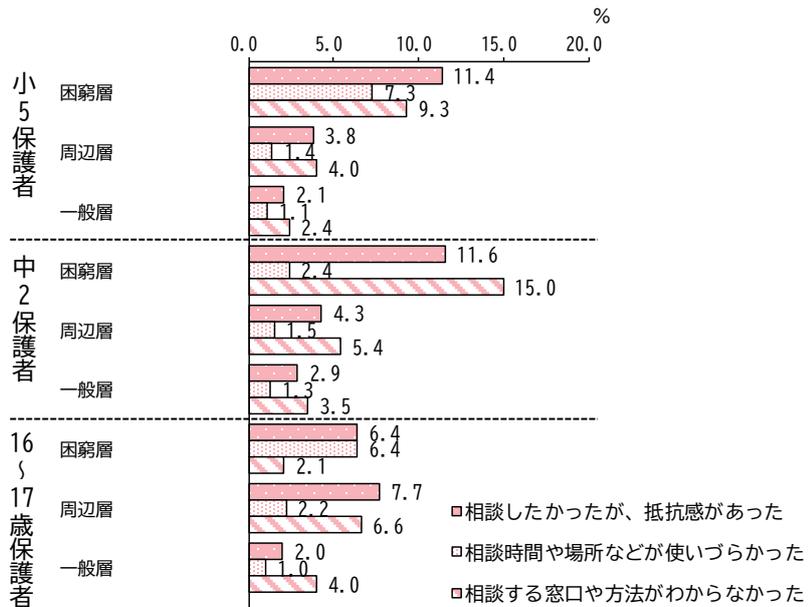
生活の状況別について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「困ったときや悩みがある時の相談相手」が「いない」の割合が高くなっており、小学5年生保護者で14.9%、中学2年生保護者で12.1%、16~17歳保護者で14.9%となっています。



エ 相談窓口を利用しなかった理由

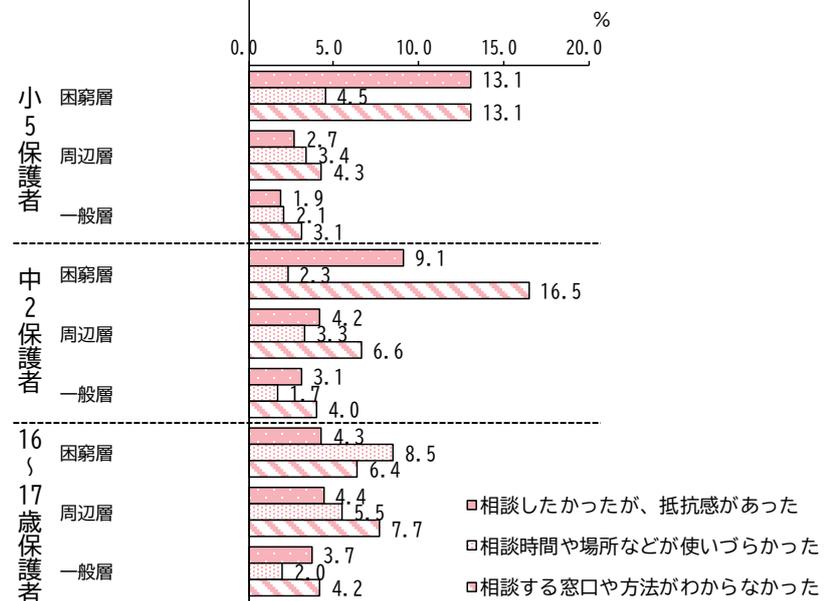
(ア) 市役所の窓口

市役所の相談窓口を利用したことがある人は18.8%となっています。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学5年生保護者でそれぞれ11.4%、7.3%、9.3%、中学2年生保護者でそれぞれ11.6%、2.4%、15.0%、16～17歳保護者でそれぞれ6.4%、6.4%、2.1%となっています。



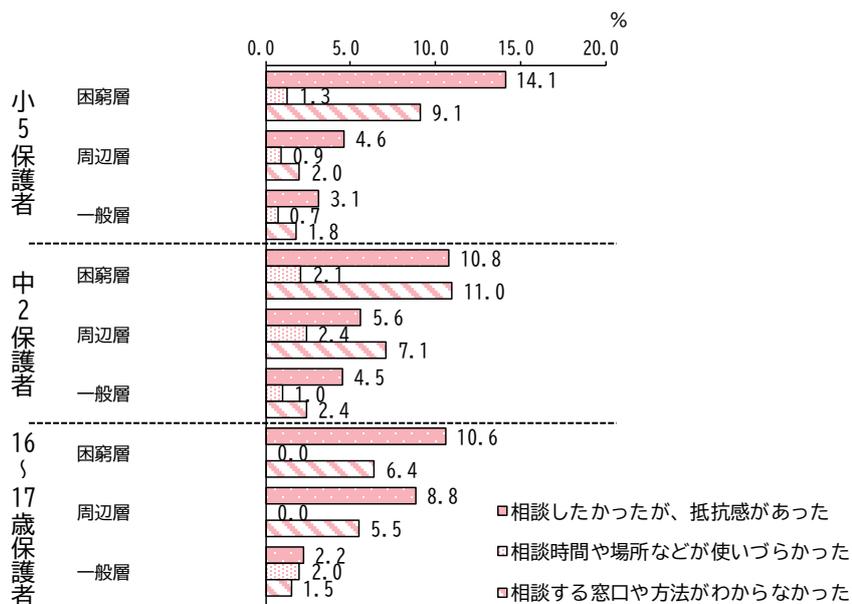
(イ) 子育て支援センター

子育て支援センターの相談窓口を利用した人は16.7%となっています。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学5年生保護者でそれぞれ13.1%、4.5%、13.1%、中学2年生保護者でそれぞれ9.1%、2.3%、16.5%、16～17歳保護者でそれぞれ4.3%、8.5%、6.4%となっています。



(ウ) 学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど

学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなどを利用した人は30.2%となっています。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学5年生保護者でそれぞれ14.1%、1.3%、9.1%、中学2年生保護者でそれぞれ10.8%、2.1%、11.0%、16～17歳保護者でそれぞれ10.6%、0.0%、6.4%となっています。



4 第1期計画の達成状況

第1期計画においては、平成29年度の中間年改定で追加した事業を含め、合計131事業（評価事業数138事業）を実施しました。

評価方法については、概ね目標事業量の90%以上達成している事業を「A：順調」、概ね目標事業量の70%以上90%未満達成している事業を「B：やや遅れている」、概ね目標事業量の70%未満達成している事業を「C：遅れている」、当該年度の実施予定がないものを「D：当該年度予定なし」、終了した事業を「E：終了」と区分しています。

平成30年度末時点における達成状況については、評価事業数138事業のうち、114事業（83%）が「A」評価と、概ね順調に事業進捗を図ることができましたが、基本目標ごとにみると、基本目標2の達成状況が低い状況となっています。

基本目標2では、第1期計画の中心的な事業を担う教育・保育事業について、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の整備により、平成27年度から平成30年度までに、定員数が1,469人増加し、待機児童数の改善に寄与しました。一方、多様な保育サービスの提供を検討する中で、保育ニーズや実施事業者がいないことなどから、進捗しない事業もありました。

また、第1期計画事業の多くが、法定事業や子育て支援サービスの提供に関する事業であり、本計画においても引き続き事業を継続して実施していく必要があるものと考えられます。

項目	評価 事業数	平成30年度末時点における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	28	27 (96%)	0 (0%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	30	19 (63%)	4 (13%)	2 (7%)	5 (17%)	0 (0%)
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	10	8 (80%)	1 (10%)	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進	37	31 (84%)	5 (14%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	33	29 (88%)	3 (9%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
<第1期計画合計>	138	114 (83%)	13 (9%)	6 (4%)	5 (4%)	0 (0%)

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了

(1) 基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進

子どもと親の豊かな健康づくりについては、生後4か月までの乳児のいる家庭へ、助産師、保健師が訪問し、早期の育児不安の解消に寄与しました。

また、妊婦に対しては、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことにより、定期的な受診を勧奨し、健やかな妊娠・出産と経済的不安の解消に寄与しました。

進捗状況としては、全28事業に対し、27事業(96%)が順調に推移してきました。一方で、幼児のむし歯予防推進事業においては、新規で事業実施を希望する保育施設等が少なかったため、進捗が遅れている状況となっています。

項目	評価事業数	平成30年度末の達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	28	27 (96%)	0 (0%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
(1) 子どもと親の健康の確保・増進	19	18	0	1	0	0
(2) 食育・保健対策の充実	9	9	0	0	0	0

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了

(2) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援については、保護者の都合により延長保育が必要となった場合、時間外保育事業を行い、登録者以外の方も緊急で受け入れられる体制を整えました。

また、ファミリー・サポート・センター事業では、活動回数が前年度比1.1%増加しました。緊急サポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業)の実施により、基本事業で対応できない、緊急、突発的な対応や病児の預かりを実施するなど、多様な保育事業を推進しました。

進捗状況としては、全30事業に対し、19事業(63%)が順調に推移してきました。一方で、家庭的保育事業(保育ママ)、居宅訪問型保育事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業においては、実施事業者や対象事業者がなかったため、進捗が遅れている状況となっています。また、夜間保育事業では、夜間に保育士を確保することが困難なため、進捗が遅れている状況となっています。

項目	評価事業数	平成30年度末の達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	30	19 (63%)	4 (13%)	2 (7%)	5 (17%)	0 (0%)
(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上	16	11	2	2	1	0
(2) 多様な保育事業の推進	14	8	2	0	4	0

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了

(3) 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

心身の健やかな成長に資する教育環境づくりについては、オールマイティーチャー配置事業を実施し、生徒指導体制の充実が図られました。これにより、いじめの発生件数の減少や未然防止、また授業規律の確立により学力向上に寄与しました。

進捗状況としては、全 10 事業に対し、8 事業（80%）が順調に推移してきました。一方で、生きがい活動支援通所事業においては、交流会の日程調整等に課題があったため、進捗が遅れている状況となっています。

項目	評価 事業数	平成 30 年度末の達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	10	8 (80%)	1 (10%)	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)
(1) 学校教育の充実	5	5	0	0	0	0
(2) 家庭や地域による教育力の向上	5	3	1	1	0	0

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了

(4) 基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

要支援児童へのきめ細やかな取組については、関係機関等からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に、専門の相談員等が訪問し、不安軽減、育児技術の向上に寄与しました。

進捗状況としては、全 37 事業に対し、31 事業（84%）が順調に推移してきました。一方で、ひとり親家庭等日常生活支援事業においては、支援員の派遣申請がなかったことにより、進捗が遅れている状況となっています。

項目	評価 事業数	平成 30 年度末の達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進	37	31 (84%)	5 (14%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
(1) 児童虐待防止対策の充実	8	7	1	0	0	0
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	11	7	3	1	0	0
(3) 障害児施策の充実	18	17	1	0	0	0

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了

(5) 基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

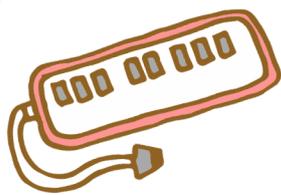
安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりについては、保育課窓口に保育コンシェルジュを設置し、保育所情報や保育の審査基準、一時保育等、保育を希望される方からの相談や悩みごとの解消に寄与しました。

また、地域子育て支援拠点事業を市内 24 箇所で実施し、身近な場所において保護者の子育ての不安感を緩和することや子どもの健やかな育ちを支援しました。

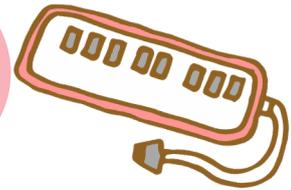
進捗状況としては、全 33 事業に対し、29 事業（88%）が順調に推移してきました。一方で、育児サークル支援においては、子育てサークルの数、会員人数ともに減少しているため、進捗が遅れている状況となっています。

項目	評価 事業数	平成 30 年度末の達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	33	29 (88%)	3 (9%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
(1) 仕事と家庭の両立の推進	6	5	1	0	0	0
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	8	7	0	1	0	0
(3) 子どもの健全育成の取組	9	8	1	0	0	0
(4) 安全・安心なまちづくり	7	6	1	0	0	0
(5) 子育て情報提供の充実	3	3	0	0	0	0

※評価区分 A：順調 B：やや遅れている C：遅れている D：当該年度予定なし E：終了



第 3 章



計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の視点
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 計画の基本理念

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、更に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指します。

基 本 理 念

安心して子育てができるまち川越



2 計画の視点

将来を担う川越市の子どもたちが未来に向かって健やかに成長していくため、障害や貧困、家族の状況などの事情により支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭に対して、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな支援に地域全体で取り組む必要があります。

このようなことから、基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を踏まえて施策を展開します。

(1) ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得

子どもは、良好な環境において生まれ、子どもの年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、心身ともに健やかに成長していくことが必要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、かけがえのない存在として子どもを守り、育むとともに、子どもが生きる力を獲得できるよう支援を行います。

(2) 地域社会全体による子育て・親育ちへの支援

子どもが健やかに成長するとともに、保護者が子育ての楽しさや安心感を実感できるようにするため、地域全体が子どもや子育て家庭に対する関心や理解を深め、支え合うことにより、保護者の子育てを通じた親としての成長を支援していきます。

(3) すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援

本市の次代を担う子どもたちが健やかに成長するためには、子どもの現在やその将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に向かって成長できる環境が必要です。そこでは、いじめや児童虐待など、子どもの安全や安心が脅かされることがあってはなりません。すべての子どもが将来に希望をもって成長していけるよう支援していきます。

「子育て」・「親育ち」について

本計画においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもと、子どもが自ら成長することを「子育て」、親自身が周囲のさまざまな支援を受けながら、実際の子育てを通じて成長していくことを「親育ち」としています。

3 基本目標

基本理念を実現するため、計画の視点を踏まえた以下の5つの基本目標を定め、本市の子ども・子育て支援策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

また、子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、保護者の育児不安の軽減などを図るため、地域子育て支援拠点事業など、親子のふれあいや交流の機会の充実を図ります。

こうした取組を通じて基本目標を達成するため、施策目標及び指標について、以下のとおり定めます。

施策目標

- (1) 切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進
- (2) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	今後も川越で子育てをしたいと思う保護者の割合（％） ^(※)	93.6	95.0

※ 「乳幼児健康診査必須問診項目」の回答割合を集計

基本目標 2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

希望するすべての子どもが幼児期の教育・保育を受けることができるよう、早期の待機児童の解消や幼児教育・保育無償化の円滑な実施、保育の質の向上に向けた取組を推進します。また、子どもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげることができるよう、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が共有するなど連携を図ります。

また、多様化する保育ニーズにも対応できるよう、きめ細やかな保育事業を推進するとともに、ニーズを捉えた新たな保育サービスの提供を図ります。

更に、子育て支援サービスを総合的に提供するとともに、情報発信や提供体制の充実など、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

こうした取組を通じて基本目標を達成するため、施策目標及び指標について、以下のとおり定めます。

施策目標

- (1) 教育・保育の充実と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 子育て支援サービスの充実

No.	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1	就学前児童保護者の子育て環境や支援への満足度 ^(※1)	2.76	3.5
2	待機児童数（人） ^(※2)	20	0

※1 満足度の評価は「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者用アンケート）」における1～5の5段階評価による平均値。目標値は令和5年度

※2 待機児童数の現状値は平成31年4月1日の値、平成30年度は73人

基本目標

3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

将来を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな心を育成する教育環境や健やかな成長のための保健対策の充実を図ります。

また、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるため、家庭や地域が連携して子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。

更に、放課後等の子どもの居場所となる放課後児童健全育成事業を推進するとともに、子どもの成長段階に応じた新たな子どもの居場所づくりの検討を進めます。

こうした取組を通じて基本目標を達成するため、施策目標及び指標について、以下のとおり定めます。

施策目標

- (1) 学校教育の充実
- (2) 健やかな成長のための保健対策の推進
- (3) 家庭や地域による教育力の向上
- (4) 放課後の子どもの居場所づくり

No.	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1	「学校へ行くのが楽しい」と思う児童生徒の割合（%） ^(※1)	84.5	87.5
2	放課後児童クラブ利用保護者の子育て環境や支援への満足度 ^(※2)	2.86	3.5

※1 「全国学力・学習状況調査質問紙」の回答割合を集計。現状値は平成29年度の値

※2 満足度の評価は「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（放課後児童クラブ保護者用アンケート）」における1～5の5段階評価による平均値。目標値は令和5年度

基本目標

4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

結婚・妊娠・出産の希望をかなえることができるよう、支援体制の整備を推進します。

また、すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長できるよう、子どもの健全育成の取組や若者に対する支援を行います。

子どもや親子連れが安全で安心して生活することができるよう、交通安全対策や防犯に関する各種施策を実施します。

外国籍市民の子どもとその保護者等が、言語や生活習慣の違いに不安を感じることがないように、多文化共生のまちづくりを推進します。

こうした取組を通じて基本目標を達成するため、施策目標及び指標について、以下のとおり定めます。

施策目標

- (1) 少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2) 子どもの健全育成の取組と若者への支援
- (3) 安全・安心なまちづくり
- (4) 多文化共生の推進

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	総合計画施策「少子化対策の推進」の満足度（％） ^(※)	11.8	18.0

※ 出典「川越市市民満足度調査」

基本目標

5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

ひとり親家庭や生活困窮世帯をはじめとする、支援が必要な家庭等に対して自立した生活が送れるよう支援を行います。また、子どもが将来の夢や進学の実現ができるようにするため、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども等を対象に、身近な場所での学習支援や経済的な就学支援を行うとともに、地域の多様な関係者の支援体制の構築に向けて取り組みます。

子どもを虐待から守り、安心して生活できるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組みます。

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、支援体制を充実するとともに、障害児施策の充実を図ります。

こうした取組を通じて基本目標を達成するため、施策目標及び指標について、以下のとおり定めます。

施策目標

- (1) 子育て家庭の自立等への支援
- (2) 子どもの可能性を支える取組の推進
- (3) 子どもを虐待から守る取組の推進
- (4) 障害児施策の充実と支援体制整備の推進

No.	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1	「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合（%） ^(※1)	79.7	82.7
2	児童虐待に関する行政の施策について「知っているものはない」と答えた市民の割合（%） ^(※2)	54.9	40.0

※1 「全国学力・学習状況調査質問紙」の回答割合を集計

※2 出典「川越市市民意識調査」

4 計画の体系

[基本理念] [視点]

[基本目標]

[施策目標]

安心して子育てができるまち川越

1 3
すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援
ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得

2
地域社会全体による子育て・親育ちへの支援

1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

- (1) 切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進
- (2) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

- (1) 教育・保育の充実と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 子育て支援サービスの充実

3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

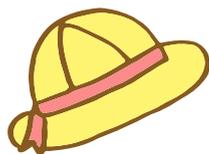
- (1) 学校教育の充実
- (2) 健やかな成長のための保健対策の推進
- (3) 家庭や地域による教育力の向上
- (4) 放課後の子どもの居場所づくり

4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

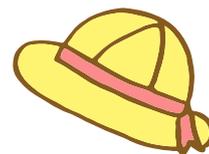
- (1) 少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2) 子どもの健全育成の取組と若者への支援
- (3) 安全・安心なまちづくり
- (4) 多文化共生の推進

5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

- (1) 子育て家庭の自立等への支援
- (2) 子どもの可能性を支える取組の推進
- (3) 子どもを虐待から守る取組の推進
- (4) 障害児施策の充実と支援体制整備の推進



第 4 章



子ども・子育て支援の取組・事業

- 基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援
と親子のふれあいの機会の充実
- 基本目標 2 幼児期の教育・保育の充実と
保護者への支援
- 基本目標 3 心身の健やかな成長に資する
教育環境の整備
- 基本目標 4 地域と社会で子育てを支える
環境づくり
- 基本目標 5 すべての子どもの未来をつく
る取組の推進

基本目標 1

妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

施策目標（1）切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進

現 状 と 課 題

平成 28 年に母子保健法が改正され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターの設置が市区町村に努力義務として法定化されました。

本市では、平成 28 年度から利用者支援事業の提供を開始し、助産師等が母子保健や育児に関する相談を行う母子保健型において、妊娠届出時をはじめとする相談支援を行ってきました。また、平成 30 年 10 月から母子保健型、基本型、特定型の連携による「川越市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいます。

近年、子育て世帯の核家族化や地域のつながりの希薄化など、妊産婦が孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、母子保健分野の取組に関するきめ細やかな対応は、今後ますます重要となってくるものと考えられます。

施 策 の 方 向 性

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康の増進を図ります。

取 組 ・ 事 業

＜取組・事業の見方＞

【事業計画】…教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事業です。各年度の量の見込みや確保方策については、「第 5 章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（P.82～）」で掲載しています。

【重点】…施策目標ごとに重点的に取り組む事業を 1 事業以上選定しています。すべての重点事業に目標事業量を設定して進捗管理を行い、効果的な事業実施に努めます。

【未来】…子どもの貧困対策に資する事業です。

【目標事業量】…平成 30 年度現状値、令和 6 年度目標値を掲載しています。目標値は、二一ズ調査の結果や利用状況等を考慮し設定しています。

No.	事業名	事業概要	担当課	
1	乳幼児健診 重点	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康づくり支援課	
		目標事業量		現状値(平成30年度)
		受診率	4か月 95.2% 1歳半 95.6% 3歳 93.5% (H28-30平均値)	4か月 96% 1歳半 97% 3歳 95%

No.	事業名	事業概要	担当課						
2	乳児家庭全戸訪問事業 事業計画 重点 未来	概ね2か月までの産婦、乳児に対して、助産師、保健師が訪問する「産婦・新生児訪問指導」、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、子育て支援に関する相談や情報提供を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整も行います。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数</td> <td>2,445件</td> <td>2,359件</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	訪問件数	2,445件	2,359件
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
訪問件数	2,445件	2,359件							
3	乳幼児訪問指導	訪問による指導が必要な母子に対して、保健師等による訪問指導を実施します。	健康づくり支援課						
4	産後ケア事業 未来	産後4か月未満の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かな支援を実施することで、育児不安の解消や母子の孤立化・児童虐待の予防につなげます。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>延べ37人</td> <td>延べ40人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	利用者数	延べ37人	延べ40人
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
利用者数	延べ37人	延べ40人							
5	子育て世代包括支援センター 重点 未来	母子保健型、基本型、特定型の各利用者支援事業の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設箇所数</td> <td>3箇所</td> <td>5箇所</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開設箇所数	3箇所	5箇所
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開設箇所数	3箇所	5箇所							
6	利用者支援事業(母子保健型) 事業計画	妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、助産師等の資格を有する母子保健コーディネーターを配置し、相談・助言を行うとともに、関係機関との連携により、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援体制を構築します。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設箇所数</td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開設箇所数	1箇所	2箇所
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開設箇所数	1箇所	2箇所							
7	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に対し、妊娠・出産の経過や子どもの健診記録等の成長記録となる母子健康手帳を交付します。	健康づくり支援課						
8	妊婦健康診査 事業計画	妊婦に対して妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、定期的な健診受診を勧奨する事業を行います。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ助成回数</td> <td>30,522人回</td> <td>29,417人回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	延べ助成回数	30,522人回	29,417人回
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
延べ助成回数	30,522人回	29,417人回							
9	マタニティスクール	妊婦とその夫等を対象にした教室で、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安の解消と父親の育児参加を支援します。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施回数	6回	6回
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
実施回数	6回	6回							
10	離乳食教室	離乳食の教室を開催し、保護者へ離乳食についての指導を行います。	健康づくり支援課						
11	乳幼児相談	乳幼児と保護者に対して相談の場を提供し、育児支援や育児不安の解消を図ります。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>30回</td> <td>30回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開催回数	30回	30回
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開催回数	30回	30回							

No.	事業名	事業概要	担当課			
12	発育・発達相談	成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児を対象に診察・相談を行い、発育・発達を支援するとともに、親の不安の解消につなげていきます。	健康づくり支援課			
13	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート） 重点	6歳以下の未就学児がいる家庭に、研修を受けた家庭訪問型子育て支援ボランティアが訪問して、子育て支援を行います。	こども育成課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用家庭数</td> <td>80件</td> <td>90件</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
利用家庭数	80件	90件				
14	こども医療費の助成	子どもの保健の向上、福祉の増進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもに対する医療費の一部を支給します。	こども政策課			
15 (※)	夜間休日診療事業（小児）	小児の初期救急医療を確保するため、夜間及び休日に小児科の診療を行う川越市医師会夜間休日診療所に対し、財政的な支援を行います。	保健医療推進課			
16	子どもの予防接種	子どもを感染症から守るため、予防接種法に基づき、乳幼児や児童等が受ける定期予防接種を実施します。	健康管理課			
17	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種	生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー等で、風しんの抗体価が低い方を対象に予防接種の費用を助成します。	健康管理課			
18	幼児のむし歯予防推進事業	歯科口腔保健事業に係る関係機関等と連携し、フッ化物を応用したむし歯予防事業や乳幼児健診等での啓発活動を実施し、歯科口腔保健の推進を図ります。	健康づくり支援課			
19	歯科健診・歯科保健指導等の実施	乳幼児を対象に月齢に応じた歯科健診、歯科保健指導等の事業を実施します。	健康づくり支援課			
20	妊産婦歯科健診	妊産婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を実施します。	健康づくり支援課			

※ 関連計画「第二次川越市保健医療計画」



マタニティスクール

初めて赤ちゃんを迎えるパパとママを対象に、マタニティスクールを実施しています。妊娠・出産・育児のスタートをイメージでき、困ったときの対処法もわかるように内容を工夫しています。助産師による妊娠・分娩・産後の体調や生活についての講話や妊娠中のマイナートラブルを軽減するための体操、赤ちゃん人形を使って、保健師の指導でお着替えやオムツ替えの実習、パパの妊婦体験等の実技を行います。会場には、先輩パパ・ママからの温かいメッセージや赤ちゃんの写真も設置しています。妊娠期からパパとママが不安なく赤ちゃんを迎えられるよう支援しています。

(健康づくり支援課)



施策目標（2）愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

現 状 と 課 題

乳児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期とされています。子どもに対して、身近な大人が関わることにより、情緒の安定が図られ、これを基盤として心身の発達が促されるなど、人としての土台がこの時期に作られていきます。

本市では、こうした子どもの健やかな育ちや保護者の子育ての不安感の解消などを支援するため、妊産婦や子育て親子の交流・情報交換の場の提供を行っています。

また、地域子育て支援拠点事業（※）は、地域に出向き子育て支援活動や育児相談などを行う「子育て支援センター」や、週3日～5日開設する「つどいの広場」として、身近な場所で利用できるよう市内24箇所で展開しています。今後についても、交流・情報交換の場の提供において質の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

※このほか、子育て支援センターでは、保育所、児童館に保育士を派遣して、週1、2日程度開設する「わくわく広場」を実施しています。

施 策 の 方 向 性

子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、保護者の育児不安の軽減などを図るため、地域子育て支援拠点事業など、親子のふれあいや子育て親子の交流の機会の充実を図ります。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1	地域子育て支援拠点事業 <small>事業計画 重点</small>	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域の身近な場所で、子育てをする親子の交流の場を提供します。 <table border="1"> <tr> <td>目標事業量</td> <td>現状値(平成30年度)</td> <td>目標値(令和6年度)</td> </tr> <tr> <td>設置箇所数</td> <td>24箇所</td> <td>26箇所</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	設置箇所数	24箇所	26箇所	こども育成課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
設置箇所数	24箇所	26箇所							
2 (※)	子育てサロン事業	乳幼児を持つ親が交流できる場を設け、コミュニケーションを促進し、子育て期における孤立化を防ぎます。 <table border="1"> <tr> <td>目標事業量</td> <td>現状値(平成30年度)</td> <td>目標値(令和6年度)</td> </tr> <tr> <td>実施館数</td> <td>17館(全館)</td> <td>18館(全館)</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施館数	17館(全館)	18館(全館)	中央公民館
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
実施館数	17館(全館)	18館(全館)							
3 (※)	子育てサポーター養成講座	地域の子育てを支援する、子育てサポーターを養成する講座を開催します。	中央公民館						

No.	事業名	事業概要	担当課						
4	ブックスタート事業	すべての乳児とその保護者を対象に、親子と一緒に絵本を開くという体験を通じて、ふれあいを深める機会を提供します。	中央図書館						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月児健診対象者の内実施した割合</td> <td>94%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	4か月児健診対象者の内実施した割合	94%	95%
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
4か月児健診対象者の内実施した割合	94%	95%							
5	長期療養児等育児支援	ダウン症、食物アレルギーなどがある子どもや多胎児の親の交流を通じ、育児不安の軽減を図ります。	健康づくり支援課						
6	産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行います。	健康づくり支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>12回</td> <td>20回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施回数	12回	20回
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
実施回数	12回	20回							

※ 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

コラム



子育て世代包括支援センター

本市では、母子保健サービスと子育て支援サービスとの一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、子育て世代包括支援センターにおいて、いろいろな悩みや困りごとの相談に応じています。

子育て世代包括支援センターでは、保健師や助産師、保育士等の専門職が「妊娠中や出産後の生活が不安」「出産準備がわからない」「子どもの発育・発達を知りたい」「親子で遊べる場所を知りたい」「保育園や幼稚園を知りたい」など一人ひとりの悩みや困りごとについて、電話や面談等により、相談者の気持ちに寄り添い、一緒に考えながら、必要な情報をお伝えしたり、適切な支援につないでいます。

子育て世代包括支援センターでは、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、支援を行っています。

(健康づくり支援課)



基本目標 2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

施策目標 (1) 教育・保育の充実と質的向上

現 状 と 課 題

本市の就学前児童数は平成 26 年度以降減少に転じていますが、保護者の就労などの要因から保育施設への入所希望者数は増加傾向にあります。

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業などの新制度に対応した保育施設や、民間保育施設の新設を促進することにより、定員増を進めてきたところですが、平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 20 人であり、依然解消には至っていない状況にあります。

こうしたことから、幼児教育・保育無償化の影響や、待機児童数の動向を見極めながら保育の受け皿を確保するとともに、保育サービスの質の維持・向上のための各種施策に取り組むことが必要です。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たし、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性を確保していくことが必要です。

施 策 の 方 向 性

希望するすべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、早期の待機児童の解消や幼児教育・保育無償化の円滑な実施、保育の質の向上に向けた取組を推進します。

また、子どもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげることができるよう、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が共有するなど連携を図ります。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課			
1	通常保育事業 事業計画 重点	すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の適切な提供及び質の向上を進めます。	こども政策課 保育課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員数</td> <td>4,477人</td> <td>5,459人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
定員数	4,477人	5,459人				
2	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行います。	こども政策課			
3	保育士研修 重点	保育の質を高めるため、公立・民間保育所、小規模保育施設等に勤務する保育士等を対象に研修を行います。	保育課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越市保育施設職員研修会参加者数</td> <td>2,166人</td> <td>2,200人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
川越市保育施設職員研修会参加者数	2,166人	2,200人				

No.	事業名	事業概要	担当課						
4	認定こども園の推進 事業計画	保育所と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を推進します。	こども政策課 保育課						
5	幼稚園事業の推進 事業計画	幼稚園の施設型給付対象施設への移行支援を行うとともに、幼稚園入園希望者に対する情報提供等を行います。	こども政策課 保育課						
6	幼稚園の耐震化の推進	小学校就学前の子どもの安全な教育・保育環境を整備するため、耐震補強工事を行う幼稚園に対し補助を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化未実施施設数</td> <td>3施設</td> <td>0施設</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	耐震化未実施施設数	3施設	0施設	保育課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
耐震化未実施施設数	3施設	0施設							
7	地域型保育事業 事業計画	地域型保育事業として、少人数(定員6~19人)を対象に、少人数で保育を行う「小規模保育事業」、従業員と地域の子どもを保育する「事業所内保育事業」、障害・疾病などにより、自宅での保育を行う「居宅訪問型保育事業」、家庭的保育者による「家庭的保育事業」を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備定員数</td> <td>394人</td> <td>587人</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	整備定員数	394人	587人	こども政策課 保育課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
整備定員数	394人	587人							
8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 事業計画	給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置や運営を促進します。	こども政策課 保育課						
9	未就学児に対する食育の推進 重点	保育所食育目標である「一人ひとりの子どもの食を営む力を育み、豊かな心と体を育てる」を目標に、栄養教育等を行います。また、乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて、乳幼児健診時等で啓発を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養教育実施回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	栄養教育実施回数	6回	6回	保育課 健康づくり支援課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
栄養教育実施回数	6回	6回							
10	人権保育の推進	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進します。	保育課						
11 (※1)	こどもの発達支援巡回事業	発達障害等の専門的な知識を有する者が保育所等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行います。	療育支援課						
12	認可外保育施設等への施設等利用給付	基準に合致した認可外保育施設等の利用者の申請に基づき、利便性に配慮し円滑な施設利用費の給付を行います。	保育課						
13	幼稚園等への施設等利用給付	新制度未移行の幼稚園の利用者に対し、現物給付による円滑な施設利用費の給付を行います。	保育課						
14 (※2)	幼保小連絡懇談会の実施	幼児教育振興審議会委員を中心とし、幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の連携によって幼児教育の推進を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施回数	2回	2回	教育指導課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
実施回数	2回	2回							

※1 関連計画「川越市障害者支援計画」

※2 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

施策目標（2）多様な保育事業の推進

現 状 と 課 題

保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより、保育ニーズが多様化しています。平成30年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、平成25年度調査時から幼稚園等の預かり保育の利用意向が10.5ポイント上昇するなど、本市においてもさまざまなニーズに対応した保育施策の充実が求められています。

今後も、現在就労していない方を含めた今後の就労意向、日常生活の中での一時的な保育の利用など、保育ニーズを捉えたさまざまな形態でのサービスの充実が必要です。

施 策 の 方 向 性

多様化する保育ニーズにも対応できるよう、きめ細やかな保育事業を推進するとともに、ニーズを捉えた新たな保育サービスの提供を図ります。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課		
1	時間外保育事業 (延長保育事業) 事業計画	保育所において、教育・保育給付認定された時間を超えて保育を行います。	保育課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		年間実利用児童数		2,174人	2,237人
2	産休明け保育事業	生後8週間の乳児の保育を実施します。	保育課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		産休明け保育実施施設数		10施設	10施設
3	保育所等における 一時預かり事業 事業計画 重点	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業を実施します。	保育課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		確保量		56,650人	65,520人
4	幼稚園等における 一時預かり・預かり 保育事業 事業計画 重点	保護者の労働等の事由により、幼稚園等に在籍している園児等を当該幼稚園等の教育時間を超えて保育するため、一時預かり・預かり保育事業の支援を行います。	保育課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		年間延べ利用者数		169,302人	237,364人
5	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育所において保育を行います。	保育課		
6	病児保育事業 事業計画	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行います。	こども 育成課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		実施施設数及び 延べ利用者数		4箇所/ 967人	4箇所/ 1,200人

No.	事業名	事業概要	担当課			
7	ファミリー・サポート・センター事業 事業計画	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。	こども育成課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動回数(子育て援助活動支援事業/病児・緊急対応強化事業)</td> <td>9,271回/ 146回</td> <td>10,007回/ 150回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
活動回数(子育て援助活動支援事業/病児・緊急対応強化事業)	9,271回/ 146回	10,007回/ 150回				
8	子育て短期支援事業 事業計画	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて、トワイライトステイ(平日夜間)及びショートステイ(宿泊を伴う)を実施します。	こども家庭課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用者数</td> <td>512人</td> <td>600人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
延べ利用者数	512人	600人				
9	川越市保育ステーション事業	多様化する保育ニーズに対応するとともに、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世代の利便性を高めるため、川越市保育ステーションを設置し、市内保育所等への送迎等を実施します。	保育課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育ステーション設置数</td> <td>-</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
保育ステーション設置数	-	1箇所				
10	休日・夜間保育事業	多様化する保育ニーズに対応するため、休日の保育の実施や平日の夜10時までの保育の実施について、対応を図ります。	こども政策課 保育課			

コラム



家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)

家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)は、6歳以下の未就学児をもつ家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者(ホームビジター)が、週に1回2時間程度、全4回を目安に訪問します。

ベビーシッターやヘルパーのような育児や家事の代行ではなく、友人のように話を聴いたり、一緒に育児や家事をしたり、買い物や病院、地域の子育て支援施設に出かけたりする家庭訪問型の無償のボランティア活動です。

子育てに対して孤独や不安を感じている方、地域の子育て支援施設などを利用したいが一人では参加しづらいと感じている方などが、元気に子育てできるように、また、地域へと踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりができるよう応援します。

(こども育成課)



施策目標（3）子育て支援サービスの充実

現状と課題

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育て情報誌やホームページなどの利用意向が高い結果となっており、保護者から情報発信の充実が求められていることが分かります。

また、身近な場において、子育て支援策に関する情報提供や相談に応じる「利用者支援事業（基本型）」、保育コンシェルジュ（保育士）が保育を希望される方から入所に関する相談等に応じる「利用者支援事業（特定型）」については、平成28年度のサービス開始以降、相談件数が増加しています。

このようなことから、今後も引き続き、子育て支援サービスの充実に努める中で、保護者にとって分かりやすく、効果的な情報提供に努めていく必要があります。

施策の方向性

子育てに関する各種講座をはじめとする子育て支援サービスを総合的に提供するとともに、情報発信や提供体制の充実など、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

取組・事業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課		
1	利用者支援事業 (基本型・特定型) 事業計画 重点	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報集約と提供を行うとともに、妊婦や保護者の利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を図ります。	こども 育成課 保育課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		開設箇所数		2箇所	5箇所
2	子育て情報の発信 重点	子育て情報誌、ホームページ、メールなどのさまざまな方法により子育てに関する情報を発信します。	こども 政策課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		子育て情報誌年間発行部数		20,000部	20,000部
3	パパ・ママ応援 ショップ事業	埼玉県と共同し、協賛企業等で提示することで特典を受けられる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を配布し、子育てサービスの充実に図ります。	こども 育成課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		市内協賛店舗・施設数		858箇所	900箇所

No.	事業名	事業概要	担当課						
4	赤ちゃんの駅事業	授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市民に分かりやすく表示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る事業を埼玉県と共同して実施します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内登録施設数</td> <td>140施設</td> <td>150施設</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	市内登録施設数	140施設	150施設	こども育成課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
市内登録施設数	140施設	150施設							
5	育児サークル支援	公民館等で活動する育児サークルに対し、自主的な活動を支援するとともに、サークル交流会を行います。また、サークルの要望に併せた出張支援を実施します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サークルへの支援回数</td> <td>22回</td> <td>25回</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	サークルへの支援回数	22回	25回	こども育成課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
サークルへの支援回数	22回	25回							
6 (※1)	家庭教育講座	家庭の教育力を高めるため、乳幼児の心と体を育む親のための講座を開催します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施館数</td> <td>17館(全館)</td> <td>18館(全館)</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施館数	17館(全館)	18館(全館)	中央公民館
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
実施館数	17館(全館)	18館(全館)							
7 (※2)	子育て安心施設整備事業	子育て世代が安心して子育てができるよう、本川越駅周辺に保育機能や相談機能を有し、子育て世代の交流の場となる施設を整備します。	こども政策課						

※1 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

※2 関連計画「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

コラム



子育て情報誌作成事業

本市では、子育て情報誌「こえどちゃん」を毎年度発行しています。妊娠届の提出時や幼稚園・保育所などを通じ、年間2万部を子育て中の家庭にお届けしています。

「こえどちゃん」は、子育て中のママ・パパが市の施設などを取材し作成した特集記事を掲載するなど、子育てをする方の目線に立って作成していることが特徴です。

「こえどちゃん」は、令和4年度版で第20版を迎えます。今後も引き続き子育て中の家庭が必要とする情報を分かりやすく発信していきます。(こども政策課)



基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策目標（1）学校教育の充実

現 状 と 課 題

小中学校におけるいじめや問題行動など、子どもたちが抱えるさまざまな課題への対応を図るため、本市では、オールマイティーチャーターの配置や相談体制の整備・充実に取り組んでいます。

子どもたちを取り巻く環境が変化している中で、スクールソーシャルワーカーなど高度な専門的知識や経験を有する専門職の対応が必要なケースが増えている現状があり、関係機関が連携して対応することができる体制の充実が求められています。

施 策 の 方 向 性

将来を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな心を育成する教育環境の充実に向けて取り組みます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※)	オールマイ ティーチャーター配置事業 重点	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育、学力向上、いじめの未然防止、少人数学級編制等、各学校におけるさまざまな課題を解決するため市費による教員を配置します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置校数</td> <td>16校</td> <td>18校</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	配置校数	16校	18校	学校管理課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
配置校数	16校	18校							
2 (※)	教育相談・就学相談 事業 重点 未来	幼児から高校生までの教育に関わるさまざまな悩みなどについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実を図ります。また、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、就学相談体制の充実を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①スクールソーシャルワーカーが対応した学校数(56校中) ②就学相談での判断と実際の就学状況一致率</td> <td>①37校 ②84.9% (H28-30平均値)</td> <td>①56校 ②85.0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	①スクールソーシャルワーカーが対応した学校数(56校中) ②就学相談での判断と実際の就学状況一致率	①37校 ②84.9% (H28-30平均値)	①56校 ②85.0%	教育センター
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
①スクールソーシャルワーカーが対応した学校数(56校中) ②就学相談での判断と実際の就学状況一致率	①37校 ②84.9% (H28-30平均値)	①56校 ②85.0%							
3	少人数指導の充実	少人数指導やチーム・ティーチングによる、個に応じたきめ細やかな指導を実施し、学力育成を図ります。	教育指導課						
4 (※)	不登校対策の推進	不登校児童生徒に対応するため、地域や専門家などの協力のもと、相談体制の充実を図ります。	教育センター						
5 (※)	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施します。	教育センター						
6 (※)	一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実	通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対して支援等を行います。	教育センター						

※ 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

施策目標（2）健やかな成長のための保健対策の推進

現 状 と 課 題

学童・思春期は、身体面の発育と精神面での発達を通して自我が形成され自立していく中で、健康的な生活習慣の確立に向けて重要な時期です。

本市では、生涯にわたって健康を維持・増進するため、基礎的な体力づくりと合わせて、食に関する指導や保健教育を推進しています。

また、思春期における保健対策については、心身の健康に関する重要な課題であり、学習の機会の確保や正しい知識の普及、相談体制の充実を図ることが必要です。

施 策 の 方 向 性

次代の親となる思春期を迎える子どもたちが心身ともに健全に成長することができるよう、食育や保健対策の充実を図ります。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※1)	小・中学校における食育の推進 重点	学校における食育推進のため、各校で、教科・領域等において作成した全体計画に基づき、食育の推進を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食の指導実施校数</td> <td>54校(全校)</td> <td>54校(全校)</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	食の指導実施校数	54校(全校)	54校(全校)	教育指導課 学校給食課 教育センター
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
食の指導実施校数	54校(全校)	54校(全校)							
2 (※2)	薬物乱用防止啓発	市民等が多く集まるイベント会場、また若年者が多く利用する施設でリーフレット等の啓発物による周知を行うとともに、全市立学校で薬物乱用防止教室を開催し、保護者への啓発を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①広報、ポスター、リーフレットによる周知回数等 ②薬物乱用防止教室実施校数</td> <td>①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)</td> <td>①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	①広報、ポスター、リーフレットによる周知回数等 ②薬物乱用防止教室実施校数	①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)	①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)	保健総務課 教育指導課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
①広報、ポスター、リーフレットによる周知回数等 ②薬物乱用防止教室実施校数	①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)	①広報2回 ポスター3回 リーフレット 1,000部 ②56校(全市立学校)							
3 (※2)	性感染症対策	エイズを含む性感染症対策として、エイズ及び性感染症検査を行うとともに、電話等による相談を実施します。また、市内の中学3年生を対象に出前講座を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校出前講座実施校数</td> <td>16校</td> <td>22校</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	中学校出前講座実施校数	16校	22校	保健予防課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
中学校出前講座実施校数	16校	22校							

※1 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

※2 関連計画「第二次川越市保健医療計画」

施策目標（3）家庭や地域による教育力の向上

現 状 と 課 題

家庭教育では、親が家庭における役割と責任を自覚し、子どもにとって身近な存在として力を発揮するために、親としての力を高めることが求められています。

また、地域ぐるみの教育を推進するため、本市では、地域の特色を生かした体験活動や学校教育の支援などを行う、地域子どもサポート推進事業を実施してきました。

このようなことから、今後も、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもとに連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を高めることが重要です。

施 策 の 方 向 性

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるため、家庭や地域が連携して子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※)	中学生社会体験事業 重点 未来	中学生が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるため、各校において各事業所の協力のもと児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校実施校数</td> <td>22校(全校)</td> <td>22校(全校)</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	中学校実施校数	22校(全校)	22校(全校)	教育指導課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
中学校実施校数	22校(全校)	22校(全校)							
2	社会体験学習及び交流活動	中学生が社会体験学習及び交流活動を行うことで、保育所での職業体験や保育所の子どもたちとの交流を通して豊かな心身の育成を図ります。	保育課						
3 (※)	地域人材活用事業	各小・中学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用し、道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施回数</td> <td>233回</td> <td>275回</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	事業実施回数	233回	275回	学校管理課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
事業実施回数	233回	275回							
4 (※)	PTA家庭教育学級	保護者自ら家庭教育の意義や役割を学習する講座を企画・運営することで、家庭の教育力の向上を図ります。	地域教育支援課						
5 (※)	親の学習講座	多くの保護者が集まる機会を活用し、親が親として育ち、力をつけるための学習を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。	地域教育支援課						

No.	事業名	事業概要	担当課						
6 (※)	コミュニティ・ スクール 未来	地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むことができる新たな学校運営のしくみづくりを進めていきます。	学校管理課						
7 (※)	地域子どもサポート 推進事業 重点 未来	<p>学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となり、子どもたちのさまざまな体験や学習活動をサポートします。また、学校応援団推進事業にサポート委員会に関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・見守り・行事支援等を行います。学校・家庭・地域が連携協働し、これらの事業が継続して行われるよう努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業参加者数</td> <td>40,989人</td> <td>41,000人</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	事業参加者数	40,989人	41,000人	地域教育 支援課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
事業参加者数	40,989人	41,000人							

※ 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

コラム

子育て安心施設

人口減少の克服と地域経済の規模縮小に対応するため、国は平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、本市では同法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

川越版総合戦略では、「安心して出産・子育てができる環境をつくる」ことを戦略として掲げ、そのプロジェクトの一つとして、本川越駅周辺に利便性を生かした「子育て安心施設」の整備を行うこととしています。

整備予定地である本川越駅周辺の立地特性を生かし、市内の保育施設等に子どもを送迎する保育ステーション事業を開始するほか、子育てをしている方やこれから子育てをする方が、子育ての悩みや不安を感じることなく、安心して子育てができるための施設となるよう、令和3年度の開設を目指して準備を進めています。



完成イメージ図

(こども政策課)

施策目標（４）放課後の子どもの居場所づくり

現 状 と 課 題

保護者の就労形態の多様化や、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加などを背景に、放課後等に安全で安心して活動することができる居場所づくりに関する取組の充実が求められています。

本市では、各市立小学校内学童保育室 32 箇所及び民間放課後児童クラブ 1 箇所での保育や、市内 3 箇所の児童館での事業を中心に子どもの居場所を提供しています。今後も、子どもの成長段階に応じたニーズに対応し、安全で安心して活動することができる、新たな子どもの居場所づくりの必要性が高まるものと考えられます。

施 策 の 方 向 性

放課後等の子どもの居場所となる放課後児童健全育成事業を推進するとともに、子どもの成長段階に応じたニーズに対応し、放課後子供教室をはじめとする新たな子どもの居場所づくりの検討を進めます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※)	放課後児童健全育成事業 事業計画 重点	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 <table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>受入可能児童数</td> <td>3,509人</td> <td>4,454人</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	受入可能児童数	3,509人	4,454人	教育財務課 こども育成課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
受入可能児童数	3,509人	4,454人							
2	児童館機能の整備	各児童館の特性を生かし、地域の高齢者と連携した世代間交流や、外国籍市民との交流を深めることにより、子どもたちの豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進します。	こども育成課						
3 (※)	放課後子供教室の推進事業	土・日曜日や放課後等に、地域の力を生かした学習支援や体験活動、交流活動が幅広く実施できるよう、試行的実施を通じ、放課後子供教室の実施を検討します。	地域教育支援課						
4	子どもの居場所づくりの推進 重点	市民の活動と連携した子どもの居場所づくりの推進を図ります。 <table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>新規開設数</td> <td>－</td> <td>3箇所</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	新規開設数	－	3箇所	こども育成課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
新規開設数	－	3箇所							
5	児童遊園の整備	子どもの遊びや交流の場としての児童遊園を自治会等との協議を踏まえ、維持管理等の整備を行っていきます。	こども育成課						
6	都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修・補修や、新規整備を実施していきます。 <table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>都市公園整備箇所数</td> <td>延べ7箇所</td> <td>延べ10箇所</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	都市公園整備箇所数	延べ7箇所	延べ10箇所	公園整備課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
都市公園整備箇所数	延べ7箇所	延べ10箇所							

※ 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

施策目標（1）少子化対策の推進と次代の親の育成

現 状 と 課 題

平成28年度を始期とする第四次川越市総合計画では、少子化の傾向に歯止めをかけることを目的として、少子化対策の推進を施策に掲げ各種取組を推進しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」では、独身男女で8割以上が結婚の意思をもち、夫婦が希望する子どもの数が2人以上となっていますが、全国的に未婚化や晩婚化が進み、出生数も減少傾向にあります。

こうしたことから、本市においては、次代の親を育成する観点から、結婚、妊娠、子育てに関する市民の希望がかなうよう取組を進めていく必要があります。

施 策 の 方 向 性

結婚・妊娠・出産を望む方の希望をかなえることができるよう支援体制の整備を推進するとともに、次代の親となる子どもや若者が、就労や子育てなど将来を考えるための施策を実施していきます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1	不妊に対する支援	特定不妊治療・早期不妊治療・不育症検査を受けた方を対象に、その費用の一部を助成します。また、不妊専門相談センターにおいて不妊に関する相談事業を実施します。	健康管理課						
2	子育て体験学習	市内在住の中学生を対象に、いのちの講座や乳幼児とふれあう機会を提供することで、自己肯定感の高揚や自己と他者を大切に思う心を養っていきます。	こども育成課						
		<table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>市立中学校実施校数</td> <td>市立中学校全校</td> <td>市立中学校全校</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	市立中学校実施校数	市立中学校全校	市立中学校全校	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
市立中学校実施校数	市立中学校全校	市立中学校全校							
3	結婚支援事業	結婚したい男女の出会いの場を提供します。	広聴課						
		<table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	実施回数	2回	2回	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
実施回数	2回	2回							
4	結婚相談	結婚を希望する方へ配偶者を紹介することを目的に相談を実施します。	広聴課						
5 (※1)	ワーク・ライフ・バランス推進事業 重点	ワーク・ライフ・バランス推進のため、事業主や従業員に対しセミナーの開催や市内好事例、制度等の情報提供及び啓発活動を行います。	男女共同参画課 雇用支援課						
		<table border="1"> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	セミナー開催回数	1回	1回	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
セミナー開催回数	1回	1回							

No.	事業名	事業概要	担当課						
6 (※1)	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座を実施します。	男女共同 参画課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座開催時間数</td> <td>190時間</td> <td>190時間</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	講座開催時間数	190時間	190時間
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
講座開催時間数	190時間	190時間							
7 (※1)	家庭における男性の参画促進	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙を年2回発行し意識啓発を行うほか、男女共同参画に関する講座を実施します。	男女共同 参画課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座開催時間数</td> <td>30時間</td> <td>30時間</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	講座開催時間数	30時間	30時間
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
講座開催時間数	30時間	30時間							
8	多子世帯応援クーポン	第三子以降の育児の負担軽減を図るため、埼玉県事業と連携し、育児サービス等に利用できるクーポンを発行します。	こども 政策課						
9 (※2)	多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠出産期における母親の負担軽減を図り、子育てを支援するために、家事又は育児の援助を行うヘルパーを派遣することにより、母親の負担軽減を図ります。	こども 家庭課						
10	多世代同居・近居の促進	子育て等を通じて必要な時に支え合いを行うことができるよう多世代同居・近居の周知を図るとともに、祖父母世代に対し、子育てに関する必要な情報提供を行います。	こども 政策課						
11 (※2)	若者のライフデザインの支援の検討	大学生や高校生等に対して、結婚、妊娠、就職などについて考えるきっかけとするライフデザイン事業の実施を検討します。	こども 政策課						

※1 関連計画「第五次川越市男女共同参画基本計画」

※2 関連計画「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

施策目標（2）子どもの健全育成の取組と若者への支援

現 状 と 課 題

本市では、市民総ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、関係機関等と連携して、人材育成や地域活動に取り組んでいます。

一方、情報化社会の進展、就労形態の多様化など、青少年を取り巻く環境が変化しており、いじめなどを原因とする不登校や引きこもりの若者がみられる状況です。

こうしたことから、青少年が社会性を身につけ、地域社会の一員として成長するとともに、悩みやいじめなどの解消に向けた取組が必要です。

施 策 の 方 向 性

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長できるよう、子どもの健全育成の取組や若者に対する相談等の支援を行います。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 **重点**…重点事業 **未来**…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課			
1	青少年を育てる市民会議 重点	青少年健全育成活動が、市民総ぐるみで推進されるよう、関係機関・団体と協働して各種事業を実施します。	こども育成課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区会議事業数</td> <td>84回</td> <td>84回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
地区会議事業数	84回	84回				
2	民生委員・児童委員研修会	民生委員・児童委員研修を実施し、子どもに関するさまざまな問題に対応できるよう努めます。	福祉推進課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会開催回数</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
研修会開催回数	4回	4回				
3	高校生のための労働法セミナー	市内の高校において、労働に関する法令等の出前講座を行います。	雇用支援課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>3回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
セミナー開催回数	3回	4回				
4	ネットパトロール事業	市内の全市立中・高等学校を対象に、子どもたちをインターネット上におけるいじめ等から守るため、ネット上の監視や、相談や情報提供を受け付ける窓口をネット上に開設し、適切に対応を図っていきます。	教育指導課			
5	青少年悩みごと相談事業	青少年とその家族に対し、青少年が抱えている将来への不安や働くことへの悩み等に対し、少年指導センターにおいて相談を行います。	こども育成課			
6	非行防止活動	少年補導員を中心とした子どもたちへの声かけによる、非行防止活動を実施します。	こども育成課			

施策目標（3）安全・安心なまちづくり

現 状 と 課 題

本市では、子どもの年齢に応じた交通安全教育を行うなど、関係機関が一体となって交通事故防止に取り組んでいます。また、自治会を中心とした地域の防犯推進体制の整備に努め、「地域の安全は地域で守る」という認識のもと、防犯のまちづくり活動が行われています。

今後についても、子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域や学校、関係機関が連携して安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。

施 策 の 方 向 性

子どもや親子連れが安全で安心に生活することができるよう、路面表示等による注意喚起や、交通安全教育など、交通安全対策を推進するとともに、防犯に関する各種施策を実施します。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1	こども110番の家	子どもの登下校時の安全・安心を確保するため、子どもたちの駆け込み先として地域住民が提供するこども110番の家に対して支援を行います。	こども育成課						
2 (※)	交通安全教室 重点	交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全教室実施回数</td> <td>187回</td> <td>190回</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	交通安全教室実施回数	187回	190回	防犯・交通安全課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
交通安全教室実施回数	187回	190回							
3	児童の登校時の交通安全指導	児童の登校時に交通の危険な場所において登校指導を行います。	防犯・交通安全課						
4 (※)	安全・安心な通学路等の確保	通学路等に路面表示等の交通安全対策を実施するとともに、各小学校ごとのスクールガードリーダーの配置等による見守りや通学路の点検により、安全・安心な通学路の確保を図ります。	防犯・交通安全課 教育指導課						
5	防犯情報等の提供	自治会、事業所、関係団体等と連携し、地域における自主防犯活動を推進するとともに、小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスにより、防犯に関する情報提供を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メール登録件数</td> <td>7,811件</td> <td>10,800件</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	メール登録件数	7,811件	10,800件	防犯・交通安全課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
メール登録件数	7,811件	10,800件							

※ 関連計画「第10次川越市交通安全計画」

施策目標（４）多文化共生の推進

現 状 と 課 題

本市に在住する外国籍市民は、平成31年3月末で約8,300人と、平成27年3月末の約5,500人から大きく増加しています。

外国籍市民が生活する上で、言葉の習熟の程度や文化が異なることから、日常生活に支障をきたしたり、地域社会にうまく溶け込めなかったりする場面が見受けられます。

こうした日常生活で直面する言葉の壁に対する支援とともに、外国籍市民に対する理解を相互に深めることにより、外国籍市民の子どもとその保護者等が安心して生活できる環境の整備が求められます。

施 策 の 方 向 性

外国籍市民の子どもとその保護者等が、言語や生活習慣の違いに不安、負担を感じず、地域の中で安心して生活することができるよう、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※)	日本語教室 重点	川越市国際交流センターにおいて、外国籍市民や日本語を母国語としない児童生徒のための日本語教室を開催します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語教室 外国籍市民参加者数</td> <td>4,008人</td> <td>4,200人</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	日本語教室 外国籍市民参加者数	4,008人	4,200人	国際文化 交流課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
日本語教室 外国籍市民参加者数	4,008人	4,200人							
2 (※)	国際理解講座	外国籍市民等が講師となり、外国の言語や文化等を学ぶための講座を開催し、市民の国際理解の推進に努めます。	国際文化 交流課						
3 (※)	姉妹・友好都市交流の充実	川越市姉妹都市交流委員会と連携し、国際交流を通じて多文化共生に向けた理解を図るため、海外姉妹都市等との市民交流の充実に努めます。	国際文化 交流課						

※ 関連計画「第四次川越市国際化基本計画」

基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

施策目標（1）子育て家庭の自立等への支援

現 状 と 課 題

経済的に困窮している状況が、子どもの学習環境、生活習慣などに影響することが昨今クローズアップされています。貧困は世代を超えて影響するといわれており、貧困の連鎖を断ちきることが重要とされています。こうしたことから、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援や就業支援など、総合的な自立支援が求められています。また、自立及びその後の生活においても周囲や社会のサポートが欠かせません。

特に、ひとり親家庭では、仕事と家事・育児に対する負担が大きく、各家庭が抱えるさまざまな課題に対応したきめ細やかな支援が必要です。

施 策 の 方 向 性

ひとり親家庭や生活困窮世帯をはじめとする、支援が必要な家庭等に対して、医療や就労、住居などの経済的な支援や相談体制の充実により、自立した生活が送れるよう支援を行います。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校終了前までの子どもを養育している方に対し、手当を支給します。	こども政策課
2	児童扶養手当 未来	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害がある場合に支給します。	こども家庭課
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に医療費の一部を支給します。	こども政策課
4	川越市遺児手当	父母のいない（父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む）義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給します。	こども政策課
5	ひとり親家庭相談 未来	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等のさまざまな悩みや社会生活全般についての相談に応じます。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関と連携します。	こども家庭課
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業 未来	ひとり親家庭等の親が、疾病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行います。	こども家庭課
7	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 未来	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付けを行います。	こども家庭課

No.	事業名	事業概要	担当課		
8	母子家庭等就業・自立支援センター事業 重点 未来	ひとり親家庭等の就労による自立をサポートするため、そのニーズ把握に努めるとともに、就業相談、就業情報の提供等を行い、就業支援講習会を開催します。	こども家庭課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		延べ利用者数		214人	300人
9	ひとり親家庭等生活向上事業 未来	子育てと生計維持の両立支援のため、ひとり親の母等が定期的に集い、日常の情報交換や家計管理等に関する学習の場を提供します。	こども家庭課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		延べ参加者数		35人	80人
10	自立支援給付金事業 未来	児童扶養手当受給者等が一定の資格を取得するために修業をする場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、児童扶養手当受給者等が自主的に能力開発を行うため、指定講座を受講した場合、その費用の一部を自立支援教育訓練給付金により支給します。	こども家庭課		
11	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 未来	児童扶養手当受給者を対象にその自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定するなど、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行います。	こども家庭課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		延べ利用者数		42人	50人
12	公営住宅における優遇登録 未来	登録方式による入居募集に際し、母子世帯、多子世帯を対象に優遇して登録を行います。	建築住宅課		
13	母子家庭等地域生活支援事業 未来	生活習慣等に課題のあるひとり親家庭等に対し、相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための相談支援を行います。	こども家庭課		
14	生活困窮者自立支援事業 重点 未来	複合的な課題を抱える生活困窮者の課題に応じ、就労支援、家計改善、住居確保など、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。	生活福祉課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		就労支援対象者の就労・増収率		77.9% (H29-30平均値)	80.0%
15	生活保護事業 未来	生活保護の基準に基づき、生活扶助、教育扶助、住宅扶助など、世帯状況に応じた扶助を行い、自立できるよう支援を行います。	生活福祉課		

施策目標（２）子どもの可能性を支える取組の推進

現 状 と 課 題

子どもの生活に関する実態調査では、学校の授業の理解度に関する設問について、学校の授業が「分からない」、また、将来の夢に関する設問について、夢がない理由として「夢がかなうのは難しい」と回答した児童生徒の割合は、困窮層で高くなる傾向がみられます。近年、小中学校就学援助の受給者数は、約 4,500 人で推移しており、経済的支援を必要としている児童生徒が一定程度見受けられる状況となっています。

令和 2 年度から国により実施される高等教育の無償化や高校生等への修学支援制度の拡充により、進学しやすい環境が整備されるものと考えられることから、本市の修学支援を含めた制度の周知を図るとともに、支援が必要な児童生徒に対する学習支援を一体的に進めていくことが必要です。

また、児童生徒の希望する将来に向けて、多様な主体が連携して支援する環境整備が必要です。

施 策 の 方 向 性

子どもが将来の夢や進学の希望を実現できるようにするため、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども等を対象に、身近な場所での学習支援や経済的負担軽減を行うとともに、地域の多様な関係者の支援体制の構築に向けて取り組めます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課		
1	ひとり親家庭等学習支援事業 重点 未来	ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上を図るほか、進路相談等に応じるため、学習塾による無料の支援を行います。	こども家庭課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		利用人数		95人	110人
2	川越市生活困窮者学習・生活支援事業 重点 未来	貧困が世代を超えて連鎖することがないように、生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の子どもに対する生活習慣・育成環境の改善に係る支援及び学習支援並びに保護者に対する養育支援等を行います。	生活福祉課		
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
		利用人数		53人	65人
3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 未来	高等学校などを卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども家庭課		

No.	事業名	事業概要	担当課						
4	高等教育機関等における修学への支援 未来	国・県の修学支援制度の利用に併せて、支援を必要とする学生等に経済的支援を行います。	教育総務課						
5	準要保護児童生徒に対する就学援助 未来	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などについて、必要な援助を行います。	教育財務課						
6	実費徴収に係る補足給付を行う事業 事業計画 未来	保護者の世帯の所得状況等を勘案し、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等又は新制度未移行の幼稚園における副食材料費について、負担軽減を図るために助成を行います。	保育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延べ利用者数</td> <td>20人</td> <td>1,314人</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	年間延べ利用者数	20人	1,314人	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
年間延べ利用者数	20人	1,314人							
7	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業 未来	地域における多様な関係者の連携・協力による支援体制のネットワーク構築を支援します。	こども政策課						

コラム



学習支援事業

本市では、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の中学生や、生活困窮世帯の小学4年生から高校生までの児童生徒を対象に、無料の学習支援事業を実施しています。

週に1回、市内の学習会場に集まり、講師やボランティアの大学生などに勉強を教わったり、進路について相談にのってもらったりしています。

また、学習会場は勉強だけでなく、参加している子ども達にとって、楽しく、安心して過ごせる「居場所」にもなっています。
(こども家庭課)

施策目標（3）子どもを虐待から守る取組の推進

現 状 と 課 題

平成28年の児童福祉法の改正により、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と規定され、子どもには健やかに成長・発達することなどが保障される権利があります。児童虐待は、子どもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことから、虐待防止に向けた取組の充実が求められます。

全国的に児童虐待の相談件数が増加する中で、本市においても、相談件数が増加している傾向にあります。児童虐待防止対策にあたっては、家庭への支援をはじめ市民一人ひとりの意識啓発が重要であり、養育に関する不安の軽減や親の成長を支える取組とともに、制度周知や啓発活動を行う必要があります。また、関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を更に進めていくことが必要です。

施 策 の 方 向 性

子どもを虐待から守り、安心して生活できるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組みます。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定13事業 重点…重点事業 未来…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課			
1	要保護児童対策地域協議会 重点	要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るため、当協議会において関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携ができるよう協議していきます。	こども家庭課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実務者会議開催回数</td> <td>6回</td> <td>21回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
実務者会議開催回数	6回	21回				
2	児童虐待防止の啓発活動 重点	各種講座等への講師派遣、児童虐待防止推進月間におけるポスター・パネル等の掲示、大型モニター放映、啓発グッズの配布を通して、児童虐待防止の意識の普及、啓発を図ります。	こども家庭課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座等への講師派遣回数</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
講座等への講師派遣回数	4回	4回				
3	児童虐待防止SOSセンター事業	児童虐待防止SOSセンターにおいて、虐待を受けている可能性のある児童を発見した方からの通報や、保護者又は児童からの電話相談に対応します。	こども家庭課			
4	養育支援訪問事業 事業計画 未来	「こんにちは赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により養育支援が必要な家庭に対し、専門の相談員等の訪問による育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を実施し、養育に不安のある家庭の不安軽減、育児技術の向上を図ります。	こども家庭課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事育児援助利用人数</td> <td>9人</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
家事育児援助利用人数	9人	13人				

No.	事業名	事業概要	担当課						
5	子ども家庭総合支援拠点の整備・運営 重点	子ども家庭支援全般に係る業務や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務を行う拠点について整備・運営を行います。	こども家庭課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設箇所数</td> <td>-</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開設箇所数	-	1箇所
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開設箇所数	-	1箇所							
6	家庭児童相談	子どもの発達に関すること、学校生活（幼稚園、保育所等も含む）、家族関係などの相談に応じます。	こども家庭課						
7	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者に対し、グループミーティングを開催し、不安の解消に努めます。	健康づくり支援課						
8	保健師等による訪問指導	訪問による支援が必要な母子に対し、保健師等による訪問指導を実施します。	健康づくり支援課						
9	乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業	乳幼児健診未受診世帯に対して、受診勧奨や育児支援を行い、児童虐待予防、育児不安の解消を図ります。	健康づくり支援課						
10	妊娠期からの虐待予防強化事業	県内の産婦人科医療機関等と連携し、妊娠期の段階から支援が必要とされる家庭を積極的に把握するとともに、訪問等を行い、早期に育児不安の解消を図ります。	健康づくり支援課						
11	どならない子育て練習法講座	保護者支援のプログラムを通して、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を保護者が学ぶ講座を実施します。	こども家庭課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開催回数	5回	5回
		目標事業量		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開催回数	5回	5回							



児童虐待防止に関する取組

平成30年度中に全国212か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は約16万件と増加傾向にあります。また、本市の要保護児童対策地域協議会で相談を受理した件数は、平成30年度451件となっています。（虐待以外の支援を要する家庭や支援を要する妊婦を含む。）

児童虐待は早期発見や早期対応が重要であり、本市ではフリーダイヤルで虐待通告を受け付ける「児童虐待防止SOSセンター」を設置し、要保護児童対策地域協議会で児童相談所などの関係機関と連携し、組織的に対応をしています。

また、児童虐待の発生予防という観点から、11月の児童虐待防止推進月間を中心に児童虐待に関する周知啓発を行うとともに、「どならない子育て練習法講座」を公民館と共催するなど保護者支援の取組も行っています。（こども家庭課）

施策目標（４）障害児施策の充実と支援体制整備の推進

現 状 と 課 題

平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に基づき、多様化する障害児支援のニーズに対し、きめ細やかな対応を図るため、本市では川越市障害者支援計画において、障害児福祉計画を一体的に策定し各種施策を展開しています。

障害のある児童生徒は、年々増加傾向にあるため、児童福祉法に基づく療育・訓練等の支援体制を確保するとともに、平成31年4月に開設された川越市児童発達支援センターを中心に、発達に心配のある児童や保護者に対し、より一層支援を充実させることが必要です。

施 策 の 方 向 性

障害のある児童生徒とその保護者が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、支援体制を充実するとともに、職員の資質の向上を目指すなど、障害児施策の充実を図ります。

取 組 ・ 事 業

事業計画…教育・保育、法定 13 事業 **重点**…重点事業 **未来**…貧困対策関連事業

No.	事業名	事業概要	担当課						
1 (※1)	児童発達支援センターの運営 重点	児童発達支援センターにおいて、障害のある児童の特性に応じた訓練、指導等及び保護者への支援を実施します。また、関係機関との連携を強化する等、地域における療育支援体制の充実に努めます。	療育支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般相談件数</td> <td>-</td> <td>320件</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	一般相談件数	-	320件	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
一般相談件数	-	320件							
2 (※1)	障害児通所支援事業の充実 重点	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業サービスについて、提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上を促進します。	療育支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重症心身障害児を主たる対象とする事業所数</td> <td>2事業所</td> <td>3事業所</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	重症心身障害児を主たる対象とする事業所数	2事業所	3事業所	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
重症心身障害児を主たる対象とする事業所数	2事業所	3事業所							
3 (※1)	生活サポート事業	在宅の障害児、障害者及びその家族の必要に応じて、障害者等に対する一時預かり、送迎、外出援助等のサービスを提供します。	障害者福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活サポート事業利用者数</td> <td>128人</td> <td>220人</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	生活サポート事業利用者数	128人	220人	
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)							
生活サポート事業利用者数	128人	220人							
4	特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図るため、精神または身体に一定の障害を有する児童を養育している方に手当を支給します。	こども政策課						
5 (※1)	障害児福祉手当	重度の障害児に対して、経済的及び精神的負担の軽減を図るため手当を支給します。	障害者福祉課						

No.	事業名	事業概要	担当課			
6 (※1)	障害者等相談支援事業	地域の障害児（者）が自立した生活を送ることができるよう、必要な助言及び支援を行います。	障害者福祉課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児の相談支援事業利用者数</td> <td>115人</td> <td>130人</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
障害児の相談支援事業利用者数	115人	130人				
7	グループ指導会	家庭児童相談員が、発達に心配のある3歳児を対象に、将来の集団生活に備えて、小グループにおいて親子での遊びを中心とした発達支援を行います。	こども家庭課			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標事業量</th> <th>現状値(平成30年度)</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>32回</td> <td>32回</td> </tr> </tbody> </table>		目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)				
開催回数	32回	32回				
8 (※2)	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修を行います。	教育センター			
9	未熟児・長期療養児訪問指導	訪問による指導が必要な未熟児・長期療養児世帯に対し、保健師等による訪問指導を実施します。	健康づくり支援課			
10	未熟児養育医療給付	未熟児又は体重2,000g以下で生まれた新生児などで指定医療機関での入院医療が必要な場合、養育医療に係る費用の一部を給付します。	健康管理課			
11	自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉の向上を図るため必要な医療に係る費用の一部を給付します。	健康管理課			
12	小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病にかかっている子どもに対して、医療などに係る費用の一部を給付します。	健康管理課			
13 (※2)	特別支援教育の理解促進	各学校で特別支援教育を推進していくために、特別支援学級の授業公開や特別支援教育コーディネーターの育成、校内支援体制の構築を支援していきます。	教育センター			

※1 関連計画「川越市障害者支援計画」

※2 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

コラム



児童発達支援センター

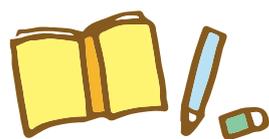
施設の老朽化・狭あい化が課題となっていたあけぼの・ひかり児童園は、平成31年4月に新築移転し、川越市児童発達支援センターとして新たにオープンしました。

児童発達支援センターは、障害のある子どもに対する支援のほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援や、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、幼稚園、小学校等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき保育所等への支援を行うこととされています。

また、通所定員を60名から80名に拡充するとともに、親子教室や巡回相談などを実施し、地域の障害のある子どもやその家族への相談や支援、障害のある子どもが通う保育所等への相談や支援を行っています。

（療育支援課）





第 5 章



教育・保育、地域子ども・ 子育て支援事業

- 1 教育・保育等提供区域の設定
- 2 教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育等提供区域の設定

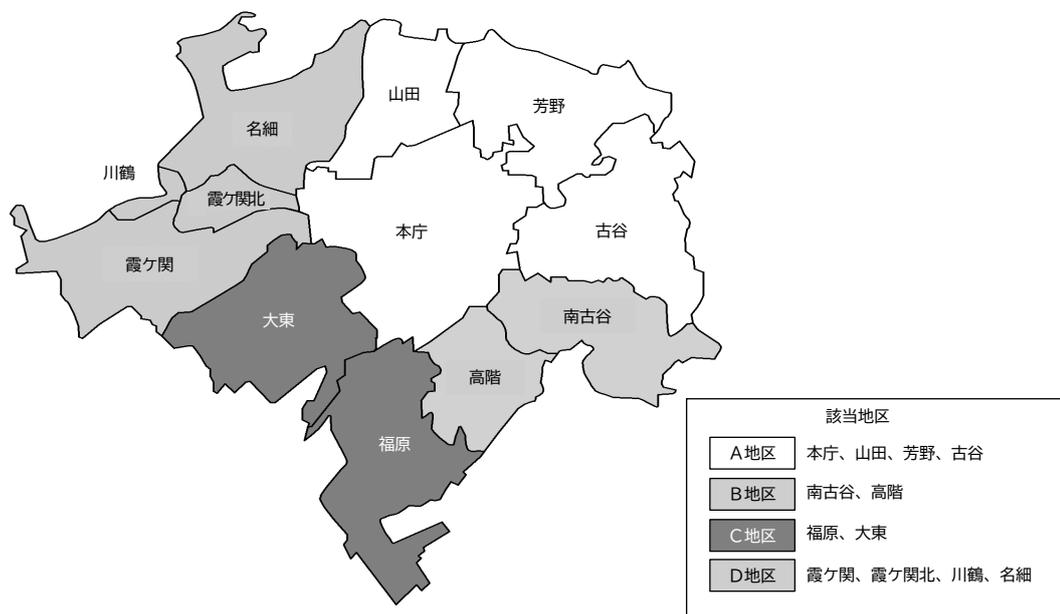
子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと、または事業ごとに区域を設定します。

【 事業ごとの提供区域 】

区分	事業等	区域
教育・保育施設 地域型保育事業	幼稚園・認定こども園（1号認定、2号認定（教育を希望））	市全域
	保育所・認定こども園（2号認定）	4区域
	保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定）	4区域
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
	放課後児童健全育成事業	32区域 （小学校区）
	子育て短期支援事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	市全域
	養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	12区域 （本庁及び市民センター管内）
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業等	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

[4 地区の提供区域]



2 教育・保育

1号認定から3号認定までの認定区分、教育・保育提供区域ごとに、子ども・子育て支援に関するニーズ調査や利用状況などを勘案し、令和2年度から令和6年度までの5年間の教育・保育のニーズ量の見込みを算出し、需要予測に対する確保の内容及び実施時期を、確保方策として設定しています。

確保方策は、特定教育・保育施設、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けない幼稚園、地域型保育事業で設定するとともに、市内在住の子どもが他市町の施設を利用することを想定し設定しています。

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども（保育を必要としない子ども）
 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

《川越市の現状（平成31年4月1日現在）》

施設名	園数	定員	内訳等
私立幼稚園	27園	6,475人	1号
認定こども園	6園	809人	1号：426人、2号：241人、3号：142人
公立保育所	20園	1,830人	2号：1,194人、3号：636人
民間保育所	33園	2,667人	2号：1,544人、3号：1,123人
地域型保育事業	27園	456人	3号
合計			1号認定 私立幼稚園：6,475人 認定こども園：426人 2号認定：2,979人 3号認定：2,357人

《川越市の量の見込み》

	3歳以上			0歳	1・2歳
	1号認定	2号認定		3号認定	
	学校教育のみ	学校教育を希望	左記以外	保育の必要性あり	
令和2年度	4,086人	1,256人	2,927人	421人	2,178人
令和3年度	4,037人	1,240人	2,884人	416人	2,150人
令和4年度	4,003人	1,227人	2,855人	413人	2,122人
令和5年度	3,934人	1,205人	2,796人	412人	2,101人
令和6年度	3,870人	1,184人	2,755人	411人	2,090人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	4,086	1,256	2,927	421	2,178	4,037	1,240	2,884	416	2,150
他市町の子ども		570	21	1	4		570	21	1	4
① 量の見込み 計		5,912	2,948	422	2,182		5,847	2,905	417	2,154
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	966	3,164	418	1,657	1,306	3,267	429	1,703	
	(他市町の子ども)	(266)	(21)	(1)	(2)	(266)	(21)	(1)	(2)	
	確認を受けない幼稚園	5,835	-	-	-	5,350	-	-	-	
	(他市町の子ども)	(304)	-	-	-	(304)	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	119	449	-	-	119	468	
	(他市町の子ども)	-	-	(0)	(2)	-	-	(0)	(2)	
	他市町の施設利用	539	19	0	14	539	19	0	14	
② 確保方策による確保量 計		7,340	3,183	537	2,120		7,195	3,286	548	2,185
②-①		1,428	235	115	▲62		1,348	381	131	31

※括弧内の数値は上段に含まれます

国の子育て安心プランでは、令和2年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備し、保育の受け皿を確保していくこととしています。

本市においては、第1期計画において、国の待機児童解消加速化プランや子育て安心プランを踏まえて認可施設の整備を進めてきましたが、第1期計画の期間中の量の見込みに対して、確保量が不足することが見込まれています。

こうしたことから、平成31年4月1日現在、待機児童の解消に至っていないことも考慮し、本計画では、今後の児童数の推移や保育需要に注視しつつ、確保量が不足する地区において、特定教育・保育施設を中心に定員の確保を図っていきます。

【 1号認定 】

1号認定については、幼稚園の利用実態が広域であることから、区域を市全域に設定しています。

本市の幼稚園は、すべて私立幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園を含めて、希望者が入園可能な定員数であるため、量の見込みに対応できる確保量となっています。

単位：人

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
4,003	1,227	2,855	413	2,122	3,934	1,205	2,796	412	2,101	3,870	1,184	2,755	411	2,090
	570	21	1	4		570	21	1	4		570	21	1	4
	5,800	2,876	414	2,126		5,709	2,817	413	2,105		5,624	2,776	412	2,094
	1,486	3,303	429	1,727		1,486	3,303	429	1,727		1,486	3,303	429	1,727
	(266)	(21)	(1)	(2)		(266)	(21)	(1)	(2)		(266)	(21)	(1)	(2)
	5,110	-	-	-		5,110	-	-	-		5,110	-	-	-
	(317)	-	-	-		(317)	-	-	-		(317)	-	-	-
	-	-	119	468		-	-	119	468		-	-	119	468
	-	-	(0)	(2)		-	-	(0)	(2)		-	-	(0)	(2)
	539	19	0	14		539	19	0	14		539	19	0	14
	7,135	3,322	548	2,209		7,135	3,322	548	2,209		7,135	3,322	548	2,209
	1,335	446	134	83		1,426	505	135	104		1,511	546	136	115

【2号認定】

2号認定のうち幼稚園での教育を希望する子どもについては、「学校教育を希望する」と区分し、提供区域は市全域として設定しています。幼稚園・認定こども園及び教育標準時間後の一時預かり・預かり保育事業により、量の見込みに対応できる確保量となっています。

教育を希望する子ども以外の2号認定については、上記表のうち「左記以外」として区分し、提供区域は本庁及び市民センター管内の計12区域を基本に統合した4区域として設定しています。認定こども園と保育所により、量の見込みに対応できる確保量となっています。

【3号認定】

3号認定については、提供区域を4区域として設定しています。

0歳については、量の見込みに対応できる確保量となっていますが、1・2歳については、確保量が不足する年度において、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行など、量の見込みに対応した定員数を確保していきます。

【A地区】本庁、山田、芳野、古谷

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	1,356	195	1,009	-	-	1,336	192	996
他市町の子ども		-	1	1	1		-	1	1	1
① 量の見込み 計		-	1,357	196	1,010		-	1,337	193	997
確保方針	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	-	1,463	199	773	-	1,463	199	773	
	(他市町の子ども)	-	(1)	(1)	(1)	-	(1)	(1)	(1)	
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	61	254	-	-	61	254	
	(他市町の子ども)	-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	
他市町の施設利用	-	7	0	6	-	7	0	6		
② 確保方針による確保量 計		-	1,470	260	1,033		-	1,470	260	1,033
②-①		-	113	64	23		-	133	67	36

【B地区】南古谷、高階

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	600	86	447	-	-	592	86	441
他市町の子ども		-	13	0	1		-	13	0	1
① 量の見込み 計		-	613	86	448		-	605	86	442
確保方針	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	-	654	81	331	-	690	87	349	
	(他市町の子ども)	-	(13)	(0)	(0)	-	(13)	(0)	(0)	
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	31	113	-	-	31	113	
	(他市町の子ども)	-	-	(0)	(1)	-	-	(0)	(1)	
他市町の施設利用	-	2	0	1	-	2	0	1		
② 確保方針による確保量 計			656	112	445		-	692	118	463
②-①			43	26	▲3		-	87	32	21

単位：人

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	1,323	191	983	-	-	1,295	191	973	-	-	1,276	190	968
	-	1	1	1		-	1	1	1		-	1	1	1
	-	1,324	192	984		-	1,296	192	974		-	1,277	191	969
	-	1,463	199	773		-	1,463	199	773		-	1,463	199	773
	-	(1)	(1)	(1)		-	(1)	(1)	(1)		-	(1)	(1)	(1)
	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-
	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-
	-	-	61	254		-	-	61	254		-	-	61	254
	-	-	(0)	(0)		-	-	(0)	(0)		-	-	(0)	(0)
	-	7	0	6		-	7	0	6		-	7	0	6
	-	1,470	260	1,033		-	1,470	260	1,033		-	1,470	260	1,033
	-	146	68	49		-	174	68	59		-	193	69	64

単位：人

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	586	85	435	-	-	574	84	431	-	-	566	84	429
	-	13	0	1		-	13	0	1		-	13	0	1
	-	599	85	436		-	587	84	432		-	579	84	430
	-	690	87	349		-	690	87	349		-	690	87	349
	-	(13)	(0)	(0)		-	(13)	(0)	(0)		-	(13)	(0)	(0)
	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-
	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-
	-	-	31	113		-	-	31	113		-	-	31	113
	-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)
	-	2	0	1		-	2	0	1		-	2	0	1
	-	692	118	463		-	692	118	463		-	692	118	463
	-	93	33	27		-	105	34	31		-	113	34	33

【C地区】 福原、大東

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	334	48	248	-	-	329	48	246
他市町の子ども		-	2	0	0		-	2	0	0
① 量の見込み 計		-	336	48	248		-	331	48	246
確保 方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	-	360	37	172	-	360	37	172	
	(他市町の子ども)	-	(2)	(0)	(0)	-	(2)	(0)	(0)	
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	12	39	-	-	18	71	
	(他市町の子ども)	-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	
他市町の施設利用	-	5	0	2	-	5	0	2		
② 確保方策による確保量 計		-	365	49	213		-	365	55	245
②-①		-	29	1	▲35		-	34	7	▲1

【D地区】 霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	637	92	474	-	-	627	90	467
他市町の子ども		-	5	0	2		-	5	0	2
① 量の見込み 計		-	642	92	476		-	632	90	469
確保 方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	-	687	101	381	-	754	106	409	
	(他市町の子ども)	-	(5)	(0)	(2)	-	(5)	(0)	(2)	
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	15	43	-	-	9	30	
	(他市町の子ども)	-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	
他市町の施設利用	-	5	0	5	-	5	0	5		
② 確保方策による確保量 計			692	116	429		-	759	115	444
②-①			50	24	▲47		-	127	25	▲25

単位：人

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	325	47	242	-	-	319	47	240	-	-	314	47	239
-	-	2	0	0	-	-	2	0	0	-	-	2	0	0
-	-	327	47	242	-	-	321	47	240	-	-	316	47	239
-	-	360	37	172	-	-	360	37	172	-	-	360	37	172
-	-	(2)	(0)	(0)	-	-	(2)	(0)	(0)	-	-	(2)	(0)	(0)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	18	71	-	-	-	18	71	-	-	-	18	71
-	-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)
-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	-	-	5	0	2
-	-	365	55	245	-	-	365	55	245	-	-	365	55	245
-	-	38	8	3	-	-	44	8	5	-	-	49	8	6

単位：人

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	621	90	462	-	-	608	90	457	-	-	599	90	454
-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	-	-	5	0	2
-	-	626	90	464	-	-	613	90	459	-	-	604	90	456
-	-	790	106	433	-	-	790	106	433	-	-	790	106	433
-	-	(5)	(0)	(2)	-	-	(5)	(0)	(2)	-	-	(5)	(0)	(2)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	9	30	-	-	-	9	30	-	-	-	9	30
-	-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)
-	-	5	0	5	-	-	5	0	5	-	-	5	0	5
-	-	795	115	468	-	-	795	115	468	-	-	795	115	468
-	-	169	25	4	-	-	182	25	9	-	-	191	25	12

3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を定めるものです。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
(1) 利用者支援事業	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2
			2	2	2	2	2
	基本型・特定型		4	5	5	5	5
			4	5	5	5	5
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）		人	2,374	2,342	2,319	2,266	2,237
			2,374	2,342	2,319	2,266	2,237
(3) 放課後児童健全育成事業		人	3,022	3,159	3,294	3,409	3,556
			3,934	4,094	4,214	4,334	4,454
(4) 子育て短期支援事業	トワイライトステイ事業	人日	500	505	510	515	520
			500	505	510	515	520
	ショートステイ事業		50	55	60	70	80
			50	55	60	70	80
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)		人	2,432	2,400	2,379	2,370	2,359
			2,432	2,400	2,379	2,370	2,359
(6) 養育支援訪問事業 その他要支援 児童の支援に資 する事業	養育支援訪問事業	人	16	16	16	16	16
			16	16	16	16	16
	要保護児童等	人	705	750	795	795	795
			705	750	795	795	795
(7) 地域子育て支援拠点事業		人日	96,816	95,335	94,170	93,244	92,627
			92,702	94,086	94,170	93,244	92,627
(8) 一時預かり事業	幼稚園等	人日	251,586	248,382	245,978	241,171	237,365
			251,586	248,382	245,978	241,171	237,365
	保育所等	人日	12,100	13,180	13,590	13,540	13,590
			58,080	63,480	65,520	65,280	65,520
(9) 病児保育事業等		人日	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
			1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
(10) ファミリー・サポート・センター事業	5歳児まで	人日	2,738	2,684	2,631	2,579	2,528
			2,738	2,684	2,631	2,579	2,528
	就学後		6,756	6,930	7,108	7,291	7,479
			6,756	6,930	7,108	7,291	7,479
(11) 妊婦健康診査		人回	30,071	29,810	29,691	29,560	29,417
			30,071	29,810	29,691	29,560	29,417
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		人	1,392	1,374	1,361	1,336	1,314
			1,392	1,374	1,361	1,336	1,314
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業		-	-	-	-	-	-

※上段：量の見込み 下段：確保量

(1) 利用者支援事業

事業概要

母子保健型は、妊娠期から子育て期のさまざまな悩み等に対応するため、母子保健コーディネーター（助産師・保健師）を配置し、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援体制を構築する事業です。

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。

特定型は、多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュ（保育士）を配置し、保育施設等の情報提供や個別のニーズに応じた保育サービスの提供を行う事業です。

平成 30 年度の実績

母子保健型 1 箇所、基本型・特定型 2 箇所（基本型 1 箇所、特定型 1 箇所）

量の見込みと確保方策

＜母子保健型＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2 箇所				
②確保方策	2 箇所				
②-①	0 箇所				

＜基本型・特定型＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
②確保方策	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
②-①	0 箇所				

※確保方策は、累計の提供箇所数です。

これまでの実施箇所に加えて、令和 2 年度に開設する川越市民サービスステーションにおいて 3 類型それぞれの提供を見込むとともに、今後の事業ニーズを踏まえ利用者支援事業の拡充及び推進を図っていきます。

また、実施にあたって、専門職の配置及び育成を行う体制を整備することで提供体制を確保するとともに、子育て家庭の個別ニーズの把握に努め、適切な支援及び関係機関との連絡調整を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育の必要性に応じて、保育標準時間（11 時間）・保育短時間（8 時間）の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業です。

- ・対象児童・・・小学校就学前子ども

平成 30 年度の実績

実施箇所 51 園（公立 20 園、民間 31 園） 年間実利用児童数 2,174 人

量の見込みと確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,374 人	2,342 人	2,319 人	2,266 人	2,237 人
②確保量	2,374 人	2,342 人	2,319 人	2,266 人	2,237 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

≪A 地区≫本庁・山田・芳野・古谷

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,033 人	1,019 人	1,009 人	986 人	973 人
②確保量	1,033 人	1,019 人	1,009 人	986 人	973 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

≪B 地区≫南古谷、高階

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	452 人	446 人	441 人	431 人	426 人
②確保量	452 人	446 人	441 人	431 人	426 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

≪C 地区≫福原、大東

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	305 人	301 人	298 人	291 人	287 人
②確保量	305 人	301 人	298 人	291 人	287 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

≪D 地区≫霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	584人	576人	571人	558人	551人
②確保量	584人	576人	571人	558人	551人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

時間外保育事業は、公立と民間すべての認可保育所で実施しています。子ども・子育てに関するニーズ調査から算出した教育・保育ニーズやこれまでの実利用児童数の実績を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

時間外保育事業は、公立と民間のすべての認可保育所において、定員数の範囲内で運営しており、今後についても、新たに開設される保育所において時間外保育事業を実施していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

事業概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

- ・対象児童・・・小学生

平成 30 年度の実績

市内 32 学童保育室及び民間放課後児童クラブ 1 室 合計 33 室

1～3 年生 2,137 人 4～6 年生 570 人 合計 2,707 人 (平均利用人数)

量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	全学年	3,022 人	3,159 人	3,294 人	3,409 人	3,556 人
	1 年生	914 人	952 人	1,005 人	1,014 人	1,080 人
	2 年生	789 人	822 人	853 人	899 人	910 人
	3 年生	628 人	660 人	688 人	717 人	756 人
	4 年生	426 人	406 人	426 人	445 人	468 人
	5 年生	203 人	250 人	238 人	248 人	261 人
	6 年生	62 人	69 人	84 人	86 人	81 人
②確保量		3,934 人	4,094 人	4,214 人	4,334 人	4,454 人
② - ①		912 人	935 人	920 人	925 人	898 人

本市では、市立小学校 32 校すべての校舎内あるいは敷地内に学童保育室が設置されています。また、平成 28 年度には民間の放課後児童クラブが開設されています。

量の見込みについては、それぞれの学校区ごとに 1 年生の入室率の伸び率や 2 年生以上の各学年の残留率を考慮して算出した結果としています。

今後は、必要に応じて、学校教室の転用またはタイムシェアの手法が可能な箇所について保育面積の増加による量の確保を図ります。

【 小学校区別の量の見込みと確保方策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川越第一小	量の見込み (1~3年生)	82人	92人	102人	111人	113人
	〃 (4~6年生)	33人	27人	28人	29人	34人
	①合計	115人	119人	130人	140人	147人
	確保量 (1~3年生)	86人	94人	126人	128人	124人
	〃 (4~6年生)	35人	27人	35人	33人	37人
	②合計	121人	121人	161人	161人	161人
	② - ①	6人	2人	31人	21人	14人
川越小	量の見込み (1~3年生)	66人	75人	67人	72人	70人
	〃 (4~6年生)	12人	15人	26人	22人	24人
	①合計	78人	90人	93人	94人	94人
	確保量 (1~3年生)	112人	110人	95人	101人	98人
	〃 (4~6年生)	20人	22人	37人	31人	34人
	②合計	132人	132人	132人	132人	132人
	② - ①	54人	42人	39人	38人	38人
中央小	量の見込み (1~3年生)	60人	63人	61人	68人	74人
	〃 (4~6年生)	19人	16人	19人	19人	18人
	①合計	79人	79人	80人	87人	92人
	確保量 (1~3年生)	97人	102人	98人	100人	103人
	〃 (4~6年生)	31人	26人	30人	28人	25人
	②合計	128人	128人	128人	128人	128人
	② - ①	49人	49人	48人	41人	36人
仙波小	量の見込み (1~3年生)	129人	141人	146人	149人	153人
	〃 (4~6年生)	37人	38人	41人	46人	48人
	①合計	166人	179人	187人	195人	201人
	確保量 (1~3年生)	144人	146人	176人	172人	171人
	〃 (4~6年生)	41人	39人	49人	53人	54人
	②合計	185人	185人	225人	225人	225人
	② - ①	19人	6人	38人	30人	24人
武蔵野小	量の見込み (1~3年生)	83人	85人	93人	100人	113人
	〃 (4~6年生)	19人	21人	22人	25人	23人
	①合計	102人	106人	115人	125人	136人
	確保量 (1~3年生)	101人	99人	100人	131人	136人
	〃 (4~6年生)	23人	25人	24人	33人	28人
	②合計	124人	124人	124人	164人	164人
	② - ①	22人	18人	9人	39人	28人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新宿小	量の見込み (1~3年生)	79人	87人	91人	91人	93人
	〃 (4~6年生)	20人	23人	22人	26人	28人
	①合計	99人	110人	113人	117人	121人
	確保量 (1~3年生)	106人	105人	107人	103人	102人
	〃 (4~6年生)	27人	28人	26人	30人	31人
	②合計	133人	133人	133人	133人	133人
	② - ①	34人	23人	20人	16人	12人
大塚小	量の見込み (1~3年生)	55人	63人	68人	71人	78人
	〃 (4~6年生)	21人	15人	18人	19人	21人
	①合計	76人	78人	86人	90人	99人
	確保量 (1~3年生)	74人	82人	81人	80人	80人
	〃 (4~6年生)	28人	20人	21人	22人	22人
	②合計	102人	102人	102人	102人	102人
	② - ①	26人	24人	16人	12人	3人
泉小	量の見込み (1~3年生)	59人	66人	74人	78人	80人
	〃 (4~6年生)	7人	7人	8人	8人	9人
	①合計	66人	73人	82人	86人	89人
	確保量 (1~3年生)	83人	84人	84人	84人	84人
	〃 (4~6年生)	10人	9人	9人	9人	9人
	②合計	93人	93人	93人	93人	93人
	② - ①	27人	20人	11人	7人	4人
月越小	量の見込み (1~3年生)	45人	39人	48人	53人	54人
	〃 (4~6年生)	7人	9人	7人	8人	6人
	①合計	52人	48人	55人	61人	60人
	確保量 (1~3年生)	79人	74人	79人	79人	82人
	〃 (4~6年生)	12人	17人	12人	12人	9人
	②合計	91人	91人	91人	91人	91人
	② - ①	39人	43人	36人	30人	31人
今成小	量の見込み (1~3年生)	48人	53人	55人	66人	68人
	〃 (4~6年生)	15人	22人	26人	25人	27人
	①合計	63人	75人	81人	91人	95人
	確保量 (1~3年生)	59人	54人	79人	85人	84人
	〃 (4~6年生)	18人	23人	38人	32人	33人
	②合計	77人	77人	117人	117人	117人
	② - ①	14人	2人	36人	26人	22人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
芳野小(※)	量の見込み(1~3年生)	55人	48人	52人	52人	50人
	〃(4~6年生)	28人	32人	27人	26人	26人
	①合計	83人	80人	79人	78人	76人
	確保量(1~3年生)	59人	53人	59人	60人	59人
	〃(4~6年生)	31人	37人	31人	30人	31人
	②合計	90人	90人	90人	90人	90人
	②-①	7人	10人	11人	12人	14人
古谷小	量の見込み(1~3年生)	69人	64人	67人	76人	78人
	〃(4~6年生)	12人	17人	17人	16人	16人
	①合計	81人	81人	84人	92人	94人
	確保量(1~3年生)	97人	90人	91人	94人	95人
	〃(4~6年生)	17人	24人	23人	20人	19人
	②合計	114人	114人	114人	114人	114人
	②-①	33人	33人	30人	22人	20人
南土谷小	量の見込み(1~3年生)	138人	142人	136人	136人	143人
	〃(4~6年生)	28人	26人	32人	31人	30人
	①合計	166人	168人	168人	167人	173人
	確保量(1~3年生)	162人	165人	158人	159人	161人
	〃(4~6年生)	33人	30人	37人	36人	34人
	②合計	195人	195人	195人	195人	195人
	②-①	29人	27人	27人	28人	22人
牛子小	量の見込み(1~3年生)	68人	64人	69人	70人	73人
	〃(4~6年生)	20人	32人	27人	30人	30人
	①合計	88人	96人	96人	100人	103人
	確保量(1~3年生)	73人	89人	96人	94人	95人
	〃(4~6年生)	21人	45人	38人	40人	39人
	②合計	94人	134人	134人	134人	134人
	②-①	6人	38人	38人	34人	31人
高階小	量の見込み(1~3年生)	84人	95人	104人	118人	129人
	〃(4~6年生)	30人	35人	36人	36人	41人
	①合計	114人	130人	140人	154人	170人
	確保量(1~3年生)	94人	123人	125人	129人	158人
	〃(4~6年生)	34人	45人	43人	39人	50人
	②合計	128人	168人	168人	168人	208人
	②-①	14人	38人	28人	14人	38人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高階南小	量の見込み(1~3年生)	56人	58人	67人	71人	78人
	〃(4~6年生)	20人	24人	23人	29人	29人
	①合計	76人	82人	90人	100人	107人
	確保量(1~3年生)	78人	75人	79人	75人	106人
	〃(4~6年生)	28人	31人	27人	31人	40人
	②合計	106人	106人	106人	106人	146人
	② - ①	30人	24人	16人	6人	39人
高階北小	量の見込み(1~3年生)	64人	71人	73人	82人	84人
	〃(4~6年生)	34人	32人	30人	31人	34人
	①合計	98人	103人	103人	113人	118人
	確保量(1~3年生)	68人	72人	74人	104人	103人
	〃(4~6年生)	36人	32人	30人	40人	41人
	②合計	104人	104人	104人	144人	144人
	② - ①	6人	1人	1人	31人	26人
高階西小	量の見込み(1~3年生)	81人	83人	83人	87人	93人
	〃(4~6年生)	36人	48人	52人	55人	57人
	①合計	117人	131人	135人	142人	150人
	確保量(1~3年生)	87人	105人	101人	101人	102人
	〃(4~6年生)	38人	60人	64人	64人	63人
	②合計	125人	165人	165人	165人	165人
	② - ①	8人	34人	30人	23人	15人
寺尾小	量の見込み(1~3年生)	61人	70人	78人	78人	79人
	〃(4~6年生)	8人	9人	9人	12人	14人
	①合計	69人	79人	87人	90人	93人
	確保量(1~3年生)	86人	86人	87人	84人	82人
	〃(4~6年生)	11人	11人	10人	13人	15人
	②合計	97人	97人	97人	97人	97人
	② - ①	28人	18人	10人	7人	4人
福原小	量の見込み(1~3年生)	94人	96人	94人	93人	98人
	〃(4~6年生)	18人	22人	26人	29人	31人
	①合計	112人	118人	120人	122人	129人
	確保量(1~3年生)	121人	117人	113人	110人	109人
	〃(4~6年生)	23人	27人	31人	34人	35人
	②合計	144人	144人	144人	144人	144人
	② - ①	32人	26人	24人	22人	15人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大東東小	量の見込み(1~3年生)	73人	82人	92人	92人	98人
	〃(4~6年生)	13人	14人	14人	16人	19人
	①合計	86人	96人	106人	108人	117人
	確保量(1~3年生)	80人	114人	116人	114人	112人
	〃(4~6年生)	14人	20人	18人	20人	22人
	②合計	94人	134人	134人	134人	134人
	② - ①	8人	38人	28人	26人	17人
大東西小	量の見込み(1~3年生)	94人	93人	92人	93人	95人
	〃(4~6年生)	36人	36人	38人	35人	36人
	①合計	130人	129人	130人	128人	131人
	確保量(1~3年生)	145人	144人	142人	145人	145人
	〃(4~6年生)	55人	56人	58人	55人	55人
	②合計	200人	200人	200人	200人	200人
	② - ①	70人	71人	70人	72人	69人
霞ヶ関小	量の見込み(1~3年生)	79人	86人	88人	93人	103人
	〃(4~6年生)	31人	27人	25人	24人	26人
	①合計	110人	113人	113人	117人	129人
	確保量(1~3年生)	110人	116人	119人	122人	122人
	〃(4~6年生)	43人	37人	34人	31人	31人
	②合計	153人	153人	153人	153人	153人
	② - ①	43人	40人	40人	36人	24人
霞ヶ関南小	量の見込み(1~3年生)	22人	23人	24人	22人	18人
	〃(4~6年生)	6人	3人	2人	2人	2人
	①合計	28人	26人	26人	24人	20人
	確保量(1~3年生)	72人	81人	85人	84人	83人
	〃(4~6年生)	20人	11人	7人	8人	9人
	②合計	92人	92人	92人	92人	92人
	② - ①	64人	66人	66人	68人	72人
霞ヶ関北小	量の見込み(1~3年生)	78人	77人	80人	79人	84人
	〃(4~6年生)	36人	42人	41人	39人	41人
	①合計	114人	119人	121人	118人	125人
	確保量(1~3年生)	116人	110人	112人	114人	114人
	〃(4~6年生)	54人	60人	58人	56人	56人
	②合計	170人	170人	170人	170人	170人
	② - ①	56人	51人	49人	52人	45人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
霞ヶ関東小	量の見込み(1~3年生)	48人	47人	49人	49人	57人
	〃(4~6年生)	7人	0人	0人	0人	0人
	①合計	55人	47人	49人	49人	57人
	確保量(1~3年生)	80人	92人	92人	92人	92人
	〃(4~6年生)	12人	0人	0人	0人	0人
	②合計	92人	92人	92人	92人	92人
	② - ①	37人	45人	43人	43人	35人
霞ヶ関西小	量の見込み(1~3年生)	100人	99人	100人	86人	80人
	〃(4~6年生)	27人	26人	27人	33人	28人
	①合計	127人	125人	127人	119人	108人
	確保量(1~3年生)	108人	109人	108人	99人	101人
	〃(4~6年生)	29人	28人	29人	38人	36人
	②合計	137人	137人	137人	137人	137人
	② - ①	10人	12人	10人	18人	29人
川越西小	量の見込み(1~3年生)	50人	54人	53人	49人	52人
	〃(4~6年生)	14人	12人	15人	13人	15人
	①合計	64人	66人	68人	62人	67人
	確保量(1~3年生)	77人	81人	77人	78人	77人
	〃(4~6年生)	22人	18人	22人	21人	22人
	②合計	99人	99人	99人	99人	99人
	② - ①	35人	33人	31人	37人	32人
名細小	量の見込み(1~3年生)	83人	91人	98人	103人	99人
	〃(4~6年生)	25人	24人	25人	23人	26人
	①合計	108人	115人	123人	126人	125人
	確保量(1~3年生)	96人	99人	100人	135人	131人
	〃(4~6年生)	29人	26人	25人	30人	34人
	②合計	125人	125人	125人	165人	165人
	② - ①	17人	10人	2人	39人	40人
上戸小	量の見込み(1~3年生)	81人	82人	83人	86人	98人
	〃(4~6年生)	26人	26人	25人	28人	27人
	①合計	107人	108人	108人	114人	125人
	確保量(1~3年生)	94人	94人	95人	94人	129人
	〃(4~6年生)	30人	30人	29人	30人	35人
	②合計	124人	124人	124人	124人	164人
	② - ①	17人	16人	16人	10人	39人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広谷小	量の見込み(1~3年生)	50人	51人	55人	54人	52人
	〃(4~6年生)	16人	17人	15人	17人	18人
	①合計	66人	68人	70人	71人	70人
	確保量(1~3年生)	75人	74人	78人	75人	74人
	〃(4~6年生)	24人	25人	21人	24人	25人
	②合計	99人	99人	99人	99人	99人
	② - ①	33人	31人	29人	28人	29人
山田小	量の見込み(1~3年生)	97人	94人	104人	102人	109人
	〃(4~6年生)	30人	28人	25人	27人	26人
	①合計	127人	122人	129人	129人	135人
	確保量(1~3年生)	127人	128人	134人	131人	134人
	〃(4~6年生)	39人	38人	32人	35人	32人
	②合計	166人	166人	166人	166人	166人
	② - ①	39人	44人	37人	37人	31人

※芳野小学校区には、以下の民間放課後児童クラブを含みます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【参考】 芳野キッズ	量の見込み(1~3年生)	34人	29人	28人	28人	28人
	〃(4~6年生)	6人	12人	14人	13人	12人
	①合計	40人	41人	42人	41人	40人
	確保量(1~3年生)	36人	30人	28人	29人	30人
	〃(4~6年生)	6人	12人	14人	13人	12人
	②合計	42人	42人	42人	42人	42人
	② - ①	2人	1人	0人	1人	2人

(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）

事業概要

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や夜間に不在となる場合に、児童養護施設等において一時的に預かり、児童の保育や食事の提供を行う事業です。

ショートステイ事業は、保護者の仕事や疾病、育児疲れ等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、宿泊を伴う養育支援を行う事業です。

- ・対象児童年齢…3～9歳

平成30年度の実績

（トワイライトステイ事業）

利用世帯 8 世帯 実利用者数 11 人 延べ利用者数 466 人日

（ショートステイ事業）

利用世帯 7 世帯 実利用者数 7 人 延べ利用者数 46 人日

量の見込みと確保方策

《トワイライトステイ事業》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500 人日	505 人日	510 人日	515 人日	520 人日
②確保量	500 人日	505 人日	510 人日	515 人日	520 人日
実施箇所	1 箇所				
②-①	0 人日				

《ショートステイ事業》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50 人日	55 人日	60 人日	70 人日	80 人日
②確保量	50 人日	55 人日	60 人日	70 人日	80 人日
実施箇所	1 箇所				
②-①	0 人日				

本事業については、近年利用が増加している傾向を考慮してニーズ量を見込んでおり、市内児童福祉施設1施設において提供体制を確保しています。

今後は、保護者の就労状況や家庭状況により本事業のサービスを必要とする世帯への周知を図りながら、利用者のニーズに合わせて事業の推進を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

事業概要

概ね出産後2か月までの産婦、乳児に対して、助産師・保健師が訪問する「産婦・新生児訪問指導」、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、子育て支援に関する相談や情報提供を行う事業です。

- ・対象児童年齢・・・生後4か月までの乳児

平成30年度の実績

訪問件数 2,445件（96.1%）

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,432人	2,400人	2,379人	2,370人	2,359人
②確保量	2,432人	2,400人	2,379人	2,370人	2,359人
確保方策	実施体制：保健師、助産師による家庭訪問 実施機関：総合保健センター、登録助産師				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

乳児家庭全戸訪問事業では、実績に基づき算出した結果を量の見込みとしています。産婦・新生児訪問指導では、概ね出産後2か月までの乳児がいる家庭に対して、助産師等が産婦・新生児訪問指導を実施し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応、虐待の早期発見に努めます。

また、産婦・新生児訪問指導を実施しなかった生後4か月までの乳児のいる家庭については、こんにちは赤ちゃん事業において訪問し、相談等に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、心身の状況等を把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。

(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

平成 30 年度の実績

養育支援訪問件数 12 件 延べ訪問件数 12 件
 要保護児童等 451 件 実児童数 689 人

量の見込みと確保方策

《養育支援訪問事業》

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
②確保量	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
確保方策	専門相談及び家事育児援助を実施 専門相談の実施体制：保健師、家庭児童相談員 家事育児援助の実施体制：市内訪問介護事業所				
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

《要保護児童等》

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	705 人	750 人	795 人	795 人	795 人
②確保量	705 人	750 人	795 人	795 人	795 人
確保方策	実施体制：社会福祉士、保健師、家庭児童相談員				
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

養育支援訪問事業については、実績に基づき算出した結果を量の見込みとしています。関係機関からの情報収集等により、養育支援が必要な家庭を把握し、専門相談員やヘルパー等の訪問による相談・指導や家事・育児支援を行っていきます。

また、要保護児童等については、児童福祉法第 6 条の 3 に規定する要保護児童のほか、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童、出産後の養育について出産前に支援することが必要と認められる特定妊婦などに対する支援を検討するもので、近年の増加傾向を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。児童相談所、警察署等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会において適切に対応を検討していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援するため、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座の実施などを行う事業です。

- ・対象児童年齢・・・0歳～概ね3歳未満

平成30年度の実績

延べ利用人数 90,815人

子育て支援センター1箇所（公立）

つどいの広場23箇所（公立3箇所、法人20箇所）

量の見込みと確保方策

《市全域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	96,816人日	95,335人日	94,170人日	93,244人日	92,627人日
②確保量	92,702人日	94,086人日	94,170人日	93,244人日	92,627人日
実施箇所	24箇所	25箇所	26箇所	26箇所	26箇所
②-①	▲4,114人日	▲1,249人日	0人日	0人日	0人日

地域子育て支援拠点事業については、過去の利用実績を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

今後は、拠点施設がない地区において、新たな整備を検討するとともに、利用者が極端に少ない拠点施設に対するPR方法の検討や、開設日数の見直しを市から促すことなどにより、事業の推進を図ります。

【地区ごとの量の見込みと確保方策】

《本庁》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44,590人日	43,908人日	43,372人日	42,947人日	42,663人日
②確保量	44,590人日	43,908人日	43,372人日	42,947人日	42,663人日
実施箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《芳野》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,483人日	1,460人日	1,442人日	1,428人日	1,418人日
②確保量	1,483人日	1,460人日	1,442人日	1,428人日	1,418人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《古谷》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,132人日	2,099人日	2,073人日	2,052人日	2,038人日
②確保量	2,132人日	2,099人日	2,073人日	2,052人日	2,038人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《南古谷》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,688人日	2,647人日	2,615人日	2,589人日	2,572人日
②確保量	2,688人日	2,647人日	2,615人日	2,589人日	2,572人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《高階》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,138人日	7,029人日	6,943人日	6,875人日	6,830人日
②確保量	7,138人日	7,029人日	6,943人日	6,875人日	6,830人日
実施箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《福原》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,172人日	4,108人日	4,058人日	4,018人日	3,991人日
②確保量	4,172人日	4,108人日	4,058人日	4,018人日	3,991人日
実施箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《大東》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,144人日	11,958人日	11,812人日	11,696人日	11,619人日
②確保量	12,144人日	11,958人日	11,812人日	11,696人日	11,619人日
実施箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「霞ヶ関」	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,012人日	9,859人日	9,738人日	9,642人日	9,578人日
②確保量	10,012人日	9,859人日	9,738人日	9,642人日	9,578人日
実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「霞ヶ関北」	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,846人日	2,802人日	2,768人日	2,740人日	2,722人日
②確保量	0人日	2,802人日	2,768人日	2,740人日	2,722人日
実施箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	▲2,846人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「名細」	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,601人日	7,485人日	7,393人日	7,320人日	7,272人日
②確保量	7,601人日	7,485人日	7,393人日	7,320人日	7,272人日
実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「山田」	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	742人日	731人日	722人日	715人日	710人日
②確保量	742人日	731人日	722人日	715人日	710人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「川鶴」	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,268人日	1,249人日	1,234人日	1,222人日	1,214人日
②確保量	0人日	0人日	1,234人日	1,222人日	1,214人日
実施箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	▲1,268人日	▲1,249人日	0人日	0人日	0人日

(8) 一時預かり事業

幼稚園等における一時預かり・預かり事業

事業概要

保護者の労働等の事由により、幼稚園等に在籍している園児を当該施設の教育時間を超えて保育を行う事業です。

- ・対象児童年齢・・・主に3歳～5歳

平成30年度の実績

利用実績数 169,302人日 実施園数 37箇所

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	251,586人日	248,382人日	245,978人日	241,171人日	237,365人日
1号等による一時的な利用	15,598人日	21,088人日	23,994人日	23,515人日	23,044人日
2号(学校教育)による定期的な利用	235,988人日	227,294人日	221,984人日	217,656人日	214,321人日
②確保量					
一時預かり事業(幼稚園型)	15,598人日	21,088人日	23,994人日	23,515人日	23,044人日
預かり保育事業	235,988人日	227,294人日	221,984人日	217,656人日	214,321人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

本事業においては、これまでの利用実績と幼児教育・保育無償化の影響を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

今後については、確認を受けない幼稚園から新制度へ移行する認定こども園や幼稚園の整備状況を踏まえ、多様な保育ニーズに対応するための受け皿として確保していきます。

保育所等における一時預かり・一時的保育事業

事業概要

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業です。

- ・対象児童年齢・・・0歳～5歳

平成30年度の実績

利用実績数 10,503人日 実施園数 22箇所

量の見込みと確保方策

〈市全域〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,100人日	13,180人日	13,590人日	13,540人日	13,590人日
②確保量	58,080人日	63,480人日	65,520人日	65,280人日	65,520人日
②-①	45,980人日	50,300人日	51,930人日	51,740人日	51,930人日

本事業においては、公立保育所5園、民間保育所17園で実施しており、これまでの利用実績を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

保育所等における一時預かり事業においては、1日の定員数を10名とし、主に平日週5日受け入れており、令和2年度以降に予定されている整備園及び令和3年度に開設予定である保育ステーションにおける一時預かりについても確保量として見込み設定します。

(9) 病児保育事業等

事業概要

病児保育事業は、急変が認められない病気の児童や病気の回復期にある児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

- ・対象児童年齢：生後2か月～小学校3年生まで

緊急サポートセンター事業は、緊急時や病児・病後児及び宿泊を伴う対応を実施し、ファミリー・サポート・センター事業を補完する病児・緊急対応強化事業です。

- ・対象児童年齢：概ね0歳～小学校6年生

平成30年度の実績

実施箇所数 5箇所

延べ利用実績 1,113人

(病児保育事業 967人、緊急サポートセンター事業 146人)

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,350人日	1,350人日	1,350人日	1,350人日	1,350人日
②確保方策	病児保育事業	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	病児・緊急対応強化事業	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

本事業については、過去の利用実績に基づき積算した結果を量の見込みとしています。

市内4箇所に開設されている病児保育室、病後児保育室、及び緊急対応が可能なセーフティネットとして実施する病児・緊急対応強化事業である緊急サポートセンター事業の実施により、提供体制を確保していきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子どもの送迎や預かり等の援助を希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

- ・対象児童年齢…概ね0歳～小学校6年生

平成30年度の実績

実施箇所 1箇所

依頼会員 1,458人 提供会員 522人 依頼提供会員 63人

延べ活動件数 全体 9,271人

(5歳児まで) 2,849人 (就学後) 6,422人

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,494人日	9,614人日	9,739人日	9,870人日	10,007人日
5歳児まで	2,738人日	2,684人日	2,631人日	2,579人日	2,528人日
就学後	6,756人日	6,930人日	7,108人日	7,291人日	7,479人日
②確保量	9,494人日	9,614人日	9,739人日	9,870人日	10,007人日
5歳児まで	2,738人日	2,684人日	2,631人日	2,579人日	2,528人日
就学後	6,756人日	6,930人日	7,108人日	7,291人日	7,479人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

ファミリー・サポート・センター事業については、就学前後の区分ごとに過去の利用実績を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

川越市ファミリー・サポート・センターは、川越市社会福祉協議会に設置しています。他の保育事業では補うことのできない隙間を埋める事業であることから、提供会員数の増加や稼働率の向上により、提供体制を確保していきます。

(11) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦に対して、妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査助成券を交付します。

- ・ 検査項目：妊婦一般健康診査の項目及び各種医学的検査
- ・ 実施時期：①妊娠初期～妊娠 23 週　：4 週間に 1 回
②妊娠 24 週～妊娠 35 週　：2 週間に 1 回
③妊娠 36 週～分娩　　：1 週間に 1 回

平成 30 年度の実績

一般健診 14 回 延べ利用回数 30,522 回

量の見込みと確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	30,071 人回	29,810 人回	29,691 人回	29,560 人回	29,417 人回
②確保量	30,071 人回	29,810 人回	29,691 人回	29,560 人回	29,417 人回
確保方策	実施場所：川越市が委託する医療機関等				
②-①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

本事業については、一人当たりの過去の実績を考慮して積算した結果を量の見込みとしています。

埼玉県において医療機関等と一括で委託契約を行うことにより、県内市町村で共通の健康診査を受診できる体制とすることで、妊婦健診を受診しやすい環境を整備していきます。また、委託医療機関以外での受診に対しても助成金を交付します。母子健康手帳交付時に、併せて妊婦健康診査助成券の交付と説明を行い、積極的な妊婦健診の受診を促進します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用、または、新制度未移行の幼稚園における副食材料費について、世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合において、負担軽減を図るために助成を行う事業です。

平成 30 年度の実績

1号認定保護者延べ利用実績 なし
2・3号認定保護者延べ利用実績 20人

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,392人	1,374人	1,361人	1,336人	1,314人
②確保量	1,392人	1,374人	1,361人	1,336人	1,314人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

幼児教育・保育の無償化に伴い、副食材料費が本事業の給付対象となったことから、対象児童の見込数とこれまでの実績を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。

本事業による給付の対象者に周知を行い、適切に助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

平成 30 年度の実績

なし

量の見込みと確保方策

新規事業者等が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。



参 考 資 料



- 1 策定経過
- 2 答申書
- 3 子ども・子育て会議委員名簿
- 4 意見聴取の実施概要
- 5 子ども・子育て支援新制度
- 6 用語解説

1 策定経過

年月日	主な内容
平成30年6月～11月 平成30年7月～12月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 子どもの生活に関する実態調査
令和元年7月19日	第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項について、市長から川越市社会福祉審議会委員長に諮問
令和元年7月31日	令和元年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） （1）会長・副会長の選出について （2）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について （3）令和2年度に新制度へ移行する施設等について
令和元年8月20日	令和元年度第2回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） （1）子ども・子育て支援施策の実施状況について （2）川越市子ども・子育て支援事業計画平成30年度達成状況について （3）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について （4）令和2年度に新制度へ移行する施設等について
令和元年10月8日	令和元年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） （1）幼児教育・保育の無償化について （2）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について （3）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年11月19日	令和元年度第4回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） （1）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（原案）について
令和元年11月27日～ 12月26日	パブリックコメントの実施
令和2年1月28日	令和元年度第5回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） （1）第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について （2）施設整備の状況について
令和2年2月5日	第2期川越市子ども・子育て支援事業計画について、川越市社会福祉審議会委員長から市長へ答申

2 答申書

川福推発第 204 号
令和 2 年 2 月 5 日

川越市長 川合善明 様

川越市社会福祉審議会
委員長 佐藤 陽

第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年 7 月 19 日付け川こ政発第 235 号をもって諮問のありました、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項につきましては、これまで川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、延べ 5 回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

その結果、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画（案）を取りまとめたので、別添のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、答申の趣旨を尊重し、本計画の実施にあたり、下記の内容を踏まえ、積極的に取り組まれますよう要望いたします。

記

本市の将来を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、障害や貧困、家族の状況などの事情により支援を必要としている子どもやその家族を含め、本市のすべての子どもと子育て家庭に対して、ライフステージに応じたきめ細やかな支援に行政や地域社会全体で取り組むことが必要です。

本計画の審議にあたっては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を包含した計画とすることや、待機児童対策をはじめとする事業の量の確保はもとより、事業の質的向上を目指した計画とすることなどについて幅広く検討を進めてまいりました。

本計画の推進にあたり、貴職におかれましては、歴史と文化に育まれた川越で子どもが夢や希望を持って成長でき、また、子どもを安心して生み育てることができるよう、本計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて、積極的に取り組まれるよう要望します。



3 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名		選出団体
1	会長	平野方紹	学識経験者(大学教授・立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科)
2	副会長	中川和弘	川越市私立保育園協会
3	委員	田畑たき子	市議会議員
4	委員	川口知子	市議会議員
5	委員	柴山英士	児童養護施設
6	委員	小寺智子	学識経験者(弁護士)
7	委員	宮島清	学識経験者(大学教授・日本社会事業大学専門職大学院)
8	委員	石橋恒子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
9	委員	新井由基夫	埼玉県川越児童相談所
10	委員	山田誠次	川越市障害者団体連絡協議会
11	委員	内田晃	川越地区私立幼稚園協会
12	委員	森田恵	川越市校長会
13	委員	石川昭広	川越人権擁護委員協議会川越部会
14	委員	藤倉省一	川越商工会議所
15	委員	長峰す美子	川越市保健推進員協議会
16	委員	米谷美奈子	埼玉県助産師会川越地区
17	委員	崎幸子	NPO法人川越子育てネットワーク
18	委員	伊藤康之	連合埼玉川越・西入間地域協議会 (令和元年10月7日から)
19	委員	圓岡徹哉	公募委員
20	委員	高野慎太郎	公募委員
	前委員	佐藤智彦	連合埼玉川越・西入間地域協議会 (令和元年10月7日まで)

4 意見聴取の実施概要

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

①アンケート調査

種 類		調査方法
1	就学前児童保護者用アンケート	郵送により配布・回収
2	放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	放課後児童クラブを通じ配布・回収
3	幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	幼稚園・認定こども園を通じ配布・回収
4	商工会議所会員事業所用アンケート	郵送により配布・回収
5	休日就労保護者用アンケート	事業所を通じ配布、郵送により回収

②調査期間

種 類		期 間
1	就学前児童保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
2	放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
3	幼稚園保護者用アンケート	平成30年6月6日（水）～平成30年7月6日（金）
	認定こども園1号認定保護者用アンケート	平成30年6月26日（火）～平成30年8月10日（金）
4	商工会議所会員事業所用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
5	休日就労保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年11月30日（金）

(2) 子どもの生活に関する実態調査

①アンケート調査

		調査方法
1	小学5年生の家庭アンケート	学校を通じ配布・回収
2	中学2年生の家庭アンケート	
3	16-17歳の家庭アンケート	郵送による配布・回収

②支援者等ヒアリング調査

分野	支援者等
学校・教育	小学校・中学校・高校教諭、養護教諭
幼児・保育	幼稚園・保育園・児童養護施設関係者
地域の支援者	子どもサポート委員会・主任児童委員
学校プラットフォーム	スクールソーシャルワーカー
市民の団体	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体、NPO法人など
市職員等	ケースワーカー、保健師、家庭児童相談員、母子父子自立支援員ほか職員

③調査期間

種 類		期 間
1	小学5年生の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
2	中学2年生の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
3	16-17歳の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
4	支援者等ヒアリング	平成30年8月29日(水)～平成30年12月27日(木)

(3) 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(原案)」に関する意見公募手続

①実施期間

令和元年11月27日～12月26日(30日間)

②意見公募手続の結果

提出者2名 意見数21件(うち計画への意見反映1件)

5 子ども・子育て支援新制度

(1) 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付費を支給するしくみとなっています。

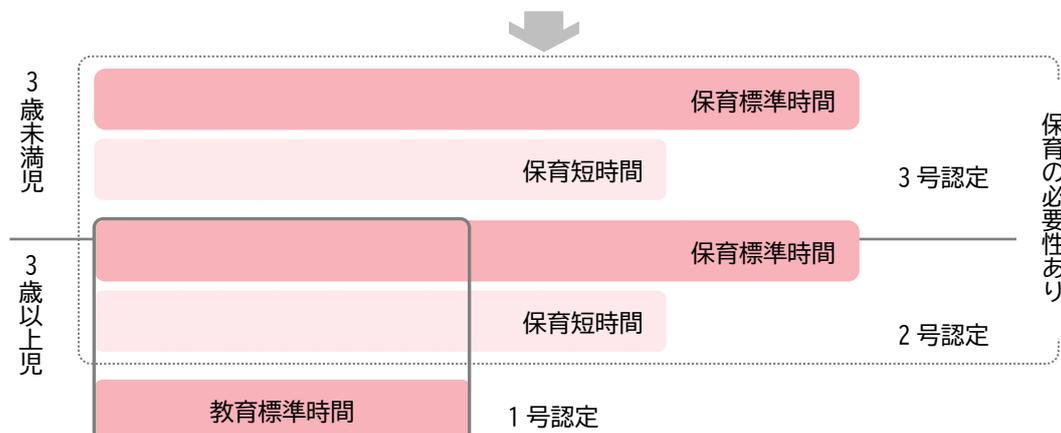
認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)にあたっては以下の基準を策定します。

事由	ア 就労 フルタイムのほか、パートタイムなど基本的にすべての就労 イ 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分 (月単位の保育の必要量に関する区分)	ア 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した利用時間 (1日当たり最大11時間の利用。1月あたりの労働時間が120時間以上) イ 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した利用時間 (1日当たり最大8時間の利用。1月あたりの労働時間が64時間以上120時間未満)

保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
(「保育標準時間」認定の児童＋「保育短時間」認定の児童)



(2) 教育・保育施設等について

子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付等の対象施設として市町村の確認を受けた以下の特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等を教育・保育給付認定の区分に応じて利用できます。

私立幼稚園においては、施設型給付の対象施設として市町村の確認を受けた幼稚園（特定教育施設）と、確認を受けない幼稚園があります。確認を受けない幼稚園においては、教育・保育給付認定を受けていなくても施設を利用できます。

施設の概要

特定教育・保育施設	認可保育所	保護者の就労や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。
	幼稚園	満3歳から就学前の子どもに小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校です。通常の就園時間の利用のほか、一時預かり事業（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。
	認定こども園	幼稚園と保育施設の機能や特長を併せ持つ施設です。施設の認可・認定基準により「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4類型があります。
特定地域型保育事業	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うものです。従業員の子どもの他に地域の子ども受け入れることができます。	
確認を受けない幼稚園	満3歳から就学前の子どもに小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校です。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育事業（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。	

(3) 幼児教育・保育の無償化について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月から施行されました。この法改正に基づき、子育てのための施設等利用給付認定を受け、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

また、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性があると認定された子どもについては認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化の概要

令和2年3月現在

No.	利用施設・事業	利用料
1	確認を受けない幼稚園	月額 25,700 円まで無償
2	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園) 特定地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業) 就学前の障害児の発達支援 (児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)	無償
3	幼稚園・認定こども園の預かり保育・一時預かり事業	幼稚園、認定こども園の無償分に加え月額 11,300 円まで無償(上限額は利用日数に応じて変動) (満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもで住民税非課税世帯は月額 16,300 円まで無償)
4	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	複数利用でも月額 37,000 円まで無償(利用幼稚園等において預かり保育の実施時間等が少ない場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる) (0歳~2歳は月額 42,000 円まで無償)
5	幼稚園、保育所、認定こども園とともに就学前の障害児の発達支援を利用	ともに無償 幼稚園は月額 25,700 円まで

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、保育園、認定こども園に通う概ね年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。

※幼稚園は満3歳から、それ以外は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が対象

※No.3、No.4については、保育の必要性(保護者の就労、疾病、障害等)が認定された子どもが対象

※無償化の対象となる施設・事業は、特定子ども・子育て支援施設等として市町村から子ども・子育て支援法第33条の11第1項の確認を受けている必要があります。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を除く)

子ども・子育て支援制度の事業の全体像

子ども・子育て支援給付	<p>子どものための現金給付</p> <p>児童手当法等に基づく児童手当等の給付</p>	市町村主体		
	<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>教育・保育給付認定子どもが幼稚園、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付</p> <p>① 施設型給付費（委託費）…特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）</p> <p>② 地域型保育給付費…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</p>			
	<p>子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月～</p> <p>施設等利用給付認定子どもが幼稚園、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付</p> <p>■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、確認を受けない幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</p>			
子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>①利用者支援事業</p> <p>②時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>③放課後児童健全育成事業</p> <p>④子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）</p> <p>⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）</p> <p>⑥養育支援訪問事業及び要支援児童の支援に資する事業</p> </td> <td> <p>⑦地域子育て支援拠点事業</p> <p>⑧一時預かり事業</p> <p>⑨病児保育事業</p> <p>⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</p> <p>⑪妊婦健康診査事業</p> <p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業</p> </td> </tr> </table>	<p>①利用者支援事業</p> <p>②時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>③放課後児童健全育成事業</p> <p>④子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）</p> <p>⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）</p> <p>⑥養育支援訪問事業及び要支援児童の支援に資する事業</p>	<p>⑦地域子育て支援拠点事業</p> <p>⑧一時預かり事業</p> <p>⑨病児保育事業</p> <p>⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</p> <p>⑪妊婦健康診査事業</p> <p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業</p>	国主体
	<p>①利用者支援事業</p> <p>②時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>③放課後児童健全育成事業</p> <p>④子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）</p> <p>⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）</p> <p>⑥養育支援訪問事業及び要支援児童の支援に資する事業</p>	<p>⑦地域子育て支援拠点事業</p> <p>⑧一時預かり事業</p> <p>⑨病児保育事業</p> <p>⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</p> <p>⑪妊婦健康診査事業</p> <p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業</p>		
<p>仕事・子育て両立支援事業</p> <p>■企業主導型保育事業 …事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）</p> <p>■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 …繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援</p>				

6 用語解説

【あ行】

●愛着形成

子どもが親などの特定の他者に対して情愛的なきずなをもち、自己肯定感など心の発達の基盤を育むこと。

●オールマイティーチャー

積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

【か行】

●家庭児童相談員

子どもに関する発達や学校生活、人間関係等の悩み等に関し、専門的に相談指導業務に従事する者。

●キャリア教育

キャリアとは、人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねであり、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

●基本指針

子ども・子育て支援法第60条で示された子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針。基本指針の主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針、制度に関する基本的事項の提示等。

●協働

市民、自治会等の公共的団体や NPO などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

●合計特殊出生率

ある年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年の出生状況がその後も変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に生むことが見込まれる子どもの数に相当するもの。

●コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

●子育て安心プラン

国が平成 29 年 6 月に策定した待機児童解消のための取組を一層強化、推進していくための政策。今後も 25 歳から 44 歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で女性就業率が 80%に達した場合にも対応できる保育の受け皿を新たに整備することとしている。

また、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和 2 年度末までに整備することとしている。

●子ども・子育て関連 3 法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律。

●子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画及び、その他子ども・子育て支援に関する業務の円滑な実施に関する計画。

●子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成 27 年度から施行された制度。本計画書では、この制度を「新制度」と略して表記する。

●子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援について定める。令和元年 5 月に一部改正が行われ、幼児教育・保育無償化について定められた。

●子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成 26 年 1 月施行。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的とする法律。基本理念を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。令和元年 6 月に一部改正が行われ、市町村の計画策定が努力義務化された。

●子供の貧困対策に関する大綱

平成 26 年 8 月閣議決定。子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めたもの。令和元年 11 月に新たな大綱を閣議決定。基本方針として切れ目のない支援や支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への配慮などを掲げるとともに、指標の見直しが行われた。

【さ行】

●次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策について定める。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法であったが、令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長となった。

●施設型給付・地域型保育給付

従来、認定こども園、幼稚園、保育所と施設類型により個別に行われていた財政支援を小規模保育等も含め共通化した財政支援のしくみ。市町村の確認を受けた施設・事業所は、公定価格に基づく額を施設・事業を利用する子どもの居住する市町村から給付される。

●児童福祉法

18 歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。

●児童福祉施設

児童福祉法に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称。

児童福祉法に定めのある児童福祉施設は次の 12 施設。

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター。

●準要保護児童生徒

市町村教育委員会に生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者のこと。

●障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と言い、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、施行された法律。自立支援給付や地域生活支援事業について定める。平成 30 年には児童福祉法と合わせて一部改正が行われ、障害児支援の拡充が盛り込まれた。

●食育

生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

●児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の 1 つで、保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

●スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立小中学校に県より配置されている。

●スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

【た行】

●特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特定子ども・子育て支援施設等

市町村が施設等利用給付費の支給に係る施設または事業として確認した私学助成の幼稚園や認可外保育施設、一時預かり事業、特別支援学校のこと。

幼児教育・保育無償化措置のため子ども・子育て支援法の一部改正により創設された。

【な行】

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であり、児童福祉法に基づく認可保育所以外のものの総称。また、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で保護者と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含む。

●認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

●発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められているもの。

●副食材料費

おやつを含む、主食（お米、麺、パン等）以外のすべてを対象とする食材料費のこと。

●母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関して定め、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。母子家庭等への福祉資金の貸付けや就業支援事業、自立支援給付金などの支援措置について定める。

●母子・父子自立支援員

配偶者のいない者で児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び相談指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に従事する者。

【や行】

●要支援児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童である要保護児童を除き、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

●幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成30年度4月に改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」にて示されている小学校入学時までに育まれる子どもの具体的な姿。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現の10の姿が示されている。

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、関係機関で必要な情報の交換や支援内容の協議を行う場として児童福祉法に位置づけられた協議会。

【ら行】

●ライフデザイン

ワーク・ライフ・バランスや生活環境の形成など、家庭や地域、コミュニティなど身近な生活の関わりを軸に、自分の将来をイメージして行動指針を作ること。

●療育

発達や発育に心配や不安のある子どもが、社会的に自立することを目的に、子どもの発達状況や特性に応じた支援を行うこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度

発行年月 令和2年3月

発行 川越市子ども未来部子ども政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

T E L 049-224-8811 (代表)

049-224-6278 (直通)

F A X 049-223-8786

E-mail kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp



川越市シンボルマーク

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。